

第1号議案

知事からの意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた平成23年2月定例会に提出される次の議案については、異議がないものとする。

平成23年2月18日

大阪府教育委員会

(予 算 案)

- 1 平成23年度大阪府一般会計予算の件（教育委員会関係分）
- 2 平成22年度大阪府一般会計補正予算の件（教育委員会関係分）

(事件議決案)

- 1 大阪府立門真スポーツセンターにおける屋根タイルの剝落に係る損害賠償請求についての訴えの提起の件
- 2 指定管理者の指定の件（大阪府立少年自然の家）

(条 例 案)

- 1 大阪府立高等学校等条例一部改正の件
- 2 府費負担教職員定数条例一部改正の件
- 3 大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例一部改正の件
- 4 職員の給料及び管理職手当の特例に関する条例制定の件
- 5 知事等の給料、報酬、期末手当等の特例に関する条例制定の件
- 6 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例制定の件
- 7 職員の退職管理に関する条例制定の件
- 8 大阪府立インターネットデータセンター条例等一部改正の件
- 9 職員の給与に関する条例等一部改正の件
- 10 職員の懲戒の方法及び効果に関する条例等一部改正の件

[根拠規定]

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分
その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する
場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

大阪府教育委員会事務決裁規則

(委員会決裁事項)

第三条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

六 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条に規定する意見の申出に
関すること。

平成23年度当初予算(案)の概要

教育委員会

1 規模(性質別)

区 分	平成23年度当初予算			構成比	前年比	平成22年度当初予算			構成比
教育委員会予算額	5,724億	5,638万	4千円	/	99.9	5,730億	1,972万	1千円	/
人件費	5,433億	9,809万	4千円	94.9	100.2	5,424億	3,796万	8千円	94.7
建設事業費	97億	7,617万	1千円	1.7	108.9	89億	7,857万	1千円	1.5
建設公共	7億	5,306万	9千円	0.1	103.3	7億	2,895万	4千円	0.1
建設単独	90億	2,310万	2千円	1.6	109.4	82億	4,961万	7千円	1.4
その他	192億	8,211万	9千円	3.4	89.3	216億	318万	2千円	3.8

* 教育委員会予算額の大阪府一般会計歳出総額に占める割合 平成23年度 17.7%(平成22年度 14.6%)

<参考>

区 分	平成23年度当初予算			構成比	前年比	平成22年度当初予算			構成比	
大阪府一般会計歳出総額	3兆	2,417億	4,000万円	/	82.7	3兆	9,184億	3,700万円	/	
人件費	8,501億	1,293万	9千円	26.2	100.5	8,457億	1,129万	円	21.6	
建設事業費	2,250億	8,538万	円	6.9	104.8	2,147億	8,882万	8千円	5.5	
建設公共	1,497億	7,610万	3千円	4.6	104.5	1,433億	8,366万	9千円	3.7	
建設単独	753億	927万	7千円	2.3	105.5	714億	515万	9千円	1.8	
その他	2兆	1,665億	4,168万	66.9	75.8	2兆	8,579億	3,688万	2千円	72.9

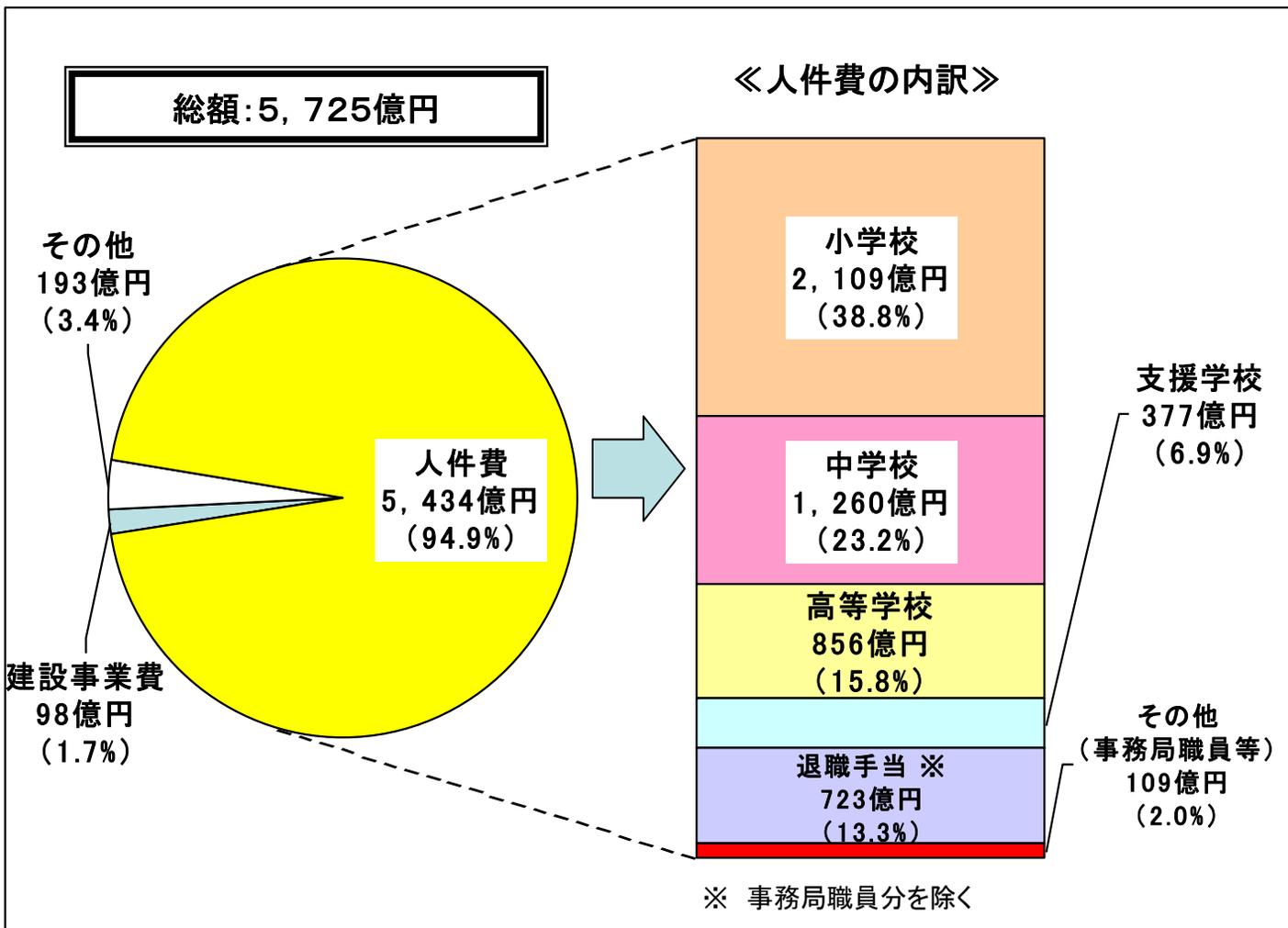
2 項別予算内訳《教育委員会》

区 分	平成23年度当初予算			構成比	前年比	平成22年度当初予算			構成比
教育総務費	860億	6,947万	円	15.04	93.83	917億	3,194万	1千円	16.01
小学校費	2,115億	4,791万	7千円	36.95	99.23	2,131億	8,925万	9千円	37.20
中学校費	1,264億	6,958万	5千円	22.09	102.18	1,237億	6,908万	1千円	21.60
高等学校費	1,026億	8,314万	円	17.94	101.25	1,014億	1,121万	1千円	17.70
特別支援学校費	421億	3,461万	1千円	7.36	110.30	381億	9,981万	5千円	6.67
高等専門学校費	—————	円	/	/	/	15億	98万	6千円	0.26
社会教育費	15億	2,277万	円	0.27	102.22	14億	8,963万	2千円	0.26
保健体育費	18億	9,089万	1千円	0.33	109.44	17億	2,779万	6千円	0.30
文教諸費	1億	3,800万	円	0.02	/	—————	円	/	/

3 財源内訳《教育委員会》

区 分	平成23年度当初予算			構成比	前年比	平成22年度当初予算			構成比
国庫支出金	1,106億	5,124万	8千円	19.4	99.6	1,110億	9,229万	7千円	19.4
地方債	58億	3,200万	円	1.0	103.7	56億	2,200万	円	1.0
その他	36億	1,458万	1千円	0.6	89.8	40億	2,718万	6千円	0.7
一般財源	4,523億	5,855万	5千円	79.0	100.0	4,522億	7,823万	8千円	78.9

平成23年度 当初予算(人件費)案の概要



《条例定数の状況》

区分	H23当初	H22当初	増減
小学校	27,233人	27,375人	▲142人
中学校	15,741人	15,375人	366人
高等学校	10,175人	10,243人	▲68人
支援学校	4,883人	4,641人	242人
工業高等専門学校	—	128人	▲128人
事務局	670人	670人	0人
計	58,702人	58,432人	270人

平成23年度 教育委員会予算（案）のポイント

■「大阪の教育力向上プラン」の着実な推進

+ H23～ *特色のある新たな高等学校がスタート
*公立・私立の切磋琢磨の条件整備
*学校長の経営マネジメントの強化

リーダーの育成 ～社会をリードする人材を育成～

■使える英語プロジェクト（小中学校）

【新規】〈80,988千円〉

50中学校区で外国人講師を活用した授業方法の研究や大学と連携した体験活動を実践。その成果を育成プログラムにまとめ、府内の小・中学校に普及。

主要事業 1

■教員等による海外教育先進事例研究

【新規】〈51,720千円〉

学校現場の教員等を海外の先進的な取組みを行う学校等に派遣（H23・H24で公私あわせて計500人以上）。その成果を各学校での取組みや大阪全体の教育施策に反映。

主要事業 3

■使える英語プロジェクト（高校）

【新規】〈231,626千円〉

英語コミュニケーション能力のさらなる向上を図るため、府立高校24校をEnglish Frontier High Schoolsに指定し、外国人講師による授業の充実や特設レッスン等を開設、あわせて各府立高校の英語活動を支援。

主要事業 2

■進学指導特色校（Global Leaders High School）

【拡充】〈152,662千円〉

グローバル社会をリードする人材を育成するため、府立高校10校に普通科とあわせて文理学科（専門学科）を設置し、学力診断共通テストや10校合同発表会の開催等に取り組む。

主要事業 4

大阪教育の底上げ ～全ての子どもたちの学びを支援～

■学力向上重点校支援プロジェクト

【新規】〈32,866千円〉

府と市町村が連携して、それぞれの役割と責任のもと学力向上を図るため、課題のある小・中学校150校を対象に、指導主事や専門家の派遣等により支援。

主要事業 5

■障がいのある生徒の高校生活支援

【新規】〈102,745千円〉

府立高校に臨床心理士等のエキスパート支援員を配置するとともに、介助員や学習支援員を配置し、障がいのある生徒の学校生活や学習を支援。

主要事業 8

■教育センター附属高等学校

【拡充】〈80,283千円〉

教育センターに全国初の附属高校を設置し、プレゼンテーション・ディベートを取り入れた授業やPISA型学力を育成するためのモデル授業や授業研究など先導的な実践・研究を展開。その成果を発信し、大阪の教育課題解決に寄与。

主要事業 4

■府立知的障がい支援学校新校整備等

【拡充】〈584,581千円〉

府内4地域での新校整備を推進するとともに、それまでの対応として4分校を運営。児童・生徒数増加に対応するとともに、社会的自立を支援。

主要事業 9

■実践的キャリア教育・職業教育の支援

【新規】〈138,000千円〉

府立・私立高校60校程度を公募の上、推進校に指定。校長のマネジメントによる企業等と連携したプログラムを進め、就職内定率の向上、進路未定者の減少を図る。

主要事業 6

■府立支援学校ジョブチャレンジ整備

【新規】〈6,173千円〉

府立支援学校4校（泉北高等支援、堺支援、佐野支援、佐野支援砂川校）の高等部に「職業コース」を新設し、就労を見据えた指導を充実。

■中学校給食導入促進事業

【新規】〈債務負担行為 24,600,000千円（限度額）〉

（事業期間：平成23年度～平成27年度）

学力や体力の根幹となる中学生の「食」を充実させ、大阪の教育力の向上につなげるため、時限を設けた市町村に対する財政的な支援を実施。
（補助制度の詳細については、今後検討）

主要事業 7

■特別教室の空調整備・学校改修の促進（トイレ等の計画的整備）

【新規】〈813,000千円〉

H23から5年間で、各府立学校の特別教室に3教室（工科は4教室）を目途に空調を整備。あわせて、緊急対策として老朽化した校舎のトイレ等を計画的に改修。

主要事業 10

学校現場の支援強化 ～学校の主体的な取組みを支援～

■校長マネジメント推進

【拡充】〈233,500千円〉

H23より全ての府立学校で作成する「学校経営計画」の実現のため、校長・准校長の裁量により活用できる予算を充実。〈校長マネジメント経費〉あわせて、中期的目標の具体化のための基盤整備を支援。〈中期計画推進費〉PDCAサイクルによる学校経営を徹底する。

主要事業 11

■教育のICT化推進

【新規】〈67,869千円〉

H26を目途に、教員1人1台PCのもと、効率的なICT環境を実現し、児童・生徒に向き合う時間の確保に努めるため、府立学校のネットワークシステムについて検証するとともに、成績・出欠管理など全校共通の「校務処理システム」を開発。

主要事業 12

■がんばった学校支援

【新規】〈200,000千円〉

高等学校における教育活動で、中退防止などの課題解決や教育実践に成果を挙げた学校のがんばりを評価し、教育活動・教育設備の充実を支援。

主要事業 11

■学校事務のサポート

府立高校における授業料無償化に伴う関係事務の軽減等にあわせて、教育委員会事務局に一部業務を集約化。「施設課」と「財務課」を「施設財務課」に再編し、学校事務支援体制を強化。

担当課	市町村教育室小中学校課
担当者	教務グループ 松元、安田
内線	5486
直通	06-6944-3816

使える英語プロジェクト事業【知事重点事業】

(大阪教育ゆめ基金活用)

【事業目的】

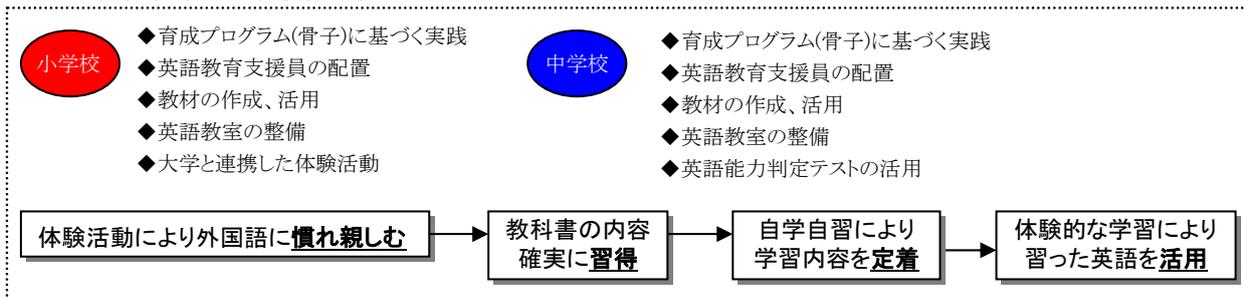
- ・ 義務教育終了段階で、自分の考えや意見を英語で伝えられる生徒（「英語を使うなにわっ子」）の育成をめざす。
- ・ 「読む」「書く」「聞く」「話す」の4つの力をバランスよくはぐくむ授業改善と、家庭学習教材を開発して生徒の自学自習力を育成する。

【平成23年度当初予算額】 80,988千円

【事業内容】

- (1) 対象 府内50中学校区（政令市除く）を実践研究校として指定
- (2) 事業実施期間 平成23・24・25年度の3年間
- (3) 内容
 - 実践研究校は、府教育委員会が作成するプログラム（骨子）に基づき、外国人講師等（英語教育支援員）を活用した授業方法の研究や、英語によるコミュニケーション活動を行う専用教室の整備等を行う。
 - プログラムの効果を検証するため、50中学校区の生徒を対象に英語能力判定テストを実施する。
 - 成果を「英語を使うなにわっ子」育成プログラムにまとめ、府内の小・中学校に普及させる。

＜実践研究（50中学校区）の内容＞



＜育成プログラムの作成 H23～＞

- ① 小・中学校5年間の指導計画
- ② 小・中学校の指導教材、指導資料
- ③ 家庭学習教材及びその活用方法
- ④ 英語教室の活用方法



＜育成プログラムの普及 H24～＞

- | | |
|--|---|
|  <ul style="list-style-type: none"> ▶ 「英語を使うなにわっ子」育成プログラムの作成・配付 (H24・25) ▶ 研究フォーラムの開催 (H25) ▶ 教員研修の実施 (H24・25) |  <ul style="list-style-type: none"> ▶ 教員研修の実施(H24,25) <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村教育委員会主催の研修 ・ 実践校による授業公開の実施 |
|--|---|

担当課 教育振興室高等学校課
 担当者 教務グループ 首席指導主事 向畦地昭雄
 内線 3428・3429
 直通 06-6944-6369・8754

使える英語プロジェクト事業【知事重点事業】

(一部大阪教育ゆめ基金活用)

【事業目的】

国際社会や今後の時代を見据え、確かな学力を育むことに加え、将来、社会の中で自立できる力や態度を身につけさせるため、府立高校生の英語コミュニケーション能力のさらなる向上を図る。

【平成23年度当初予算額】 231,626千円

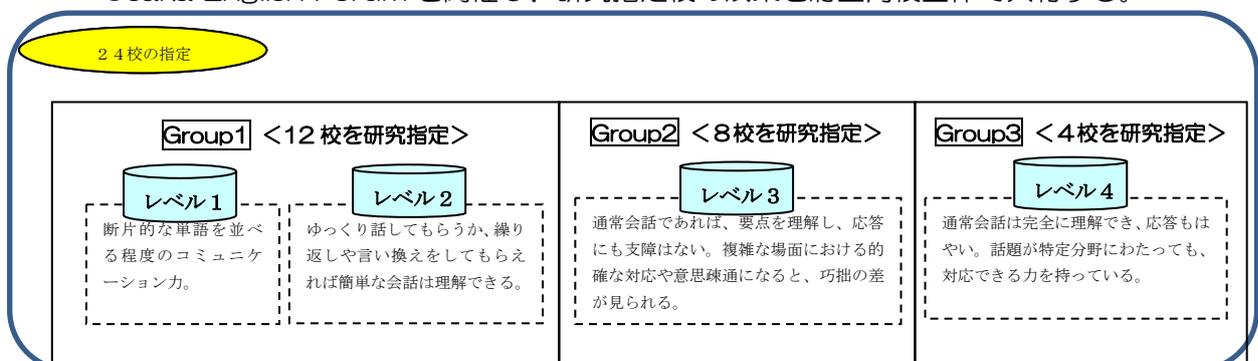
【事業内容】

○English Frontier High Schools (201,835千円)

English Frontier High Schoolsとして府立高校24校を研究校に指定し、各校のレベルに応じた3つのグループに分け、それぞれの到達目標を設定し取り組む。

(内容)

- ・外国人講師27人を新たに研究校に配置し、授業を充実させる。
- ・smallなどの語学学習機器や英語ルームを整備する。
- ・指導法の研究や教材作成を行う。
- ・外国人講師等による特設レッスンを開設する。
- ・Osaka English Forumを開催し、研究指定校の成果を府立高校全体で共有する。



○学校の英語活動支援 (22,500千円)

授業以外で英語を使う機会を増やすため、生徒の海外語学研修を支援するとともに、国内での活動として、国際会議、English Camp、英語コンテスト、海外からの生徒受け入れなど、学校の英語活動の取組みを支援する。

○Advanced Class、教員研修 (7,291千円)

留学や海外の大学入学をめざして英語力の向上を図りたい高校生のための特訓クラス、Advanced Classを府内4ヶ所で開設し、外国人講師等による授業を行う。

また、教員の英語力・英語指導力を向上させるため、教育センター教員研修や、国内外の大学への派遣など、英語科教員の研修の充実を図る。

《TOEFL・TOEIC 団体実施》

生徒の英語学習の目標設定や動機付けを行うため、TOEFLやTOEICの団体受験を府教委が主催して実施する。受験料は受験者負担。

担当課	教育総務企画課
担当者	教育政策グループ 清田
内線	3413
直通	06-6944-8039

海外教育先進事例研究派遣事業【知事重点事業】
(大阪教育ゆめ基金活用)

【事業目的】

学校現場の教員等を海外の先進的な取り組みを行う学校等に派遣し、その成果を今後の各学校での取り組みや大阪全体の教育施策に反映させる。

【平成 23 年度当初予算額】 51,720千円

【事業内容】

派遣時期	2回に分けて派遣（9月頃、12月頃）	
形態	巡回型	拠点型
	2泊3日（3泊4日）程度の日程で5～6校程度の学校等を視察	3泊4日程度の日程で1校を拠点に集中的に視察・研究
派遣先	アジア諸国を中心に 6都市程度	左記の中から 3都市程度
	韓国（ソウル・釜山）、中国（上海）、台湾、香港・マカオ、シンガポール、インド など ※ 具体的な派遣都市は今後調整	
派遣人数	1都市20名程度 ⇒120名程度	1都市5名程度 ⇒15名程度
	平成23年度270名（※）程度を派遣 （平成23・24年度の2か年で500名以上を派遣） ※私立学校の教員も含む（詳細は今後検討）	
訪問先	英語教育、ICT教育、キャリア教育、英才教育、学力向上に向けた取り組み、生徒指導などにおいて先進的な取り組みを行っている各都市の学校等を選定	



担当課	教育振興室 高等学校課
担当者	教務グループ 首席指導主事 向畦地昭雄
内 線	3428・3429
直 通	06-6944-6369・8754

府立高校のさらなる特色づくり推進事業【知事重点事業】 (一部大阪教育ゆめ基金活用)

【事業目的】

府立高等学校のさらなる特色づくりを推進する。

【平成23年度当初予算額】

372,042千円

<債務負担行為 平成24年度 3,334千円>

【事業内容】

○ 「進学指導特色校 (Global Leaders High School)」の支援 (152,662千円)

豊かな感性と幅広い教養を身に付け、社会に貢献する志を持つ、グローバル社会をリードする人材を育成する。

そのため、10校を進学指導特色校 (Global Leaders High School) として普通科と併せて文理学科 (専門学科) を設置し、学力診断共通テストの実施や10校合同発表会の開催などに取り組む。

対象校：北野高校、豊中高校、茨木高校、大手前高校、四條畷高校、高津高校、天王寺高校、生野高校、三国丘高校、岸和田高校

○ 教育センター附属高等学校の設置 (80,283千円)

先導的な教育活動を実践し、その成果を発信することで、大阪の教育課題の解決に寄与するため、教育センターに附属する高等学校を全国で初めて設置する。プレゼンテーションやディベートなどを取り入れた授業やPISA型の学力を育成するためのモデル授業・研究授業の実施等に必要な施設・設備の充実を図る。

対象校：大和川高校

○ 新たな体育科の設置 (130,984千円)

将来のトップアスリートや、すぐれた体育指導者等、幅広い分野で活躍する人材を育成するため、新たに体育科を設置する。全天候型のタータントラックと人工芝グラウンドを整備 (工事の2年目)。

対象校：摂津高校



○ 新たな地域での中高連携教育の推進 (8,113千円)

学力の向上、健やかな心身の育成や生徒の自尊感情の醸成を目的として、中学校と高校が連携した教育活動を充実する。そのため、s m a L L (簡易型LL機器) や書道制作室等を整備する。

対象校：柏原東高校及び柏原市内の6中学校



担当課	市町村教育室小中学校課
担当者	学力向上グループ 坂本・片山
内線	6889
直通	06-6944-6889

学力向上重点校支援プロジェクト事業【知事重点事業】

(大阪教育ゆめ基金活用)

【事業目的】

府教育委員会が市町村教育委員会と連携しながら、府内の小・中学校を支援することにより、府全体の学力向上を図る。

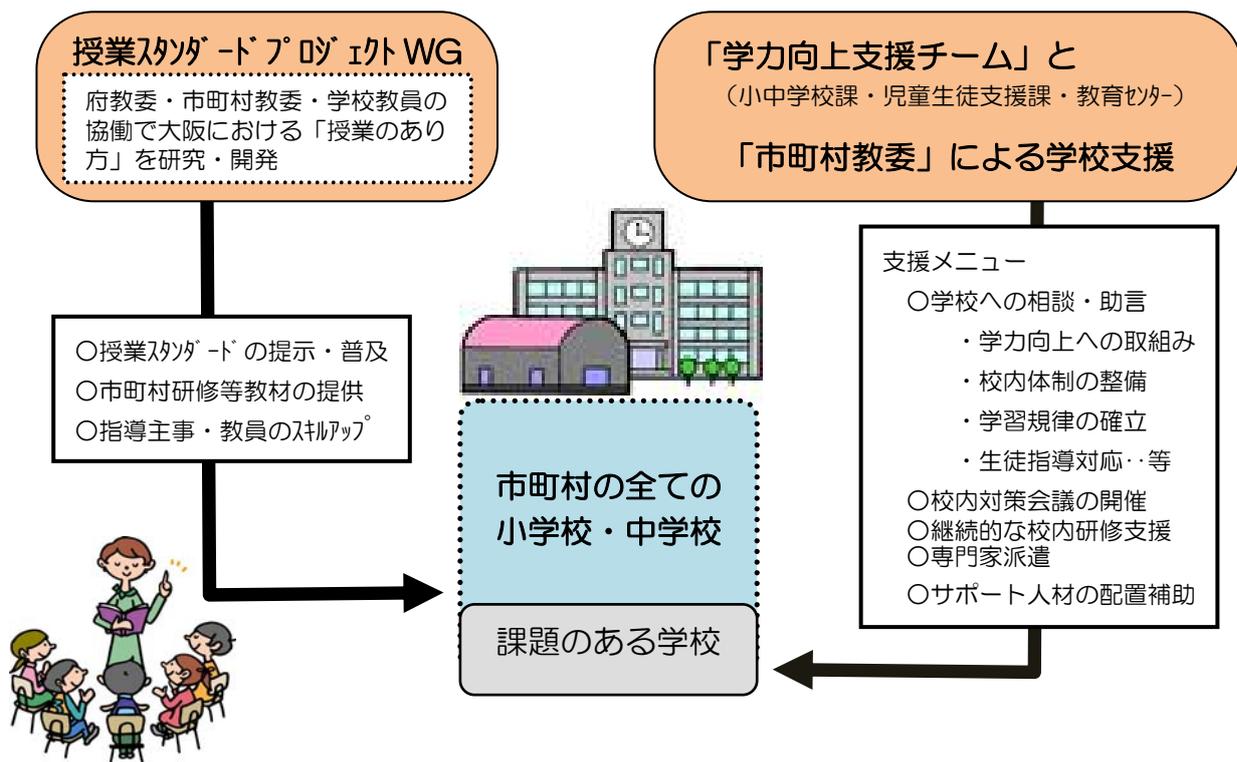
【平成23年度当初予算額】 32,866千円

【事業内容】

- (1) 対象校 学力等に課題のある府内小・中学校 150校（政令市を除く。）
- (2) 事業実施期間 平成23・24年度の2年間
- (3) 内容

府教育委員会と市町村教育委員会が課題意識や取り組みの方向性を共有し、それぞれの役割と責任のもとに、学力向上のために以下の取組みを進める。

- ・課題のある学校を支援校に定め、「学力向上計画」に基づいた「支援計画」を策定し、各学校の取組みへの支援を行う。
- ・大阪の授業のあり方を示した「大阪の授業スタンダード」を作成し、府内全体への普及を図る。



担当課 教育振興室高等学校課

担当者

- ・高等学校課 生徒指導グループ
首席指導主事 山上 (内線 3432)
直通 06-6944-3858
- ・府民文化部私学・大学課 小中高振興グループ
課長補佐 大宅 (内線 6790)
直通 06-6210-9272

実践的キャリア教育・職業教育支援事業【知事重点事業】

【事業目的】

「職業教育ナンバー1」をめざして、実践的なキャリア教育・職業教育に「頑張る高校」を支援し、高校生の就職内定率の向上、進路未定者の減少を図る。

【平成23年度当初予算額】

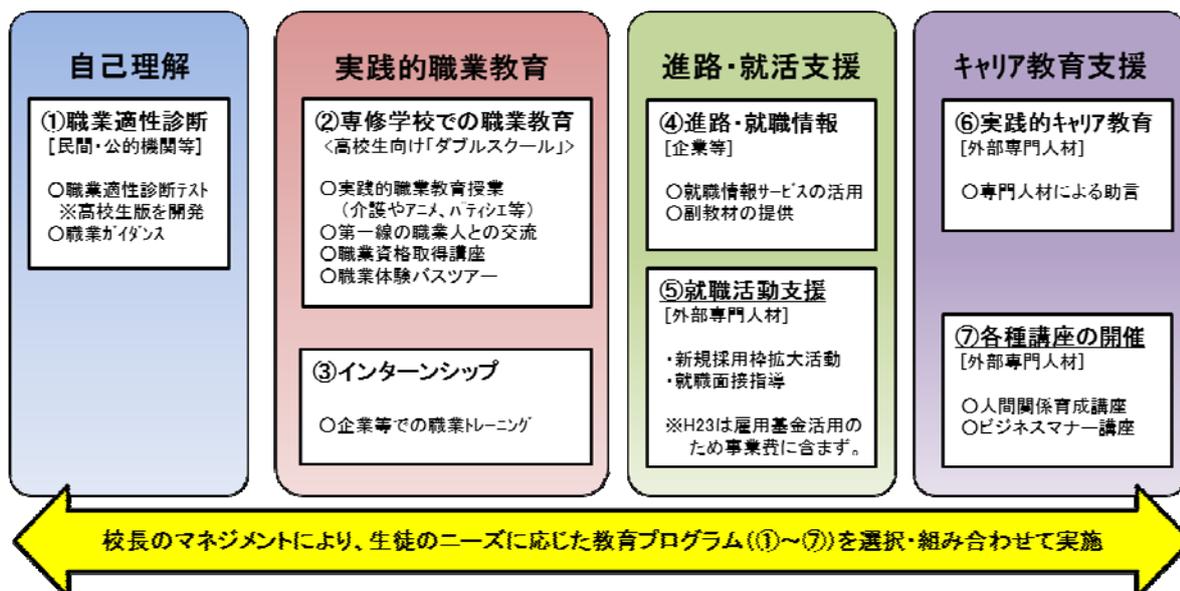
138,000千円

【事業内容】

高校の校長マネジメントにより、専門学校や企業、外部人材と連携して、各学校のニーズに応じた実践的なキャリア教育・職業教育プログラムを実践する。

【事業対象】

大阪府内の高校60校程度（府立、私立）を「実践的キャリア教育・職業教育推進校」として公募により指定する。



担当課	教育委員会事務局教育振興室 保健体育課 保健・給食グループ
担当者 内線 直通	担当：氏内、山崎 内線：3470 直通：06-6944-6903

中学校給食導入促進事業【知事重点事業】

【事業目的】

中学校給食の実施は、学校給食法上、設置者（市町村）の努力義務となっているが、大阪は実施率が全国で最も低い。

このため、中学校給食の導入を促進し、学力や体力の根幹となる中学生の「食」を充実させ、大阪の教育力の向上につなげるため、時限を設けた市町村に対する財政的な支援を実施する。

【予算額】 債務負担行為 246億円（限度額）

【事業内容】

事業期間：平成23年度から27年度【5年間】

※補助制度の詳細については、今後検討



《完全給食実施状況》（平成22年度末見込み）

- ・大阪 12.3%（政令市を除くと19.6%） ⇔ 全国 約80%
- ・12/41市町村、57/291校（政令市を除く）

《実施方式》

方式	市町村	
	全員喫食	選択制
単独調理場方式（自校方式）	箕面、門真、和泉、熊取、田尻、岬	富田林
共同調理場方式（給食センター方式）	四條畷、交野、松原、大阪狭山	
民間施設を活用		吹田

※四角囲みの市町村は全中学校で実施

担当課	教育振興室 高等学校課
担当者	生徒指導グループ 首席指導主事 山上 浩一
内 線	3 4 3 2
直 通	0 6 - 6 9 4 4 - 3 8 5 8

障がいのある生徒の高校生活支援事業【知事重点事業】

【事業目的】

府立高等学校において、障がいのある生徒と障がいのない生徒の「ともに学びともに育つ」教育を推進するため、教育環境の整備を行う。

【平成 23 年度当初予算額】 102,745千円

【事業内容】

○「エキスパート支援員」の配置（58,826千円）

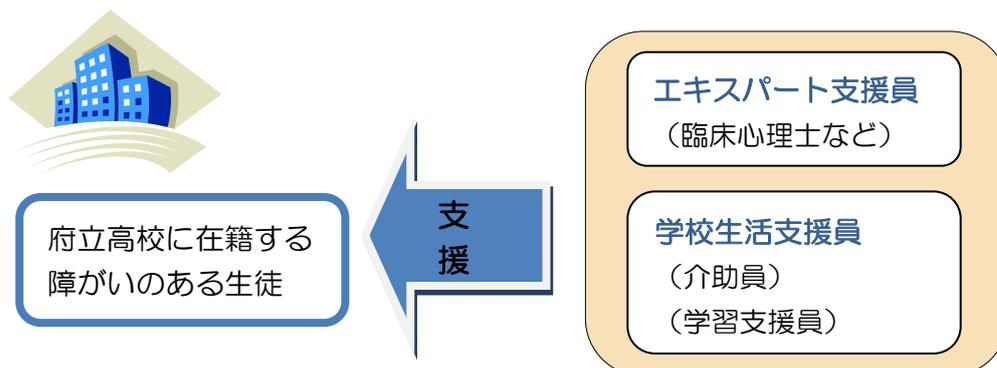
臨床心理士や看護師など、専門的な知識を持つ支援員を学校に配置し、直接障がいのある生徒の心身のケアや支援を行うほか、教員に対して障がいのある生徒の対応・支援のための助言やコンサルテーションを行う。

○「学校生活支援員（介助員）」の配置（28,854千円）

トイレや食事の介助の必要な生徒に対して生活介助を行う人材を配置する。

○「学校生活支援員（学習支援員）」の配置（15,065千円）

障がいのある生徒に対して、メモ取りや教材整理などの学習支援を行う人材を配置する。



担当課	教育振興室 支援教育課
担当者	学校整備グループ 松下、増田
内線	4733・4734
直通	06-6941-0618

～府立支援学校の教育環境の整備・充実～

(知事重点事業)

【事業目的】

府立支援学校における知的障がいのある児童生徒数の増加に対応するため府内4地域で新校を整備するとともに、就労を通じた社会的自立を支援する観点から、知的障がいのある生徒の就労を通じた社会的自立をめざす「たまがわタイプ高等支援学校」をうち3地域で併設し、府立支援学校の教育環境の充実を図る。

【平成23年度当初予算額】 584,581千円

- ・知的障がい支援学校新校整備事業 525,889千円
- ・府立支援学校教育環境整備事業 58,692千円

【事業内容】

府内4地域において下記のとおり新校整備を推進する。

あわせて、新校整備までの間の児童生徒数の増加に対応するために開校した4分校の運営を行う。

平成23年度の事業概要

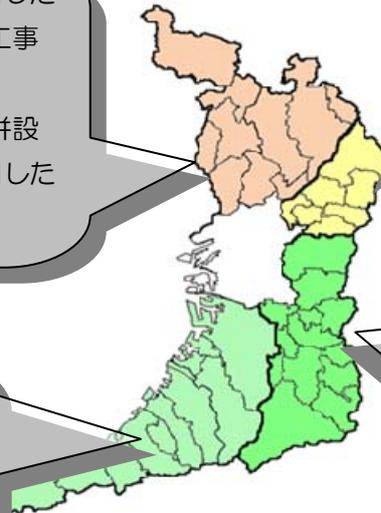
豊能・三島地域

- 旧鳥飼高校の施設・校地を活用した新校整備の実施設等と建築工事 (H23年度中着工)
- たまがわタイプ高等支援学校併設
- 旧鳥飼高校の施設・校地を活用した分校を運営

泉北・泉南地域

- 砂川高校(H23.3閉校予定)閉校後の施設・校地を活用した新校整備の基本設計・実施設等
- たまがわタイプ高等支援学校併設
- 砂川厚生福祉センターに建設した分校を運営

- 新校整備
- 新校整備までの対応



北河内地域

- 旧枚方市立村野中学校敷地を活用した新校整備の基本設計等と旧校舎の解体撤去工事
- たまがわタイプ高等支援学校併設
- 旧四條畷北高校の施設・校地を活用した分校を運営

中河内・南河内地域

- 西浦高校(H23.3閉校予定)閉校後の施設・校地を活用した新校整備の基本計画の策定等
- 旧清友高校の施設・校地を活用した分校を運営

*たまがわタイプ高等支援学校：知的障がいのある生徒の就労を通じた社会的自立をめざす高等支援学校

担当課	施設課
担当者	施設整備グループ 施設第一総括主査 小池聡幸 施設第二総括主査 濱田直樹
内 線	3459・3455
直 通	06-6944-6898

府立学校教育環境整備事業（特別教室空調設備）

府立学校施設・設備改修費（緊急対策）

【事業目的】

府立学校では、空調設備を設置している特別教室が少ないため、使用頻度の高い特別教室に空調設備を5カ年計画（平成23～27年度）で導入する。

また、昭和40年代以前に建築された校舎において、設備面での劣化が著しいことから、トイレ等の改修を緊急対策として行う。

【平成23年度当初予算額・事業内容】

○府立学校教育環境整備事業（特別教室空調設備） 518,000千円

1校あたり3教室を目途として、特別教室に空調設備を設置する。
なお、工科高校等については、実習教室枠として1教室分を追加する。

①高等学校空調設備経費（27校83教室） 438,000千円
②支援学校空調設備経費（5校15教室） 80,000千円

○府立学校施設・設備改修費（緊急対策） 295,000千円

① 高等学校 トイレ改修（4校）等 265,000千円
② 支援学校 プール施設改修（8校）等 30,000千円

担当課	教育振興室高等学校課		
担当者	教務グループ	向睦地	3428
内線	学校経営支援グループ	古川	3431
直通	教務G	06-6946-2387	
	学校経営支援G	06-6944-6885	

校長マネジメント推進事業【知事重点事業】 がんばった学校支援事業【知事重点事業】

【事業目的】

すべての府立学校において中期計画を作成し、校長のマネジメント力を強化してPDCAサイクルによる学校経営を一層推進する。

また、さらに質の高い教育効果を生み出すよう、顕著な成果を挙げた学校や優れた取組みを実践した学校を支援する。

【平成23年度当初予算額】 433,500千円

【事業内容】

(1) 校長マネジメント推進事業 233,500千円

すべての学校で作成する「学校経営計画」を実現するため、校長・准校長の裁量により活用できる予算を充実するとともに、「学校経営計画」における中期的目標の具体化に向けた基盤整備のため、課題に応じた大型備品の購入や施設設備の改修等の中規模的な投資を行う。

○校長マネジメント経費 173,500千円

- ・高等学校全日制、多部制単位制Ⅰ・Ⅱ部及び支援学校（163校）
…1校あたり100万円を上限に配当
- ・高等学校定時制、多部制単位制Ⅲ部、通信制、支援学校分校設置校（21校）
…1校あたり50万円を上限に加算

○中期計画推進費 60,000千円

- ・支援対象：10～15校
- ・1校あたり500万円を上限

(2) がんばった学校支援事業 200,000千円

平成22年度の高等学校における教育活動で、顕著な成果を挙げた学校、優れた取組みを実践した学校を対象とし、教育活動の支援、教育設備の充実を図る。

【例】・全国的に認知された大会やコンクールなどでの顕著な実績

- ・他に例のない学校独自の斬新で個性ある取組み
- ・中退率の顕著な減少や進路決定率の大幅な向上など

担当課	教育振興室高等学校課
担当者	学校経営支援グループ 川上・浅田
内線	3426・3427
直通	06-6944-6885

府立学校における教育のICT化推進事業【知事重点事業】

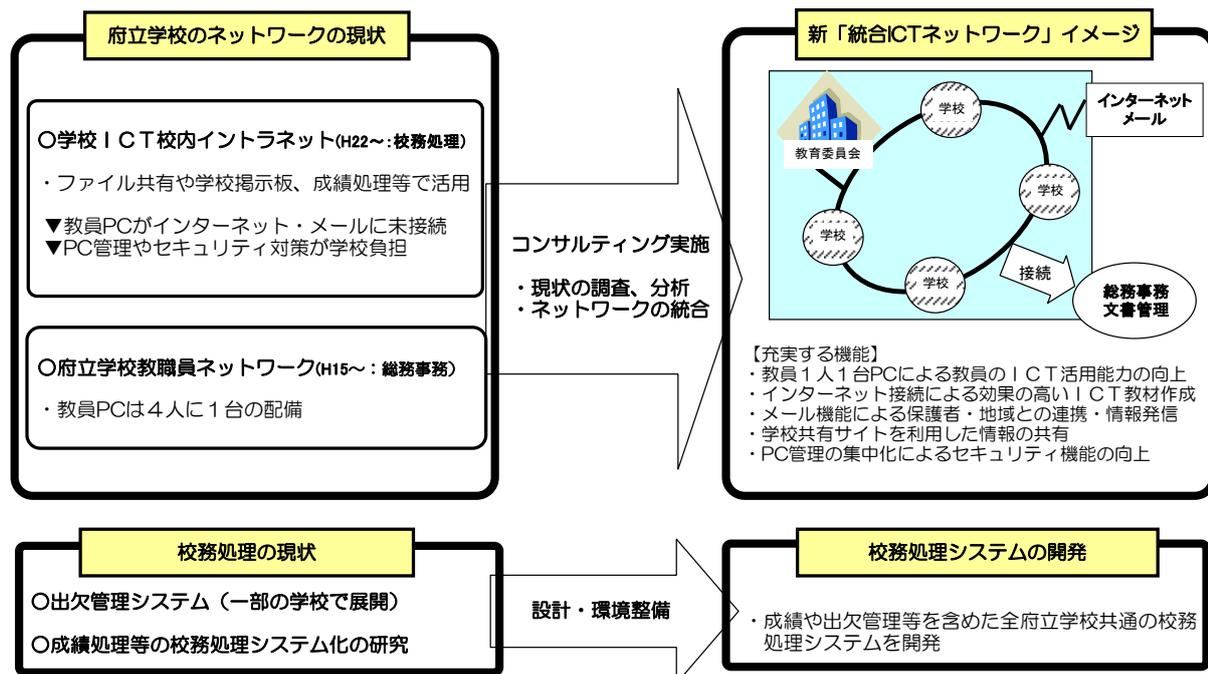
【事業目的】

府立学校における現行ネットワークを平成26年度スタートを目途に再構築することで、校務の情報化や児童・生徒に関する成績・学習状況等の共有化を進め、教員の事務負担を軽減して児童・生徒に向き合う時間の確保に努めるとともに、教育のICT化を進める。

【平成23年度当初予算額】 67,869千円

【事業内容】

- (1) 府立学校のネットワークへのコンサルティング 25,187千円
 - ・ 府立学校において、目的別に整備されているネットワークや端末機について、より効率的に有効活用できるICT環境の実現に向け検証
- (2) 校務処理システムの導入 32,969千円（債務負担H24～25 26,880千円）
 - ・ 全府立学校共通の成績・出欠管理等を含む校務処理システムを開発
 - ・ パイロット校での環境整備・研修・試用、サポート窓口の設置の後、全府立学校に導入
- (3) 活用不能PCの廃棄 9,713千円
 - ・ 古いOSを使用している等の理由により活用できなくなったPCを順次廃棄処分



担当課	文化財保護課
担当者	指定文化財グループ 小浜
内線	3493
直通	06-6210-9900

百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進事業【知事重点事業】

【事業目的】

大阪の都市魅力を一層向上させるため、ユネスコ世界遺産暫定一覧表に記載された「百舌鳥・古市古墳群」の世界遺産登録の早期実現を目指し、取組みを進める。

【平成23年度当初予算額】 12,823千円

(うち有識者会議、府市合同会議の運営費
12,434千円)

【事業内容】

○世界文化遺産有識者会議の運営（851千円）

登録に向けた取組みを進めていくため、府・堺市・羽曳野市・藤井寺市の4自治体が共同して会議を開催し、構成資産の精査や資産保護のための緩衝地帯の設定などについて検討を行う。

○世界遺産登録推進府市合同会議の運営（11,583千円）

4自治体の行政職員により組織し、自治体間の事務調整、合同事業を行う。合同事業では、百舌鳥・古市古墳群についての基礎資料作成に加え、推薦書作成に向けた学術検討や広域的な情報発信に関する事業を行う。

教育委員会 平成23年度 当初予算案の概要

担当:教育総務企画課
 担当者:総務・予算グループ
 総括補佐 武田 一雄
 内線:3411
 直通:06-6944-6049

一般会計	平成23年度当初予算額	5,724億5,638万4千円
	平成22年度当初予算額	5,730億1,972万1千円
	平成22年度最終予算額	5,603億2,113万7千円
	前年比 23当初/22当初	99.9%

〔 一 般 会 計 〕

上段 平成23当初

中段 平成22当初

下段 平成22最終

事業名	事業費	事業内容の説明
<1. 公立小・中学校で、子どもたちの学力を最大限に伸ばす>		
使える英語プロジェクト事業費 《新規 知事重点事業》 (大阪教育ゆめ基金活用)	8,098万8千円 0 0	50中学校区を実践研究校に指定し、英語教室の整備や、外国人講師等を活用した授業方法の研究や大学と連携した体験活動の実践など、自分の考えや意見を英語で伝えられる生徒を育成する市町村を支援する。 また、50中学校区の実践をもとに教材、家庭学習教材の活用方法などを「育成プログラム」にまとめ、府内の小中学校に普及する。 【主要事業1参照】
学力向上重点校支援プロジェクト事業費 《新規 知事重点事業》 (大阪教育ゆめ基金活用)	3,286万6千円 0 0	府教育委員会学力向上支援チームと市町村教育委員会の連携により、「学力向上計画」と「支援計画」を策定し、課題のある小・中学校150校の取組みを支援する。 ○学力向上支援チーム(指導主事、退職校長)による相談・助言など ○サポート人材(退職教員、地域人材、大学生等)の配置補助 【主要事業5参照】
学力向上プロジェクト支援事業費 《知事重点事業》	10億1,703万1千円 10億2,720万1千円 9億2,311万5千円	課題解決に取り組むために「学力向上プラン」を策定し、「学力向上委員会」の設置を行うなどの組織体制を整備する中学校に教員等を配置し学力向上を図る。

事業名	事業費	事業内容の説明
大阪府学力・学習状況調査事業費 《知事重点事業》 (大阪教育ゆめ基金活用)	1億1,952万6千円 5,746万8千円 3,018万5千円	小・中学校における児童生徒の学力等の実態や教育活動の成果や課題を分析・検証し、今後の府の教育施策の改善に資するため、大阪府学力・学習状況調査を実施する。 ○対象 小学校6年生(国語、算数) 中学校3年生(国語、数学、英語)
授業改革推進事業費 (一部大阪教育ゆめ基金活用)	7,032万5千円 7,458万1千円 7,458万1千円	府内4ヶ所のカリナビ・ランチを拠点に市町村との連携のもと、全ての公立小中学校を訪問し、人材発掘から指導育成など、教員の授業力向上のためのトータル的な支援を行うとともに、管理職のリーダーシップのもと、計画的・組織的な授業改善に取り組む体制づくりを支援する。 また、教職経験年数の少ない教員の授業力の育成を支援する。
習熟度別指導推進事業費 (一部再掲)	16億4,752万8千円 22億2,088万8千円 21億5,234万8千円	府内小・中学校の児童生徒の学力向上を図るため、学校の状況にあわせて、学習状況に応じた習熟度別指導を行う。 ○小学校(3年生以上)－国語・算数 ○中学校－国語・数学・英語
＜2. すべての府立学校が魅力を高めあい「入ってよかった」と言われる学校をめざす＞		
高等学校のさらなる特色づくりの推進事業費 《知事重点事業》 (一部大阪教育ゆめ基金活用)	3億7,204万2千円 1億9,473万9千円 1億6,142万5千円	府立高等学校の特色づくりの一環として、学力診断共通テストや合同発表会の開催等を実施する「進学指導特色校」やPISA型学力を育成するためのモデル授業・研究授業等を実施する「教育センター附属高等学校」等の整備を図る。 ○進学指導特色校 10校を指定し、普通科とあわせ文理学科(専門学科)を設置 ○教育センター附属高等学校 授業研究教室等の整備 ○体育科設置 摂津高校に全天候型グラウンドを整備 ○新たな中高連携教育の推進 柏原東高校(柏原市内6中学校との連携) 【主要事業4参照】

事業名	事業費	事業内容の説明
使える英語プロジェクト事業費 《新規 知事重点事業》 (一部大阪教育ゆめ基金活用)	2億3,162万6千円 0 0	府立高校24校をEnglish Frontier High Schoolsに指定し、英語コミュニケーション能力のさらなる向上をめざして、外国人講師による授業の充実、指導法の研究、smallなどの学習機器や英語ルームの整備、特設レッスンの開設、教材作成を行う。 また、授業以外でも英語を使う機会を広げるため、生徒の海外語学研修や、English Camp、英語コンテストなど各校の英語活動を支援するなど、全ての府立高校の英語活動を支援する。 【主要事業2参照】
外国人による語学指導充実費	5億1,278万9千円 5億3,320万1千円 5億2,320万1千円	外国語教育を充実し、英語等によるコミュニケーション能力や国際感覚豊かな高校生を育成するため、府立高校への英語指導等を行う外国青年等の配置及び語学学校等に勤務する外国人指導員の派遣を行う。 ○外国語指導助手等の招致〔ALT〕 54名(8月以降35名) ○外国人英語指導員の配置〔NET〕 39名(8月以降49名) ○外国人英語指導員の派遣〔T-NET〕 57校(8月以降66校)
実践的キャリア教育・職業教育支援事業費 《新規 知事重点事業》	1億3,800万円 0 0	実践的なキャリア教育に取り組む府立・私立高等学校60校程度を公募により「実践的キャリア教育・職業教育支援推進校」に指定し、校長のマネジメントのもと企業等と連携したプログラムを実践し、就職内定率の向上と進路未定者の減少を図る。 【主要事業6参照】
社会人等活用推進費	1億4,057万4千円 2億 302万9千円 2億 302万9千円	地域や社会で活躍する優れた技能や専門的な知識を有する人を「学校支援人材バンク」に登録し、指導者として学校教育に広く活用する。 ○学校支援社会人等指導者の活用(高等学校、支援学校) ○特別非常勤講師の活用(高等学校)
<3. 障がいのある子ども一人ひとりの自立をしっかりと支援する>		
府立支援学校ジョブチャレンジ整備事業費 《新規 知事重点事業》	617万3千円 0 0	後期中等教育における多様な選択肢を提供するとともに、就労を見据えた指導を行うため、新たに4校の府立知的障がい支援学校高等部に「職業コース」を設置することから、必要な整備を行う。 ○泉北高等支援、堺支援、佐野支援、佐野支援砂川校

事業名	事業費	事業内容の説明
府立支援学校 通学バス運行事業費	16億 480万円 15億7,019万5千円 14億6,703万2千円	児童生徒の通学手段の確保のため通学バスを運行する。 ○通学バス177台
府立知的障がい支援学校 新校整備費・府立支援学校 教育環境整備事業 《知事重点事業》	5億8,458万1千円 1億2,259万3千円 9,919万9千円	府立知的障がい支援学校の児童生徒数の増加への対応や生徒の社会的自立の支援のため、府内4地域に新校を整備する。また、新校開校までの対応として、4分校の運営を行う。 ○豊能・三島地域 実施設計及び建築工事 ※23年度中に着工 ○北河内地域 基本設計、旧村野中学校舎解体撤去工事 ○泉北・泉南地域 基本設計及び実施設計 ○中河内・南河内地域 基本計画 【主要事業9参照】
府立視覚支援学校 整備事業費	7,179万2千円 1億 582万1千円 8,732万2千円	府立視覚支援学校の建設工事に着手する。 工事期間 23年度～26年度（26年秋竣工予定）
知的障がいのある生徒の 教育環境整備事業費	2,597万3千円 2,448万9千円 2,448万9千円	知的障がいのある生徒の後期中等教育を充実するため、府立高校に設置した自立支援推進校及び共生推進校において、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する。 ○自立支援推進校 9校 (園芸、柴島、阿武野、西成、松原、 枚方なぎさ、八尾翠翔、堺東、貝塚高校) ○共生推進校 4校 (枚岡樟風、千里青雲、芦間、久米田) ※学習サポーター、非常勤講師を活用。
障がいのある生徒の高校 生活支援事業費 《新規 知事重点事業》	1億 274万5千円 0 0	府立高等学校に臨床心理士等のエキスパート支援員を派遣するとともに、介助員や学習支援員を配置し、障がいのある生徒の学校生活や学習を支援する。 【主要事業8参照】

事業名	事業費	事業内容の説明
支援学級指導体制 充実事業費	1億5,819万8千円 1億6,763万2千円 1億6,763万2千円	小中学校の支援学級において、在籍する児童生徒の障がいの状況が重度化・重複化及び多様化していることから、非常勤職員を活用し、きめ細かな指導体制をつくる。
市町村医療的ケア 体制整備推進事業費	6,972万円 6,059万円 5,635万2千円	小中学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒に対応するため、看護師を配置する市町村に対し、その経費の一部を助成する。
支援教育地域支援 整備事業費	5,319万5千円 5,319万5千円 5,319万5千円	府立支援学校のリーディングスタッフ（府立支援学校教員）が十分に活動できるよう非常勤講師の配置等を行う。 ○リーディングスタッフ 地域の小中学校等へ巡回相談を実施
特別支援教育指導費	1,833万8千円 1,838万8千円 1,838万8千円	府立支援学校における教育内容、教育環境の充実を図る。 ○医療的ケアの必要な児童・生徒のため、宿泊学校行事に看護師を随伴。〈安全対策（宿泊学校行事看護師付添費）〉 ○各市町村就学指導委員会、府立支援学校入学対象者に対し適正な就学指導を行う。〈特別支援学校就学指導充実費〉 ○自立活動用具等について計画的に整備 〈自立活動用具整備事業（～H23）〉
府立支援学校福祉・ 医療関係人材 活用事業費	522万3千円 522万3千円 522万3千円	支援学校における教育の充実を図るため、福祉医療関係の専門的な知識のある人材を特別非常勤講師として配置する。
<4. 子どもたちの健康と体力づくりを進める>		
体力向上サポート事業費 《 新 規 》	575万2千円 0 0	小学校の体育授業に体育系大学生などの外部人材を派遣し、児童に効果的な体の動かし方を身に付けさせるとともに、運動の楽しさを感じることができるよう指導する。

事業名	事業費	事業内容の説明
子ども元気アッププロジェクト事業費 (大阪教育ゆめ基金活用)	120万円 120万円 120万円	<p>大阪の子どもたち（小学生）の心身の健やかな成長や体力の向上を図るため、“熱中・協力・感動”をテーマにスポーツ大会を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ドッジボール大会（H23.11月予定） ○ジャンプアップ大会（H23.12月予定） ○駅伝大会（H24.2月予定）
競技力向上対策事業費	2,412万円 2,456万7千円 2,456万7千円	<p>長期的・継続的な競技力の定着化を図り、本府スポーツのより一層の普及・振興を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国体選手の強化事業助成等（40競技） ○一般競技の強化助成費（16競技）
中学校給食導入促進事業費 《新規 知事重点事業》	— — —	<p>中学校給食の導入を促進し、学力や体力の根幹となる中学生の「食」を充実させ、大阪の教育力の向上につなげるため、市町村に対する財政的な支援を実施する。</p> <p>○債務負担行為 246億円(限度額) 【事業期間】23年度～27年度</p> <p style="text-align: right;">【主要事業7参照】</p>
公立中学校スクールランチ等推進事業費 (大阪教育ゆめ基金活用)	2,500万円 8,250万円 2,528万円	<p>府内公立中学校において、地域の実情に応じて学校給食又は学校給食に極めて近いスクールランチを新規に実施する市町村に対し財政支援を行い、食育の推進と保護者負担の軽減を図る。</p>
学校給食実施費	2億7,718万1千円 2億3,562万3千円 2億2,722万1千円	<p>府立支援学校及び夜間定時制高校に学ぶ児童・生徒の心身の健全な発達に資するため、安全・安心な学校給食を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○府立支援学校給食調理業務委託 箕面・八尾・和泉・吹田・富田林・茨木・佐野・佐野砂川校 吹田鳥飼校の各支援学校 堺・だいせん高等の各聴覚支援学校（11校） ○給食センター委託事業 八尾東校・交野四條畷校の支援学校（2校） ○デリバリー給食実施 夜間定時制高校15校 ○学校給食における安全性の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・府立学校給食用老朽備品の更新 ・給食用食材の定期検査 ・栄養教諭・栄養職員研修の実施等 ○設備整備（真空冷却機設置）

事業名	事業費	事業内容の説明
<5. 教員の力を高めるとともに、指導が不適切な教員を現場からはずす>		
教職員研修の充実 (一部大阪教育ゆめ基金活用)	1億9,578万9千円 1億8,547万円 1億8,547万円	教職員研修 <府教育センターで実施する研修> 総合研修 19講座 課題別研修 72講座 合計 91講座 <各課で実施する研修> ・初任者研修 ・キャリアアップ支援研修 ・リーディング・ティーチャー養成研修
教職員採用選考費	1,816万3千円 1,766万3千円 1,766万3千円	教育者としての資質、意欲にあふれた人材を確保するため、 教職員採用選考テストのPR活動に力を入れるとともに、教職員採用選考の一層の工夫・改善に努める。 ○説明会・広報活動の充実等 ○学生及び合格者を対象とした事業の実施 ・大阪教志セミナーの実施 ・合格者対象セミナーの実施
海外教育先進事例研究 派遣事業費 《新規 知事重点事業》 (大阪教育ゆめ基金活用)	5,172万円 0 0	学校現場の教職員をアジア諸国を中心とした先進的な取り組みを行う学校等に派遣し、その成果を各学校での取り組みや大阪全体の教育施策に反映させる。 ○平成23年度～平成24年度 公私あわせて計500人以上を派遣 【主要事業3参照】
教職員の資質向上方策 推進事業費	520万9千円 520万9千円 520万9千円	改正教育公務員特例法に基づき、「指導が不適切である」教諭等への認定及び指導改善研修など具体的な対応を実施する。 地公法、地教行法に基づき、教職員の意欲・資質能力の一層の向上と学校の活性化をめざして、教職員の評価・育成システムを実施する。

事業名	事業費	事業内容の説明																															
<p><6. 学校の組織力と学校へのチーム支援を強化する></p>																																	
<p>[教職員定数] (一部再掲)</p>	<p>4,614億2,071万5千円 4,607億5,240万9千円 4,513億9,001万7千円</p>	<p>1. 定数の状況</p> <table border="1" data-bbox="735 443 1433 869"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">教職員定数</th> </tr> <tr> <th>23年度</th> <th>22年度</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td>27,233</td> <td>27,375</td> <td>△ 142</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>15,741</td> <td>15,375</td> <td>366</td> </tr> <tr> <td>高等学校</td> <td>10,175</td> <td>10,243</td> <td>△ 68</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校</td> <td>4,883</td> <td>4,641</td> <td>242</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>58,032</td> <td>57,634</td> <td>398</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 学級編制基準</p> <p>小学校 1年生35人、2～6年生40人（支援学級8人） ※ 2年生については35人の学級編制を府施策で実施</p> <p>中学校 40人（支援学級 8人） 高等学校 40人 特別支援学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚部 6人 ・ 小・中学部 6人 ・ 高等部(本科) 8人 ・ 重複障害学級 3人 ・ 訪問学級 3人 	区 分	教職員定数			23年度	22年度	増減		人	人	人	小学校	27,233	27,375	△ 142	中学校	15,741	15,375	366	高等学校	10,175	10,243	△ 68	特別支援学校	4,883	4,641	242	合 計	58,032	57,634	398
区 分	教職員定数																																
	23年度	22年度	増減																														
	人	人	人																														
小学校	27,233	27,375	△ 142																														
中学校	15,741	15,375	366																														
高等学校	10,175	10,243	△ 68																														
特別支援学校	4,883	4,641	242																														
合 計	58,032	57,634	398																														

事業名	事業費	事業内容の説明
校長マネジメント推進事業費 《知事重点事業》	2億3,350万円 1億1,626万6千円 1億1,626万6千円	すべての学校で作成する「学校経営計画」を実現するため、校長・准校長の裁量により活用できる予算を充実し、PDCAサイクルによる学校経営を推進する。 また、「学校経営計画」における中期的目標の具体化に向けた基盤整備のため、課題に応じた大型備品の購入や施設設備の改修等の中規模的な投資を行う。 【主要事業11参照】
がんばった学校支援事業費 《新規 知事重点事業》	2億円 0 0	高等学校において、中退防止などの課題解決や教育実践に成果を挙げた学校のがんばりを評価し、教育設備・学習活動の充実を図る。 【主要事業11参照】
教育総合相談事業費	2,026万9千円 2,194万2千円 2,194万2千円	教育センターにおいて、様々な悩みを持つ子どもや保護者等に対し、インターネット等の手法も活用し、効果的かつ効率的な相談を実施する。 ○専用電話相談の実施 ○24時間相談窓口の実施 ○教職員の悩みの相談の実施 ○対面相談の実施 ○集中電話相談の実施 ○カリキュラムNAV i プラザの運営
児童生徒支援総合対策事業費	4,831万8千円 1億2,151万6千円 6,663万円	生徒指導上の課題を総合的に捉えた支援対策として、被害者救済システムの運用、24時間電話相談の実施、いじめ・暴力行為等問題行動への対応や不登校児童生徒に対する支援、命に関わる重篤な事象や学校だけでは困難な事象に対する支援に取り組む。
府立学校における教育のICT化推進事業費 《新規 知事重点事業》	6,786万9千円 0 0	平成26年度を目途に効率的なICT環境を実現するため、府立学校のネットワークシステムについて検証するとともに、成績・出欠管理など全校共通の「校務処理システム」を開発する。 【主要事業12参照】
教育総合情報ネットワーク基盤整備事業費	9,584万7千円 1億3,916万円 1億3,916万円	府立学校における情報通信ネットワークの基盤整備を行うことにより、IT教育の活性化及び業務の効率化を図るとともにインターネット等を活用した研修の実施など、教育センターにおける研修・研究機能の充実を図る。

事業名	事業費	事業内容の説明
学校情報ネットワーク整備事業費	5億3,968万円 6億5,672万3千円 6億4,222万1千円	学校図書館を「学習情報センター」として位置づけ情報通信機器を設置するとともに、生徒がインターネットで情報収集ができるよう校内や教育センターと各学校とのネットワーク網の運用を行う。
<7. 子どもたちの安全で安心な学びの場をつくる>		
地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費	1,347万6千円 2,476万6千円 1,274万7千円	学校安全ボランティア(スクールガード)を活用した効果的な安全体制を整備し、地域との連携を重視した学校安全に関する取組みを行う市町村を支援する。
(計画的な学校施設・設備の改修・改善)		
府立学校教育環境整備事業費 《新規》	5億1,800万円 0 0	府立学校の教育環境を改善するため、平成23年度から平成27年度までの5年間で、各学校の特別教室に3教室(工科高校などは4教室)を目途に空調設備を設置する。 ○空調設備設置 高等学校27校83室、支援学校5校15室 【主要事業10参照】
府立学校耐震性能向上・大規模改造事業費	66億8,489万円 72億6,743万2千円 62億8,013万9千円	府立学校の建物の耐震補強工事を大規模改修工事と併せて行う。 ○高等学校 44校・122棟
府立学校施設・設備改修費	14億6,189万5千円 9億5,451万6千円 9億2,577万2千円	府立学校の建物の福祉整備等の改修工事を行い、良好な教育環境の確保を図る。 ○福祉のまちづくり関連整備 ・エレベータ設置工事 ・スロープ、手すりの設置等 ○施設整備費等 ・トイレ改修等(緊急対策) 【主要事業10参照】

事業名	事業費	事業内容の説明
<9. 子どもたちの豊かな心をはぐくむ>		
愛さつOSAKA展開事業 (大阪教育ゆめ基金活用)	498万円 498万円 440万5千円	小中学校等において、愛さつOSAKAのロゴマークやのぼり等を活用したあいさつ運動を展開する。 また、府立学校の児童・生徒が行うボランティアや地域活動等に必要な物品等を支援するとともに、顕著な取組みを表彰する。
帰国・渡日児童生徒 学校生活サポート事業費	177万2千円 177万2千円 177万2千円	日本語指導を必要とする帰国・渡日児童生徒やその保護者等を対象に市町村との連携のもと、進路ガイダンス等を実施するとともに、ホームページを活用して8言語による学校での生活や進路情報を提供する。
日本語教育 学校支援事業費	1,032万2千円 1,160万9千円 1,160万9千円	日本語指導が必要な外国人生徒が在籍する府立高等学校に対し、日本語・母語指導や生活適応指導等を行える教育サポーター等を派遣する。
府立博物館管理運営費	2億8,643万8千円 3億 569万9千円 3億 569万9千円	府立の博物館の管理運営を行う。 ○弥生文化博物館管理費 ○近つ飛鳥博物館及び近つ飛鳥風土記の丘管理運営費
百舌鳥・古市古墳群 世界文化遺産 登録推進事業費 《知事重点事業》	1,282万3千円 205万円 205万円	百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産への登録を実現するために、府・堺市・羽曳野市・藤井寺市が共同して事業推進を図る。 ○世界文化遺産有識者会議の運営 ○世界文化遺産登録推進府市合同会議の運営 (負担割合) 大阪府：堺市：羽曳野市：藤井寺市＝3：3：1：1 【主要事業13参照】
指定文化財等保存事業費	3,102万8千円 3,211万9千円 2,816万6千円	国及び府指定文化財の保存修理等に対する助成等を行う。 ○府指定文化財保存修理費等補助 ○(財)文楽協会伝承事業費補助

事業名	事業費	事業内容の説明
<10. 責任を持って行動できる大人に育てます>		
スクールカウンセラー 配置事業費	3億5,066万4千円 3億5,069万6千円 3億5,069万6千円	いじめや不登校などへのきめ細かな対応を図るため、児童生徒の心のケアとモチベーションの回復や保護者等の悩みの相談等に効果的な役割を果たすスクールカウンセラー（臨床心理士）を全中学校（大阪市・堺市を除く）に配置する。
スクールソーシャル ワーカー等活用事業費	2,728万1千円 2,731万3千円 2,731万3千円	学校と福祉をつなぐ専門家として、スクールソーシャルワーカーを府内市町村に派遣し、子どもの生活環境に働きかけることにより問題行動等の未然防止、早期対応・解決を図る。

○事件議決案（2件）

番号	件名	概要
1	大阪府立門真スポーツセンターにおける屋根タイルの剥落に係る損害賠償請求についての訴えの提起の件	府立門真スポーツセンターにおける屋根タイルの剥落に係る損害賠償請求について、施工業者、設計業者及び資材メーカーを相手方として訴えを提起するため、議決を求めるもの。
2	指定管理者の指定の件 (大阪府立少年自然の家)	<p>大阪府立少年自然の家</p> <p>指定期間 平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで</p> <p>指定する団体 少年自然の家共同事業体</p>

大阪府立門真スポーツセンターの屋根タイル剥落に係る工事関係者に対する損害賠償請求について

《門真スポーツセンター》

- ◆メインアリーナ屋根タイル剥落しているのを発見
メインアリーナ屋根:タイルを打ち込んだCFRC板
(炭素繊維を混ぜ合わせ強度を付けたコンクリート板)を使用

原因調査実施(H20, 21年度)

《調査結果》

- ◆タイル剥落原因
 - ・タイル目地が炭酸化し石膏化
 - ・石膏化した目地が雨水等で脆弱化
 - ・脆弱化した目地から雨水が浸入しタイル下地セメントの炭酸化を促進
- ◆劣化状況
 - ・屋根部分全面的に劣化
 - ・壁部分は健全

竣工後14年の劣化状態ではない

○工事関係者に過失があるとして損害賠償請求する

《損害賠償の内容》

- ◆相手方
 - 設計者:昭和設計
 - 施工者:竹中工務店、鴻池組、浅沼組、住友建設、東海興業
 - CFRC板メーカー:三菱樹脂
- ◆賠償請求額 約8億円(補修工事費786,000千円(予定)他)
- ◆提訴時期:平成23年2月議会で議決後速やかに

参考資料

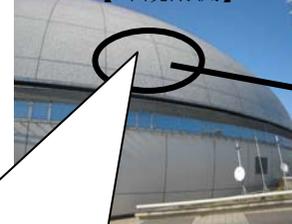
【施設概要】

- ①竣工 平成8年 竣工後14年
- ②用地 45,393m²
- ③建物 24,933.43m²
(建設工事費 約300億円)
鉄筋コンクリート造、地下1階地上3階
- ④施設内容
メインアリーナ(プール、フロア、アイスアリーナ)、サブアリーナ、サブプール他

【補修工事の概要】

- 工期 H23~H25
補修費 786,000千円(工事監理費除く)
工法 ピンネット工法、足場 ゴンドラ仮設
補修工事(パネル単位で施工)
- ・既存タイルの剥離、脆弱部は撤去
 - ・ポリマーセメントモルタルと樹脂ネットを既存タイル面と一体化し、金属系アンカーで下地に固定
 - ・仕上げ:頂部は塗幕防水、中間部は複層塗材
- ※施設運営を中断することなく補修工事を実施

【外観南側】



【CFRC板】



【剥離状況】



【剥離部分】

- 表面にタイルを打込んだCFRC板
(軽量化、強度確保、寸法安定性を目的に、低アルカリ性・低収縮性の特殊セメントに炭素繊維を混入したコンクリート板)
- ・1枚あたりの面積:3.4m²~19.3m²
- ・厚さ:平板部分52mm(内タイル7mm)

※現在の応急措置状況

- ・立入防止フェンス、落下防止ネット設置

府立少年自然の家指定管理者の指定について

【指定管理者の公募】

◆公募条件

- ・ 指定管理予定期間 平成 23～27 年度（5 年間）
- ・ 管理運営委託料 平成 22 年度予算額（74,620 千円／年）を上限に提案
- ・ 利用料金制採用（利用料金を指定管理者の収入として施設を運営）

◆公募の流れ

- ・ 募集要項の配布 10 月 25 日～11 月 5 日
- ・ 現地説明会及び施設案内 11 月 10 日（参加団体：7 団体）
- ・ 申請書の受付 12 月 22 日～24 日（申請団体：3 団体）

【指定管理者の選定】

◆指定管理候補者

少年自然の家共同事業体

（（財）大阪ユース・ホステル協会と（財）大阪府青少年活動財団による共同申請）

※（財）大阪ユース・ホステル協会は現指定管理者

◆主な選定理由

- ・ 学校と連携しながら社会教育施設としての目的を達成するための適切な運営が期待できる。
- ・ 自主的に企画する事業や、サービスを向上させるための手法が具体的に提案されている。
- ・ 適正な管理業務を遂行する能力が認められ、効果的、効率的な運営による経費の節減が期待できる。

【指定までのスケジュール】

平成 22 年

9 月 15 日 第 1 回大阪府立少年自然の家指定管理候補者選定委員会

10 月 25 日 公募開始（～12 月 24 日）

平成 23 年

1 月 20 日 第 2 回大阪府立少年自然の家指定管理候補者選定委員会

1 月 28 日 報道発表（指定管理候補者の選定について）

2 月 18 日 教育委員会議（指定管理者の指定の件）

3 月中旬 議会の承認

3 月下旬 基本協定締結、年度契約の締結

} 予定

○条例案（10件）

番号	件名	概要
1	大阪府立高等学校等条例一部改正の件	<p>児童・生徒数の変動に伴う学級数の増、学校事務運営体制の見直し等に伴い、教職員の定数を改正するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校 10, 215人 → 10, 147人 ・特別支援学校 3, 354人 → 3, 518人
2	府費負担教職員定数条例一部改正の件	<p>児童・生徒数の変動に伴う学級数の増減等に伴い、府費負担教職員の定数を改正するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 27, 375人 → 27, 233人 ・中学校 15, 375人 → 15, 741人 ・特別支援学校 1, 287人 → 1, 365人
3	大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例一部改正の件	<p>公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に伴い、府立学校の学校薬剤師の公務災害に係る補償基礎額を改定するもの。</p>
4	職員の給料及び管理職手当の特例に関する条例制定の件	<p>財政再建に資するため、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間、職員の給料の月額及び管理職手当について減額措置を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額率 部長級 14% 管理職 11.5% 管理職以外 3%から9% ほか
5	知事等の給料、報酬、期末手当等の特例に関する条例制定の件	<p>財政再建に資するため、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間、知事、副知事等の給料の月額、期末手当等について減額措置を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額率 知事 30% 副知事 20% 教育長 18% 委員長及びその他の委員 20% ほか
6	技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例制定の件	<p>平成23年3月末日で水道部が廃止されることに伴い、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例が廃止されるため、同条例を準用して適用している技能労務職員に係る給与の種類及び基準について、新たに必要な事項を定めるもの。</p>
7	職員の退職管理に関する条例制定の件	<p>職員の退職管理の適正を確保することを目的として、営利企業等への再就職者による職務上の行為に関する依頼等の規制を導入するなど、必要な事項を定めるもの。</p>
8	大阪府立インターネットデータセンター条例等一部改正の件	<p>大阪府暴力団排除条例の制定に伴い、公の施設において暴力団を利することとなる活動のための利用を制限するため、所要の改正を行うもの。</p> <p>[改正する条例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府立インターネットデータセンター条例 ・大阪府立現代美術センター条例 ほか18条例

9	職員の給与に関する条例等一部改正の件	<p>財政構造改革プラン（案）に基づく大阪府版公務員制度改革に伴い、給料表の見直し等について、所要の改正を行うもの。</p> <p>〔改正する条例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の給与に関する条例 ほか3 条例
1 0	職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等一部改正の件	<p>水道部の廃止及び技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例制定に伴い、規定の整備を行うもの。</p> <p>〔改正する条例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 ・ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 ほか2 条例

大阪府立高等学校等条例の改正（概要）

教育委員会事務局 教職員室 教職員人事課

■改正の理由

府立の高等学校の学校再編や学校運営体制の見直しによる減等及び府立の特別支援学校の児童・生徒数の増に伴う学級数の増により、平成23年度の教職員定数の改定を行うため、所要の改正を行う。

■改正の内容

教職員定数の改定

・大阪府立高等学校等条例（第3条関係）

高	10, 215人	→	10, 147人
特別支援	3, 354人	→	3, 518人

■施行期日

平成23年4月1日

■政策アセスメント・制度間調整

財政課と調整済

大阪府条例第 号

大阪府立高等学校等条例の一部を改正する条例

大阪府立高等学校等条例（昭和二十三年大阪府条例第九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の定数) 第三条 (略) 一 高等学校 二 特別支援学校</p> <p>一〇、一四七人 三、五一八人</p>	<p>(職員の定数) 第三条 (略) 一 高等学校 二 特別支援学校</p> <p>一〇、二一五人 三、三五四人</p>

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

府費負担教職員定数条例の改正（概要）

教育委員会事務局 教職員室 教職員人事課

■改正の理由

市町村立の小学校及び中学校、並びに市立の特別支援学校の児童・生徒数の増減に伴う学級数の変動、支援学級の増による学級数の増加、及び国の定数改善により、平成23年度の府費負担教職員定数の改定を行うため、所要の改正を行う。

■改正の内容

教職員定数の改定

・府費負担教職員定数条例（第2条関係）

小	27, 375人	→	27, 233人
中	15, 375人	→	15, 741人
特別支援	1, 287人	→	1, 365人

■施行期日

平成23年4月1日

■政策アセスメント・制度間調整

財政課と調整済

大阪府条例第 号

府費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

府費負担教職員定数条例（昭和二十七年大阪府条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(府費負担教職員の定数) 第二条 (略)</p> <p>一 小学校 二七、二三三人 二 中学校 一五、七四人 三 (略) 四 特別支援学校 一、三六五人</p>	<p>(府費負担教職員の定数) 第二条 (略)</p> <p>一 小学校 二七、三七五人 二 中学校 一五、三七五人 三 (略) 四 特別支援学校 一、二八七人</p>

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例の改正（概要）

教育委員会事務局教職員室教職員人事課

■改正の理由

・一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 53 号。平成 22 年 11 月 30 日公布、同年 12 月 1 日施行）により医療職俸給表（二）の改定が行われたことに伴い、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成 22 年政令第 232 号。平成 22 年 11 月 30 日公布、同年 12 月 1 日施行）により学校薬剤師に係る補償基礎額が引き下げられたため、当該補償基礎額に関し、所要の改正を行う。

・公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償については、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和 32 年法律第 143 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、公務災害補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で定めることとされている。

■改正の内容

・学校薬剤師の公務災害補償の基礎となる補償基礎額を改定する。（別表関係）

■施行期日

・公布の日

■適用区分

・改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の補償の補償基礎額については、なお従前の例による。（附則第 2 項関係）

■政策アセスメント・制度間調整

・財政課と調整済

大阪府条例第 号

大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例（昭和四十二年大阪府条例第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第三条関係）			
備考 （略）	医師、歯 科医師又 は薬剤師 としての 経験年数	（略）	二〇年以上二五年未満 二五年以上
	（略）	（略）	（略）
学校薬剤 師の補償 基礎額	（略）	八、四七三	九、二五五
別表（第三条関係）			
備考 （略）	医師、歯 科医師又 は薬剤師 としての 経験年数	（略）	二〇年以上二五年未満 二五年以上
	（略）	（略）	（略）
学校薬剤 師の補償 基礎額	（略）	八、四七八	九、二六八

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

職員の給料及び管理職手当の特例に関する条例の制定（概要）

教育総務企画課
教職員室教職員企画課

■制定の理由

財政構造改革プラン（案）に基づく財政収支不足額への対応のため、給料及び管理職手当の時限的減額を行う。

■制定の内容

（1）給料の減額

平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）における給料について、次のとおり減額する。

職員の区分		減額の割合
・管理職手当受給者	部長級	100 分の 14
	その他	100 分の 11.5
・管理職手当受給者以外	再任用職員以外	100 分の 9～100 分の 3
	再任用職員	100 分の 5
・第 1 号任期付研究員 ・特定任期付職員		100 分の 11.5

（2）管理職手当の減額

特例期間における管理職手当について、その額の 100 分の 5 に相当する額を減額する。

■施行期日 平成 23 年 4 月 1 日

大阪府条例第 号

職員の給料及び管理職手当の特例に関する条例

(職員の給料の特例)

第一条 職員(次条第一項に規定する一号任期付研究員、二号任期付研究員及び特定任期付職員を除く。以下この条において同じ。)の給料の月額は、平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)において、職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号。以下「給与条例」という。)及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十三年大阪府条例第 号。以下「給与条例等一部改正条例」という。)附則第七項から第九項まで並びに職員の育児休業等に関する条例(平成四年大阪府条例第一号)第二十一条、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成七年大阪府条例第四号)第十六条第二項、職員の高齢者部分休業に関する条例(平成十七年大阪府条例第四百七十七号)第三条第一項、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和二十六年大阪府条例第四十二号)第三条、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年大阪府条例第一号)第四条第一項、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年大阪府条例第七十一号)第四条、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第十四条並びに公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律(昭和三十二年法律第十七号)の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、これらの額の当該各号に定める割合に相当する額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

一 給与条例第三条第一項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員
百分の十六

二 給与条例第十一条第一項の規定により管理職手当を支給される職員(次号において「管理職手当受給者」という。)のうち給与条例第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の職務の級が八級であるもの又は同項第三号イに規定する医療職給料表(一)の職務の級が五級であるもの 百分の十四

三 管理職手当受給者(前号に掲げる職員を除く。) 百分の十一・五

四 前三号に掲げる職員以外の職員のうち給与条例第五条第十項に規定する再任用職員 百分の五

五 第一号から第三号までに掲げる職員以外の職員のうち地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条第二項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第二百二十五号)第三条第一項若しくは第三項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第六条第一項第二号の規定により任用された職員 その職務の級及び号給(以下この項及び次項において「級号給」という。)の別に応じて別表に定める割合

六 前各号に掲げる職員以外の職員のうち、新たに給与条例第三条第一項第一号から第五号までに規定する給料表(以下この項において「給料表」という。)

の適用を受けることとなった日が平成二十三年一月一日以前である職員及びこれに準ずる者として知事が別に定める職員 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ 平成二十三年四月一日から同年十二月三十一日までの間 その級号給の別に応じて別表に定める割合

ロ 平成二十四年一月一日から同年十二月三十一日までの間 その基準級号給（平成二十三年十二月三十一日における級号給（知事が別に定める職員にあつては、知事が別に定める級号給）をいう。以下この号において同じ。）の号給の号数に四を加えて得た号数の号給の級号給の別に応じて別表に定める割合

ハ 平成二十五年一月一日から同年十二月三十一日までの間 その基準級号給の号給の号数に八を加えて得た号数の号給の級号給の別に応じて別表に定める割合

ニ 平成二十六年一月一日から同年三月三十一日までの間 その基準級号給の号給の号数に十二を加えて得た号数の号給の級号給の別に応じて別表に定める割合

七 前各号に掲げる職員以外の職員のうち、新たに給料表の適用を受けることとなった日が平成二十三年一月二日から同年十二月三十一日までの間である職員及びこれに準ずる者として知事が別に定める職員 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ 平成二十三年四月一日（同日後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員にあつては、新たに給料表の適用を受けることとなった日）から平成二十四年十二月三十一日までの間 その級号給の別に応じて別表に定める割合

ロ 平成二十五年一月一日から同年十二月三十一日までの間 その基準級号給（平成二十四年十二月三十一日における級号給（知事が別に定める職員にあつては、知事が別に定める級号給）をいう。以下この号において同じ。）の号給の号数に四を加えて得た号数の号給の級号給の別に応じて別表に定める割合

ハ 平成二十六年一月一日から同年三月三十一日までの間 その基準級号給の号給の号数に八を加えて得た号数の号給の級号給の別に応じて別表に定める割合

八 前各号に掲げる職員以外の職員のうち、新たに給料表の適用を受けることとなった日が平成二十四年一月一日から同年十二月三十一日までの間である職員及びこれに準ずる者として知事が別に定める職員 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ 新たに給料表の適用を受けることとなった日から平成二十五年十二月三十一日までの間 その級号給の別に応じて別表に定める割合

ロ 平成二十六年一月一日から同年三月三十一日までの間 その基準級号給（平成二十五年十二月三十一日における級号給（知事が別に定める職員に

あつては、知事が別に定める級号給)をいう。)の号給の号数に四を加えて得た号数の号給の級号給の別に応じて別表に定める割合

九 前各号に掲げる職員以外の職員のうち新たに給料表の適用を受けることとなつた日が平成二十五年一月一日以後である職員 その級号給の別に応じて別表に定める割合

2 前項第六号から第八号までの規定によりその級号給の号給の号数に加える数がこれらの規定に規定する基準級号給の職務の級における最高の号給の号数から当該基準級号給の号給の号数を減じて得た数を超える職員の基準級号給の号給の号数に加える数は、これらの規定にかかわらず、当該減じて得た数とする。

3 職員の手当の額の算出の基礎となる給料の月額については、前二項の規定は、適用しない。

(任期付研究員等の給料の特例)

第二条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年大阪府条例第七十号。以下この項において「任期付研究員採用等条例」という。)第四条に規定する第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員並びに一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号。以下この項において「任期付職員採用等条例」という。)第六条第一号に規定する特定任期付職員の給料の月額は、特例期間において、任期付研究員採用等条例第五条第一項、第二項、第四項及び第五項、任期付職員採用等条例第七条第一項、第三項及び第四項、給与条例、職員の育児休業等に関する条例第二十一条、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第十六条第二項、職員の高齢者部分休業に関する条例第三条第一項、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第三条、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第四条第一項並びに公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第四条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、これらの額の当該各号に定める割合に相当する額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

一 第一号任期付研究員及び特定任期付職員 百分の十一・五

二 第二号任期付研究員(次号に掲げる職員を除く。) 百分の七

三 第二号任期付研究員のうちその給料月額が任期付研究員採用等条例第五条第二項の給料表に掲げる一号給である職員 百分の五

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員並びに特定任期付職員の手当の額の算出の基礎となる給料の月額については、前項の規定は、適用しない。

(減額の割合に異動を生じた場合の取扱い)

第三条 適用される第一条第一項各号又は前条第一項各号に定める割合に異動を生じた場合は、異動後の割合は、当該異動を生じた日の属する月の翌月以後の給料の月額について適用する。ただし、当該異動を生じた日が月の一日である場合は、その月以後の給料の月額について適用する。

(給与の減額に関する特例)

第四条 特例期間における給与条例第二十八条第二項の規定の適用については、同項中「翌月以後」とあるのは、「翌月」とする。

(職員の管理職手当の特例)

第五条 給与条例第十一条第一項の規定により管理職手当を支給される職員の管理職手当の月額は、特例期間において、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 職員の給料の特例に関する条例(平成二十年大阪府条例第五十号)

二 職員の管理職手当の特例に関する条例(平成九年大阪府条例第三号)

三 職員の期末手当及び勤勉手当の特例に関する条例(平成十七年大阪府条例第六号)

(給与条例等一部改正条例に対する読替え)

3 特例期間における給与条例等一部改正条例附則別表第四及び附則別表第五の規定の適用については、附則別表第四中「232,064」とあるのは「236,800」と、

「227,328」とあるのは「236,800」と、「222,592」とあるのは「236,800」と、

「314,678」とあるのは「321,100」と、「308,256」とあるのは「321,100」と、

「301,834」とあるのは「321,100」と、「231,672」とあるのは「236,400」と、

「226,944」とあるのは「236,400」と、「222,216」とあるのは「236,400」と、

「259,300」とあるのは「264,300」と、附則別表第五中「100分の2」とある

のは「0」と、「100分の4」とあるのは「0」と、「100分の6」とあるのは

「0」とする。

(経過措置を受ける職員に対する減額の割合の特例)

4 給与条例等一部改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料を支給される職員に対する第一条第一項第六号から第九号までに定める割合については、これらの規定にかかわらず、平成二十三年三月三十一日における附則第二項第一号の規定による廃止前の職員の給料の特例に関する条例第一条第一項第六号から第十号までに定める割合から百分の〇・五を減じて得た割合とする。

別表 特例期間における減額の割合（第1条関係）

ロ 研究職給料表の適用を受ける職員に係る減額の割合

職務の級	号 給	割 合
1 級	59以下	100分の3
	60以上	100分の5
2 級	41以下	100分の5
	42以上	100分の7
3 級	15以下	100分の5
	16以上46以下	100分の7
	47以上	100分の9
4 級	10以下	100分の7
	11以上	100分の9

イ 行政職給料表の適用を受ける職員に係る減額の割合

職務の級	号 給	割 合
1 級	65以下	100分の3
	66以上	100分の5
2 級	11以下	100分の3
	12以上74以下	100分の5
	75以上	100分の7
3 級	41以下	100分の5
	42以上	100分の7
4 級	1	100分の5
	2以上28以下	100分の7
	29以上	100分の9
5 級	7以下	100分の7
	8以上	100分の9
6 級	全号給	100分の9
7 級	1	100分の9
8 級	1	100分の9

ニ 医療職給料表（二）の適用を受ける職員に係る減額の割合

職務の級	号 給	割 合
1 級	62以下	100分の 3
	63以上	100分の 5
2 級	2 以下	100分の 3
	3 以上77以下	100分の 5
	78以上	100分の 7
3 級	33以下	100分の 5
	34以上73以下	100分の 7
	74以上	100分の 9
4 級	10以下	100分の 5
	11以上30以下	100分の 7
	31以上	100分の 9
5 級	5 以下	100分の 7
	6 以上	100分の 9

ハ 医療職給料表（一）の適用を受ける職員に係る減額の割合

職務の級	号 給	割 合
1 級	27以下	100分の 3
	28以上	100分の 5
2 級	3 以下	100分の 3
	4 以上49以下	100分の 5
	50以上89以下	100分の 7
	90以上	100分の 9
3 級	23以下	100分の 5
	24以上37以下	100分の 7
	38以上	100分の 9
4 級	1	100分の 9
5 級	1	100分の 9

へ 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員に係る減額の割合

職務の級	号 給	割 合
1 級	71以下	100分の 3
	72以上	100分の 5
2 級	39以下	100分の 3
	40以上79以下	100分の 5
	80以上119以下	100分の 7
特2級	120以上	100分の 9
	42以下	100分の 5
	43以上73以下	100分の 7
3 級	74以上	100分の 9
	16以下	100分の 5
	17以上43以下	100分の 7
4 級	44以上	100分の 9
	全号給	100分の 9

ホ 医療職給料表（三）の適用を受ける職員に係る減額の割合

職務の級	号 給	割 合
1 級	61以下	100分の 3
	62以上163以下	100分の 5
	164以上	100分の 7
2 級	19以下	100分の 3
	20以上82以下	100分の 5
	83以上	100分の 7
3 級	2 以下	100分の 3
	3 以上60以下	100分の 5
	61以上	100分の 7
4 級	33以下	100分の 5
	34以上73以下	100分の 7
	74以上	100分の 9
5 級	6 以下	100分の 5
	7 以上29以下	100分の 7
	30以上	100分の 9

チ 公安職給料表の適用を受ける職員に係る減額の割合

職務の級	号 給	割 合
1 級	57以下	100分の 3
	58以上	100分の 5
2 級	35以下	100分の 3
	36以上109以下	100分の 5
	110以上	100分の 7
3 級	20以下	100分の 3
	21以上82以下	100分の 5
	83以上	100分の 7
4 級	49以下	100分の 5
	50以上89以下	100分の 7
	90以上	100分の 9
5 級	28以下	100分の 5
	29以上57以下	100分の 7
	58以上	100分の 9
6 級	16以下	100分の 7
	17以上	100分の 9
7 級	全号給	100分の 9
8 級	全号給	100分の 9

ト 小学校・中学校教育職給料表の適用を受ける職員に係る減額の割合

職務の級	号 給	割 合
1 級	72以下	100分の 3
	73以上	100分の 5
2 級	47以下	100分の 3
	48以上87以下	100分の 5
	88以上127以下	100分の 7
	128以上	100分の 9
特 2 級	3 以下	100分の 3
	4 以上42以下	100分の 5
	43以上72以下	100分の 7
	73以上	100分の 9
3 級	31以下	100分の 5
	32以上57以下	100分の 7
	58以上	100分の 9
4 級	全号給	100分の 9

知事等の給料、報酬、期末手当等の特例に関する条例の制定（概要）

教育総務企画課

■制定の理由

財政構造改革プラン（案）に基づく財政収支不足額への対応のため、特別職の給料、報酬、期末手当等の時限的減額を行う。

■制定の内容

○給料、報酬及び期末手当の減額

平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間における給料、報酬、期末手当等について、次のとおり減額する。

区分	給料・報酬等の減額の割合	期末手当の減額の割合
教育長	100分の18	100分の10
その他の行政委員	100分の20	
各種審議会等の委員	100分の3	

■施行期日 平成23年4月1日

大阪府条例第 号

知事等の給料、報酬、期末手当等の特例に関する条例

(知事及び副知事の給料及び期末手当の特例)

第一条 知事及び副知事の給料の月額は、平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)において、知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例(昭和二十二年大阪府条例第十八号。次項において「条例」という。)第二条の規定にかかわらず、同条に定める額から、知事にあつてはその百分の三十、副知事にあつてはその百分の二十に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

2 条例第五条第一項の規定にかかわらず、特例期間における基準日(同項に規定する基準日をいう。以下同じ。)に係る知事及び副知事の期末手当の額は、それぞれその基準日に係る同項に定める期末手当の額から、知事にあつてはその百分の三十、副知事にあつてはその百分の十五に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額が知事の例によるものとされている場合におけるその例によるべき知事の期末手当の額については、この限りでない。

(監査委員の給料、報酬及び期末手当の特例)

第二条 大阪府監査委員の給料及び報酬の月額は、特例期間において、大阪府監査委員条例(昭和三十九年大阪府条例第十四号。次項において「条例」という。)第七条の規定にかかわらず、同条に定める額からそれぞれその百分の二十に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

2 大阪府監査委員の期末手当の額は、特例期間において、条例第八条第二項の規定にかかわらず、同項に定める額からその百分の十に相当する額を減じた額とする。

(人事委員会の委員の給料、報酬及び期末手当の特例)

第三条 大阪府人事委員会の委員の給料及び報酬の月額は、特例期間において、大阪府人事委員会条例(昭和二十六年大阪府条例第二十二号。次項において「条例」という。)第三条の規定にかかわらず、同条に定める額からそれぞれその百分の二十に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

2 大阪府人事委員会の委員の期末手当の額は、特例期間において、条例第四条第二項の規定にかかわらず、同項に定める額からその百分の十に相当する額を減じた額とする。

(教育長の給料及び期末手当の特例)

第四条 大阪府教育委員会の教育長の給料の月額は、特例期間において、大阪府教育委員会の教育長の給与等に関する条例(昭和二十三年大阪府条例第二百二十五号。次項において「条例」という。)第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からその百分の十八に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

2 大阪府教育委員会の教育長の期末手当の額は、特例期間において、条例第三条第二項の規定にかかわらず、同項に定める額からその百分の十に相当する額を減じた額とする。

(秘書の給料の特例)

第五条 特別職の秘書の職の指定等に関する条例(平成十六年大阪府条例第四号。以下この条において「秘書条例」という。)第二条第二項に規定する秘書(以下「秘書」という。)の給料の月額は、特例期間において、秘書条例第三条の規定にかかわらず、同条に定める額から職員の給料及び管理職手当の特例に関する条例(平成二十三年大阪府条例第 号)第一条第一項及び第二項の規定の例により知事が定める額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、秘書条例第三条に定める額とする。

(教育委員会の委員の報酬の特例)

第六条 大阪府教育委員会の委員の報酬の月額は、特例期間において、大阪府教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和二十三年大阪府条例第百二十四号)第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からそれぞれその百分の二十に相当する額を減じた額とする。

(選挙管理委員の報酬の特例)

第七条 選挙管理委員の報酬の額は、特例期間において、選挙管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和二十一年大阪府条例第八号)第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からそれぞれその百分の二十に相当する額を減じた額とする。

(労働委員会の委員等の報酬の特例)

第八条 大阪府労働委員会の委員、特別調整委員及びあっせん員の報酬の額は、特例期間において、大阪府労働委員会の委員等の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和二十六年大阪府条例第十号)第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からそれぞれその百分の二十に相当する額を減じた額とする。

(収用委員会の委員等の報酬の特例)

第九条 大阪府収用委員会の委員及び予備委員、あっせん委員並びに仲裁委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府収用委員会の委員及び予備委員、あっせん委員並びに仲裁委員の報酬及び費用弁償並びに鑑定人及び参考人の手当及び実費弁償に関する条例(昭和二十六年大阪府条例第五十号。次項において「条例」という。)第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からそれぞれその百分の二十に相当する額を減じた額とする。

2 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第六十五条第一項第一号の参考人の手当の額は、特例期間において、条例第七条第二項の規定にかかわらず、一日につき三千三百六十円を超えない範囲内において、その都度大阪府収用委員会が定める額とする。

(海区漁業調整委員会の委員等の報酬の特例)

第十条 大阪海区漁業調整委員会の委員及び専門委員の報酬の月額は、特例期間において、大阪海区漁業調整委員会の委員及び専門委員の報酬及び費用弁償に

関する条例（昭和二十七年大阪府条例第四十六号）第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からそれぞれその百分の二十に相当する額を減じた額とする。

（内水面漁場管理委員会の委員の報酬の特例）

第十一条 大阪府内水面漁場管理委員会の委員の報酬の月額は、特例期間において、大阪府内水面漁場管理委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十七年大阪府条例第四十七号）第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からそれぞれその百分の二十に相当する額を減じた額とする。

（公安委員会の委員の報酬の特例）

第十二条 大阪府公安委員会の委員の報酬の月額は、特例期間において、大阪府公安委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十九年大阪府条例第二十八号）第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からそれぞれその百分の二十に相当する額を減じた額とする。

（大阪府地方独立行政法人評価委員会の委員等の報酬の特例）

第十三条 大阪府地方独立行政法人評価委員会の委員、専門委員及び臨時委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府地方独立行政法人評価委員会条例（平成十六年大阪府条例第二号）第八条第一項の規定にかかわらず、月額一万四百万とする。

（大阪府自治紛争処理委員の報酬の特例）

第十四条 大阪府自治紛争処理委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府自治紛争処理委員の報酬及び費用弁償並びに委員の求めに応じて出頭した当事者及び関係人の実費弁償に関する条例（昭和二十七年大阪府条例第四十四号）第二条の規定にかかわらず、一日につき八千九百円を超えない範囲内において知事が定める額とする。

（大阪府固定資産評価審議会の委員の報酬の特例）

第十五条 大阪府固定資産評価審議会の委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府固定資産評価審議会条例（昭和三十七年大阪府条例第二十八号）第五条第一項の規定にかかわらず、月額一万四百万とする。

（大阪府公益認定等委員会の委員等の報酬の特例）

第十六条 大阪府公益認定等委員会の委員及び専門委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府公益認定等委員会条例（平成十九年大阪府条例第四号）第十二条第一項の規定にかかわらず、月額一万四百万とする。

（大阪府防災会議の委員等の報酬の特例）

第十七条 大阪府防災会議の委員、専門委員及び幹事の報酬の額は、特例期間において、大阪府防災会議条例（昭和三十七年大阪府条例第二十九号）第五条第一項の規定にかかわらず、委員及び専門委員にあつては月額一万四百万、幹事にあつては月額八千九百円とする。

（大阪府国民保護協議会の委員等の報酬の特例）

第十八条 大阪府国民保護協議会の委員、専門委員及び幹事の報酬の額は、特例期間において、大阪府国民保護協議会条例（平成十七年大阪府条例第九号）第

七条第一項の規定にかかわらず、委員及び専門委員にあつては日額一万四百円、幹事にあつては日額八千九百円とする。

(大阪府石油コンビナート等防災本部の本部員等の報酬の特例)

第十九条 大阪府石油コンビナート等防災本部の本部員、専門員及び幹事の報酬の額は、特例期間において、大阪府石油コンビナート等防災本部条例(昭和五十一年大阪府条例第八十五号)第五条第一項の規定にかかわらず、本部員及び専門員にあつては日額一万四百円、幹事にあつては日額六千六百円とする。

(大阪府私立学校審議会の委員の報酬の特例)

第二十条 大阪府私立学校審議会の委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府私立学校審議会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和二十五年大阪府条例第十七号)第二条第一項の規定にかかわらず、日額八千九百円とする。

(大阪府社会福祉審議会の委員等の報酬の特例)

第二十一条 大阪府社会福祉審議会の委員及び臨時委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府社会福祉審議会条例(平成十二年大阪府条例第九号)第三条第一項の規定にかかわらず、日額一万四百円とする。

(大阪府精神保健福祉審議会の委員等の報酬の特例)

第二十二条 大阪府精神保健福祉審議会の委員及び臨時委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府精神保健福祉審議会条例(昭和四十年大阪府条例第四十号)第七条第一項の規定にかかわらず、日額八千九百円とする。

(大阪府感染症の診査に関する協議会の委員の報酬の特例)

第二十三条 大阪府感染症の診査に関する協議会の委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府感染症の診査に関する協議会条例(平成十一年大阪府条例第二号)第八条第一項の規定にかかわらず、日額八千九百円とする。

(大阪府障害者施策推進協議会の委員等の報酬の特例)

第二十四条 大阪府障害者施策推進協議会の委員及び専門委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府障害者施策推進協議会条例(昭和四十六年大阪府条例第三号)第五条第一項の規定にかかわらず、日額一万四百円とする。

(大阪府障害者介護給付費等不服審査会の委員の報酬の特例)

第二十五条 大阪府障害者介護給付費等不服審査会の委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府障害者介護給付費等不服審査会条例(平成十八年大阪府条例第三号)第四条第一項の規定にかかわらず、日額一万四百円とする。

(大阪府介護保険審査会の委員等の報酬の特例)

第二十六条 大阪府介護保険審査会の委員及び専門調査員の報酬の額は、特例期間において、大阪府介護保険審査会の公益代表委員の定数並びに委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成十一年大阪府条例第三十四号)第三条第一項の規定にかかわらず、委員にあつては日額一万四百円、専門調査員にあつては日額六千六百円とする。

(大阪府生活衛生適正化審議会の委員等の報酬の特例)

第二十七条 大阪府生活衛生適正化審議会の委員及び専門委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府生活衛生適正化審議会条例（平成十二年大阪府条例第十七号）第七条第一項の規定にかかわらず、日額八千九百円とする。

（小売商業紛争調停員の報酬の特例）

第二十八条 大阪府小売商業紛争調停員の報酬及び費用弁償並びに調停員の求めに応じて出頭した参考人の実費弁償に関する条例（昭和三十四年大阪府条例第三十五号）第一条に規定する調停員の報酬の額は、特例期間において、同条例第二条第一項の規定にかかわらず、日額八千九百円とする。

（大阪府環境審議会の委員等の報酬の特例）

第二十九条 大阪府環境審議会の委員、臨時委員、専門委員及び幹事の報酬の額は、特例期間において、大阪府環境審議会条例（平成六年大阪府条例第七号）第八条第一項の規定にかかわらず、委員、臨時委員及び専門委員にあつては日額一万四百円、幹事にあつては日額六千六百円とする。

（大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会の委員等の報酬の特例）

第三十条 大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会の委員及び幹事の報酬の額は、特例期間において、大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会条例（平成四年大阪府条例第四十五号）第六条第一項の規定にかかわらず、委員にあつては日額一万四百円、幹事にあつては日額六千六百円とする。

（大阪府中央卸売市場運営取引業務協議会の委員の報酬の特例）

第三十一条 大阪府中央卸売市場運営取引業務協議会の委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府中央卸売市場業務規程（昭和五十二年大阪府条例第三十二号）第六十七条の八第一項の規定にかかわらず、日額八千九百円とする。

（大阪府地方港湾審議会の委員等の報酬の特例）

第三十二条 大阪府地方港湾審議会の委員、臨時委員、専門委員及び幹事の報酬の額は、特例期間において、大阪府地方港湾審議会条例（昭和四十九年大阪府条例第十号）第九条第一項の規定にかかわらず、委員、臨時委員及び専門委員にあつては日額一万四百円、幹事にあつては日額六千六百円とする。

（大阪府都市計画審議会の委員等の報酬の特例）

第三十三条 大阪府都市計画審議会の委員、臨時委員及び専門委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府都市計画審議会条例（昭和四十四年大阪府条例第三十一号）第七条第一項の規定にかかわらず、日額一万四百円とする。

（大阪府国土利用計画審議会の委員等の報酬の特例）

第三十四条 大阪府国土利用計画審議会の委員及び臨時委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府国土利用計画審議会条例（昭和四十九年大阪府条例第三十七号）第七条第一項の規定にかかわらず、日額一万四百円とする。
（大阪府土地利用審査会の委員の報酬の特例）

第三十五条 大阪府土地利用審査会の委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府土地利用審査会条例（昭和四十九年大阪府条例第三十八号）第五条第一項の規定にかかわらず、日額一万四百円とする。

（大阪府交通安全対策会議の委員等の報酬の特例）

第三十六条 大阪府交通安全対策会議の委員、特別委員及び幹事の報酬の額は、特例期間において、大阪府交通安全対策会議条例（昭和四十五年大阪府条例第三十九号）第五条第一項の規定にかかわらず、委員及び特別委員にあつては日額一万四百円、幹事にあつては日額八千九百円とする。

（大阪府水防協議会の委員等の報酬の特例）

第三十七条 大阪府水防協議会の委員及び幹事の報酬の額は、特例期間において、大阪府水防協議会条例（平成十二年大阪府条例第三十七号）第六条第一項の規定にかかわらず、委員にあつては日額一万四百円、幹事にあつては日額八千九百円とする。

（大阪府事業認定審議会の委員等の報酬の特例）

第三十八条 大阪府事業認定審議会の委員及び専門委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府事業認定審議会条例（平成十四年大阪府条例第七十九号）第六条第一項の規定にかかわらず、日額一万四百円とする。

（建築審査会の委員の報酬の特例）

第三十九条 建築審査会の委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府建築審査会条例（昭和二十五年大阪府条例第八十四号）第六条第一項の規定にかかわらず、日額一万四百円とする。

（大阪府開発審査会の委員の報酬の特例）

第四十条 大阪府開発審査会の委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府開発審査会条例（昭和四十四年大阪府条例第三十六号）第五条第一項の規定にかかわらず、日額一万四百円とする。

（大阪府スポーツ振興審議会の委員の報酬の特例）

第四十一条 大阪府スポーツ振興審議会の委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府スポーツ振興審議会条例（昭和三十七年大阪府条例第六号）第六条第一項の規定にかかわらず、日額八千九百円とする。

（大阪府立図書館協議会の委員の報酬の特例）

第四十二条 大阪府立図書館協議会の委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府立図書館協議会条例（昭和二十七年大阪府条例第四十二号）第八条第一項の規定にかかわらず、日額八千九百円とする。

（大阪府社会教育委員の報酬の特例）

第四十三条 大阪府社会教育委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府社会教育委員条例（昭和三十四年大阪府条例第三十六号）第四条第一項の規定にかかわらず、日額八千九百円とする。

（大阪府文化財保護審議会の委員の報酬の特例）

第四十四条 大阪府文化財保護審議会の委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府文化財保護審議会条例（昭和五十年大阪府条例第二十八号）第六条第一項の規定にかかわらず、日額八千九百円とする。

（大阪府警察署協議会の委員の報酬の特例）

第四十五条 大阪府警察署協議会の委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府警察署協議会条例（平成十三年大阪府条例第八号）第五条第一項の規定にかかわらず、日額八千九百円とする。

（大阪府留置施設視察委員会の委員の報酬の特例）

第四十六条 大阪府留置施設視察委員会の委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府留置施設視察委員会条例（平成十九年大阪府条例第十一号）第五条第一項の規定にかかわらず、日額一万七千八百円とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

（条例の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 知事等の期末手当及び勤勉手当の特例に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十二号）

二 知事及び副知事の給料及び調整手当の特例に関する条例（平成十四年大阪府条例第二号）

三 知事及び副知事の給料の特例に関する条例（平成十七年大阪府条例第四百十八号）

四 知事及び副知事の給料の特例に関する条例（平成十九年大阪府条例第一号）

五 知事等の給料等の特例に関する条例（平成二十年大阪府条例第五十一号）

(参考) 知事等の給料、報酬、期末手当等の特例に関する条例 (案)

1 概要 (第1条～第46条)

平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間、下記のとおり特例減額を行う。

ただし、手当の算出の基礎となる給料の月額については、特例減額を行わない本来の給料の月額とする。

条項	対象者		給料・報酬等		期末手当	
			カット率	本則による 給料・報酬 (月額)	特例期間における 給料・報酬 (月額)	カット率
第1条	知事		30%	1,450,000円	1,015,000円	30%
	副知事		20%	1,140,000円	912,000円	15%
第2条	監査委員	常勤の代表監査委員	20%	910,000円	728,000円	10%
		代表監査委員以外の常勤の監査委員	20%	740,000円	592,000円	10%
		見識を有する非常勤の監査委員	20%	425,000円	340,000円	/
		議員である非常勤の監査委員	20%	230,000円	184,000円	
第3条	人事委員会	常勤の委員長	20%	910,000円	728,000円	10%
		常勤のその他の委員	20%	740,000円	592,000円	10%
		非常勤の委員長	20%	365,000円	292,000円	/
		非常勤のその他の委員	20%	310,000円	248,000円	
第4条	教育長		18%	930,000円	762,600円	10%
第5条	特別職の秘書		3～16%	職員の例により知事が定める額		カットなし
第6条	教育委員会	委員長である委員	20%	365,000円	292,000円	/
		その他の委員	20%	310,000円	248,000円	
第7条	選挙管理委員会	委員長である委員	20%	365,000円	292,000円	
		その他の委員	20%	290,000円	232,000円	
		臨時に補充した委員	20%	10,000円 (日額)	8,000円 (日額)	

第 8 条	労働委員会	会長である委員	20%	365,000 円	292,000 円
		公益委員	20%	290,000 円	232,000 円
		労働者委員	20%	230,000 円	184,000 円
		使用者委員	20%	230,000 円	184,000 円
		特別調整委員	20%	97,000 円	77,600 円
		あっせん委員	20%	10,000 円 (日額)	8,000 円 (日額)
第 9 条	収用委員会	会長である委員	20%	365,000 円	292,000 円
		その他の委員	20%	290,000 円	232,000 円
		予備委員	20%	14,000 円 (日額)	11,200 円 (日額)
		あっせん委員	20%	14,000 円 (日額)	11,200 円 (日額)
		仲裁委員	20%	14,000 円 (日額)	11,200 円 (日額)
		参考人の手当	20%	4,200 円 (日額) を超えない範囲内で委員会 が定める額	3,360 円 (日額) を超えない範囲内で委員会 が定める額
第 10 条	海区漁業調整委員会	会長である委員	20%	97,000 円	77,600 円
		その他の委員	20%	82,000 円	65,600 円
		専門委員	20%	230,000 円	184,000 円
第 11 条	内水面漁場管理委員会	会長である委員	20%	49,000 円	39,200 円
		その他の委員	20%	36,000 円	28,800 円
第 12 条	公安委員会	委員長である委員	20%	365,000 円	292,000 円
		その他の委員	20%	310,000 円	248,000 円
第 13 条	地方独立行政法人評価委員会		3 %	10,700 円 (日額)	10,400 円 (日額)
第 14 条	自治紛争処理委員		3 %	9,100 円 (日額) を超えない範囲内で知事が定める額	8,900 円 (日額) を超えない範囲内で知事が定める額
第 15 条	固定資産評価審議会		3 %	10,700 円 (日額)	10,400 円 (日額)

第 16 条	公益認定等委員会		3 %	10,700 円 (日額)	10,400 円 (日額)
第 17 条	防災会議	委員及び専門委員	3 %	10,700 円 (日額)	10,400 円 (日額)
		幹事	3 %	9,100 円 (日額)	8,900 円 (日額)
第 18 条	国民保護協議会	委員及び専門委員	3 %	10,700 円 (日額)	10,400 円 (日額)
		幹事	3 %	9,100 円 (日額)	8,900 円 (日額)
第 19 条	石油コンビナート等防災本部	本部員及び専門員	3 %	10,700 円 (日額)	10,400 円 (日額)
		幹事	3 %	6,800 円 (日額)	6,600 円 (日額)
第 20 条	私立学校審議会		3 %	9,100 円 (日額)	8,900 円 (日額)
第 21 条	社会福祉審議会		3 %	10,700 円 (日額)	10,400 円 (日額)
第 22 条	精神保健福祉審議会		3 %	9,100 円 (日額)	8,900 円 (日額)
第 23 条	感染症の診査に関する協議会		3 %	9,100 円 (日額)	8,900 円 (日額)
第 24 条	障害者施策推進協議会		3 %	10,700 円 (日額)	10,400 円 (日額)
第 25 条	障害者介護給付費等不服審査会		3 %	10,700 円 (日額)	10,400 円 (日額)
第 26 条	介護保険審査会	委員	3 %	10,700 円 (日額)	10,400 円 (日額)
		専門調査員	3 %	6,800 円 (日額)	6,600 円 (日額)
第 27 条	生活衛生適正化審議会		3 %	9,100 円 (日額)	8,900 円 (日額)
第 28 条	小売商業紛争調停員		3 %	9,100 円 (日額)	8,900 円 (日額)
第 29 条	環境審議会	委員、臨時委員及び専門委員	3 %	10,700 円 (日額)	10,400 円 (日額)
		幹事	3 %	6,800 円 (日額)	6,600 円 (日額)
第 30 条	自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会	委員	3 %	10,700 円 (日額)	10,400 円 (日額)
		幹事	3 %	6,800 円 (日額)	6,600 円 (日額)
第 31 条	中央卸売市場運営取引業務協議会		3 %	9,100 円 (日額)	8,900 円 (日額)
第 32 条	地方港湾審議会	委員、臨時委員及び専門委員	3 %	10,700 円 (日額)	10,400 円 (日額)
		幹事	3 %	6,800 円 (日額)	6,600 円 (日額)
第 33 条	都市計画審議会		3 %	10,700 円 (日額)	10,400 円 (日額)
第 34 条	国土利用計画審議会		3 %	10,700 円 (日額)	10,400 円 (日額)

第 35 条	土地利用審査会		3 %	10,700 円 (日額)	10,400 円 (日額)
第 36 条	交通安全対策会議	委員及び特別委員	3 %	10,700 円 (日額)	10,400 円 (日額)
		幹事	3 %	9,100 円 (日額)	8,900 円 (日額)
第 37 条	水防協議会	委員	3 %	10,700 円 (日額)	10,400 円 (日額)
		幹事	3 %	9,100 円 (日額)	8,900 円 (日額)
第 38 条	事業認定審議会		3 %	10,700 円 (日額)	10,400 円 (日額)
第 39 条	建築審査会		3 %	10,700 円 (日額)	10,400 円 (日額)
第 40 条	開発審査会		3 %	10,700 円 (日額)	10,400 円 (日額)
第 41 条	スポーツ振興審議会		3 %	9,100 円 (日額)	8,900 円 (日額)
第 42 条	図書館協議会		3 %	9,100 円 (日額)	8,900 円 (日額)
第 43 条	社会教育委員		3 %	9,100 円 (日額)	8,900 円 (日額)
第 44 条	文化財保護審議会		3 %	9,100 円 (日額)	8,900 円 (日額)
第 45 条	警察署協議会		3 %	9,100 円 (日額)	8,900 円 (日額)
第 46 条	留置施設視察委員会		3 %	18,300 円 (日額)	17,800 円 (日額)

特例減額後の各委員の日額報酬の額は、本則による報酬 × (1 - 3%) [100 円未満切り上げ]

2 施行期日 (附則第 1 項)

平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

3 条例の廃止 (附則第 2 項)

次の条例は、特例期間が経過し失効していることから、廃止する。

- ① 知事等の期末手当及び勤勉手当の特例に関する条例 (平成十三年大阪府条例第七十二号)
- ② 知事及び副知事の給料及び調整手当の特例に関する条例 (平成十四年大阪府条例第二号)
- ③ 知事及び副知事の給料の特例に関する条例 (平成十七年大阪府条例第百四十八号)
- ④ 知事及び副知事の給料の特例に関する条例 (平成十九年大阪府条例第一号)
- ⑤ 知事等の給料等の特例に関する条例 (平成二十年大阪府条例第五十一号)

技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定（概要）

教育総務企画課
教職員室教職員企画課

■制定の理由

水道部の廃止に伴い、技能労務職員にも適用されていた企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 40 年大阪府条例第 42 号）が廃止されるため、地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第 5 項において準用する地方公営企業法第 38 条第 4 項の規定に基づき、新たに技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例を制定する。

■制定の内容

（1）支給額決定の基準

技能労務職員の給与の額は、生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めるものとする。

（2）給与の種類

技能労務職員の給与の種類は、給料並びに扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

（3）手当の支給要件等

技能労務職員に支給される手当の支給要件等については、一般の職員の例による。

■施行期日 平成 23 年 4 月 1 日

大阪府条例第 号

技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）附則第五項において準用する地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十八条第四項の規定に基づき、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十七条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員であつて、地方公営企業等の労働関係に関する法律第三条第四号の職員以外の職員（以下「職員」という。）の給与の種類及び基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給額決定の基準)

第二条 職員の給与の額は、生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めるものとする。

(給与の種類)

第三条 職員の給与は、給料及び手当とする。

2 手当の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

(給料)

第四条 給料は、任命権者が定める正規の勤務時間による勤務に対し、支給する。

2 給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

(扶養手当)

第五条 扶養手当は、任命権者が定める扶養親族のある職員に対して支給する。

(地域手当)

第六条 地域手当は、大阪府の区域及び当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して任命権者が定める地域に在勤する職員に支給する。当該大阪府の区域又は地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該大阪府の区域又は地域に準ずる地域に所在する公署で任命権者が定めるものに在勤する職員についても、同様とする。

(住居手当)

第七条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第二号において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員で任命権者が定めるもの

二 当該職員の所有に係る住宅（任命権者が定めるこれに準ずる住宅を含む。）のうち当該職員その他任命権者が定める者によって新築され、又は購入された住宅であつて、当該新築又は購入の日から起算して五年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの

三 第九条第一項又は第二項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（任命権者が定める住宅を除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして任命権者が定めるもの

（通勤手当）

第八条 通勤手当は、通勤のため交通機関又は有料の道路を利用し、かつ、その運賃又は料金を負担することを常例とする職員及びその他の職員で通勤のため自転車等の交通の用具を使用することを常例とする職員（任命権者が特に必要があると認める場合を除くほか、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満である職員を除く。）に対して支給する。

（単身赴任手当）

第九条 単身赴任手当は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが困難でないと任命権者が認める職員を除く。）に対して支給する。

2 前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上任命権者が必要があると認める職員には、単身赴任手当を支給する。

（特殊勤務手当）

第十条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給する。（時間外勤務手当）

第十一条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。

2 前項の規定にかかわらず、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。ただし、任命権者が定める日を除く。以下同じ。）の振替等によりあらかじめ割り振られた一週間の勤務時間（以下この項において「割り振り変更前の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割り振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間（任命権者が定める時間を除く。）に対して、時間外勤務手当を支給する。ただし、次に掲げる職員が割り振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割り振り変更前の勤務時間との合計が三十八時間四十五分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

一 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員

二 地方公務員法第二十八条の五第一項の規定により採用された職員

三 育児休業法第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）第四条各項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）

（休日勤務手当）

第十二条 休日勤務手当は、休日等において、正規の勤務時間中に勤務すること命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。国の行事の行われる日で任命権者が指定する日等において、正規の勤務時間中に勤務した職員に対しても、同様とする。

2 前項の「休日等」とは、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、当該休日が週休日に当たるときは、任命権者が定める日）及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（同法に規定する休日を除く。）をいい、代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日をいう。

（夜間勤務手当）

第十三条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務した職員に対して、当該勤務について支給する。

（宿日直手当）

第十四条 宿日直手当は、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。

（期末手当）

第十五条 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、その者の在職期間に応じて支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

（勤勉手当）

第十六条 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、その者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

（退職手当）

第十七条 退職手当は、職員が退職（職員が職員としての身分を失うことをいう。）をした場合に支給する。

2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、任命権者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

- 一 地方公務員法第二十九条第一項の規定による懲戒免職の処分を受けた者
- 二 地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職（同法第十六条第一号に

該当する場合を除く。）をした者

三 地方公営企業等の労働関係に関する法律第十一条の規定に該当し退職させられた者

3 在職期間中に地方公務員法第二十九条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、職員の退職手当に関する条例（昭和四十年大阪府条例第四号）第十八条の規定の例によるほか、任命権者が定める手続を経て、支払われる前にあってはその支給を制限し、支払われた後にあっては返納させ、又は納付させることができる。

（給与の減額）

第十八条 職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、時間外勤務代休時間を指定された場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない一時間について、勤務一時間当たりの給料及びこれに対する地域手当その他任命権者が定める手当の合計額を減額する。

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）又は介護休暇につき任命権者の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間について、勤務一時間当たりの給料及びこれに対する地域手当その他任命権者が定める手当の合計額を減額する。

3 職員が高齢者部分休業（当該職員が、当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年大阪府条例第三号）第二条に規定する定年退職日をいう。以下同じ。）から五年遡った日後の日で、当該職員の申請において示した日からその定年退職日までの期間中、一週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）につき任命権者の承認を受けて勤務しない場合には、第一項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間について、勤務一時間当たりの給料及びこれに対する地域手当その他任命権者が定める手当の合計額を減額する。

4 職員が負傷若しくは疾病に係る療養のための病気休暇又は疾病に係る就業禁止の措置の開始の日から起算して九十日（結核性疾患による就業禁止の措置である場合にあつては、一年）を超えて勤務しないときは、第一項の規定にかかわらず、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、給料の半額を減ずる。

（休職者の給与）

第十九条 職員が休職にされたときは、任命権者が定めるところにより、給与を支給することができる。

（専従休職者の給与）

第二十条 地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書の許可を受けた職員及び地方公営企業等の労働関係に関する法律第六条第一項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

（育児休業の承認を受けた職員の給与）

第二十一条 育児休業法第二条第一項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。

(再任用職員等についての適用除外)

第二十二条 第五条、第七条、第九条及び第十七条の規定は、地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員及び任期付短時間勤務職員には、適用しない。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

◎技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（案） 比較表

企業職員給与種類基準条例	技能労務職員給与種類基準条例	摘要
<p><u>企業職員</u>の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十八条第四項の規定に基づき、<u>企業職員</u>の給与の種類及び基準に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(支給額決定の基準)</p> <p>第十五条 職員の給与の額は、<u>職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号)</u>に規定する職員の給与を基準とし、<u>企業の特異性及び実態</u>を考慮して定めるものとする。</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第二条 <u>企業職員</u>で一般職に属する地方公務員(以下「職員」という。)の給与は、給料及び手当とする。</p> <p>2 手当の種類は、<u>管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当</u>とする。</p> <p>(給料)</p> <p>第三条 <u>給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて手当を除いたものとする。</u></p>	<p><u>技能労務職員</u>の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、<u>地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)附則第五項において準用する地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十八条第四項の規定に基づき、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十七条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員であつて、地方公営企業等の労働関係に関する法律第三条第四号の職員以外の職員(以下「職員」という。)</u>の給与の種類及び基準に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(支給額決定の基準)</p> <p>第二条 職員の給与の額は、<u>生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情</u>を考慮して定めるものとする。</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第三条 <u>職員</u>の給与は、給料及び手当とする。</p> <p>2 手当の種類は、<u>扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当</u>とする。</p> <p>(給料)</p> <p>第四条 <u>給料は、任命権者が定める正規の勤務時間による勤務に対し支給する。</u></p>	<p>・技能労務職員に対する条例とするにあたり、根拠法令を整備する。</p> <p>・これまでは府の行政職を基準としていたが、今後は国、他団体、民間の類似職種の給与を基準として定めることを明記。規定は地公企法第38条3項に準拠</p> <p>・技能労務職員への支給が想定されない「管理職手当」「初任給調整手当」「管理職員特別勤務手当」は、規定しない。</p> <p>・記述を給与条例に準じたものに改正</p>

<p>(管理職手当)</p> <p><u>第三条の二</u> 管理職手当は、<u>管理又は監督の地位にある職員</u>の職のうち、<u>その特殊性に基づき管理者が定めるもの</u>にある職員に対して支給する。</p> <p>2 <u>第八条から第十条までの規定は、前項に規定する管理者が定める職にある職員には適用しない。</u></p> <p>(初任給調整手当)</p> <p><u>第四条</u> 初任給調整手当は、<u>特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職にある職員で、管理者が特に必要があると認めるもの</u>に対して支給する。</p> <p>(扶養手当)</p> <p><u>第五条</u> 扶養手当は、<u>管理者が定める扶養親族のある職員</u>に対して支給する。</p> <p>(地域手当)</p> <p><u>第五条の二</u> 地域手当は、<u>大阪府の区域及び当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して管理者が定める地域に在勤する職員</u>に支給する。当該大阪府の区域又は地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該大阪府の区域又は地域に準ずる地域に所在する<u>事業所</u>で<u>管理者が定めるもの</u>に在勤する職員についても、同様とする。</p> <p>(住居手当)</p> <p><u>第五条の三</u> 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。</p> <p>一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第三号において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員で<u>管理者が定めるもの</u></p> <p>二 当該職員の所有に係る住宅（<u>管理者が定めるこれに準ずる住宅を含む。</u>）のうち当該職員その他<u>管理者が定める者</u>によつて新築され、又は購入された住宅であ</p>	<p>2 <u>給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。</u></p> <p>(扶養手当)</p> <p><u>第五条</u> 扶養手当は、<u>任命権者が定める扶養親族のある職員</u>に対して支給する。</p> <p>(地域手当)</p> <p><u>第六条</u> 地域手当は、<u>大阪府の区域及び当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して任命権者が定める地域に在勤する職員</u>に支給する。当該大阪府の区域又は地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該大阪府の区域又は地域に準ずる地域に所在する<u>公署</u>で<u>任命権者が定めるもの</u>に在勤する職員についても、同様とする。</p> <p>(住居手当)</p> <p><u>第七条</u> 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。</p> <p>一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第三号において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員で<u>任命権者が定めるもの</u></p> <p>二 当該職員の所有に係る住宅（<u>任命権者が定めるこれに準ずる住宅を含む。</u>）のうち当該職員その他<u>任命権者が定める者</u>によつて新築され、又は購入された住宅</p>	<p>・地公法第 24 条第 1 項の職務給の原則を徹底するため、給料の基本理念として明記するもの。給与法、給与条例に同様の規定あり。</p>
--	--	---

つて、当該新築又は購入の日から起算して五年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの

三 第六条の二第一項又は第二項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（管理者が定める住宅を除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの

（通勤手当）

第六条 通勤手当は、通勤のため交通機関又は有料の道路を利用し、かつ、その運賃又は料金を負担することを常例とする職員及びその他の職員で通勤のため自転車等の交通の用具を使用することを常例とする職員（管理者が特に必要があると認める場合を除くほか、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満である職員を除く。）に対して支給する。

（単身赴任手当）

第六条の二 単身赴任手当は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが困難でないと管理者が認める職員を除く。）に対して支給する。

2 前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上管理者が必要があると認める職員には、単身赴任手当を支給する。

（特殊勤務手当）

第七条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮するこ

であつて、当該新築又は購入の日から起算して五年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの

三 第九条第一項又は第二項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（任命権者が定める住宅を除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして任命権者が定めるもの

（通勤手当）

第八条 通勤手当は、通勤のため交通機関又は有料の道路を利用し、かつ、その運賃又は料金を負担することを常例とする職員及びその他の職員で通勤のため自転車等の交通の用具を使用することを常例とする職員（任命権者が特に必要があると認める場合を除くほか、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満である職員を除く。）に対して支給する。

（単身赴任手当）

第九条 単身赴任手当は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが困難でないと任命権者が認める職員を除く。）に対して支給する。

2 前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上任命権者が必要があると認める職員には、単身赴任手当を支給する。

（特殊勤務手当）

第十条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の

とが適用でないと認められるものに従事する職員に対して支給する。

(時間外勤務手当)

第八条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。

2 前項の規定にかかわらず、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。ただし、管理者が定める日を除く。以下同じ。)の振替等によりあらかじめ割り振られた一週間の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間(管理者が定める時間を除く。)に対して、時間外勤務手当を支給する。ただし、次に掲げる職員が割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が四十時間に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

一 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員

二 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員

(休日勤務手当)

第九条 休日勤務手当は、休日等において、正規の勤務時

考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適用でないと認められるものに従事する職員に対して支給する。

(時間外勤務手当)

第十一条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。

2 前項の規定にかかわらず、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。ただし、任命権者が定める日を除く。以下同じ。)の振替等によりあらかじめ割り振られた一週間の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間(任命権者が定める時間を除く。)に対して、時間外勤務手当を支給する。ただし、次に掲げる職員が割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が三十八時間四十五分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

一 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員

二 地方公務員法第二十八条の五第一項の規定により採用されたに職員

三 育児休業法第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第四条各項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)

(休日勤務手当)

・各号に規定する職員の順番を、給与条例の順番に並び替えるとともに、任期付短時間勤務職員に関する規定を追加。

「育児短時間勤務職員」⇒「再任用短時間勤務職員」⇒「任期付短時間勤務職員」

間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。国の行事の行われる日で管理者が指定する日において勤務した職員についても同様とする。

2 前項の「休日等」とは、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日等（毎日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、当該休日が週休日に当たるときは、管理者が定める日）及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（同法に規定する休日を除く。）をいい、代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日をいう。（夜間勤務手当）

第十条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後十時から翌日午前五時までの間に勤務した職員に対して、当該勤務について支給する。

（宿日直手当）

第十一条 宿日直手当は、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。

（管理職員特別勤務手当）

第十一条の二 管理職員特別勤務手当は、第三条の二第一項に規定する管理者が定める職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は第九条第二項に規定する休日等に勤務した場合に当該職員に対して支給する。

（期末手当）

第十二条 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、その者の在職期間に応じて支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

（勤勉手当）

第十二条 休日勤務手当は、休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。国の行事の行われる日で任命権者が指定する日等において、正規の勤務時間中に勤務した職員についても、同様とする。

2 前項の「休日等」とは、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（毎日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、当該休日が週休日に当たるときは、任命権者が定める日）及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（同法に規定する休日を除く。）をいい、代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日をいう。（夜間勤務手当）

第十三条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後十時から翌日午前五時までの間に勤務した職員に対して、当該勤務について支給する。

（宿日直手当）

第十四条 宿日直手当は、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。

（期末手当）

第十五条 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、その者の在職期間に応じて支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

・記述を給与条例に準じたものに改正

・記述を給与条例に準じたものに改正

第十三条 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、その者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

（退職手当）

第十四条 退職手当は、職員が退職（職員が職員としての身分を失うことをいう。）をした場合に支給する。

2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

一 地方公務員法第二十九条第一項の規定による懲戒免職の処分を受けた者

二 地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職（同法第十六条第一号に該当する場合を除く。）をした者

三 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第十一条の規定に該当し退職させられた者

3 在職期間中に地方公務員法第二十九条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、職員の退職手当に関する条例（昭和四十年大阪府条例第四号）第十八条の規定の例によるほか、管理者が定める手続を経て、支払われる前にはその支給を制限し、支払われた後には返納させ、又は納付させることができる。

（給与の減額）

第十六条 職員が勤務しないときは、時間外勤務代休時間を指定された場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき管理者の承認があつた場合を除くほか、その勤務しない一時間について、勤務一時間当たりの給料

（勤勉手当）

第十六条 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、その者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

（退職手当）

第十七条 退職手当は、職員が退職（職員が職員としての身分を失うことをいう。）をした場合に支給する。

2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、任命権者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

一 地方公務員法第二十九条第一項の規定による懲戒免職の処分を受けた者

二 地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職（同法第十六条第一号に該当する場合を除く。）をした者

三 地方公営企業等の労働関係に関する法律第十一条の規定に該当し退職させられた者

3 在職期間中に地方公務員法第二十九条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、職員の退職手当に関する条例（昭和四十年大阪府条例第四号）第十八条の規定の例によるほか、任命権者が定める手続を経て、支払われる前にはその支給を制限し、支払われた後には返納させ、又は納付させることができる。

（給与の減額）

第十八条 職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、時間外勤務代休時間を指定された場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があつ

・記述を給与条例に準じたものに改正

・条例に定められた人事委員会の権限であることをより明確にするため、記述を改正

<p>及びこれに対する地域手当その他<u>管理者</u>が定める手当の合計額を減額する。</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)又は介護休暇につき<u>管理者</u>の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間について、勤務一時間当たりの給料及びこれに対する地域手当その他<u>管理者</u>が定める手当の合計額を減額する。</p> <p>3 職員が高齢者部分休業(当該職員が、当該職員に係る定年退職日(職員の定年等に関する条例(昭和五十九年大阪府条例第三号)第二条に規定する定年退職日をいう。以下同じ。)から五年<u>さかのぼつた</u>日後の日で、当該職員の申請において示した日からその定年退職日までの期間中、一週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)につき<u>管理者</u>の承認を受けて勤務しない場合には、第一項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間について、勤務一時間当たりの給料及びこれに対する地域手当並びに管理職手当その他<u>管理者</u>が定める手当の合計額を減額する。</p> <p>4 負傷若しくは疾病に係る療養のための病気休暇又は疾病に係る就業禁止の措置の開始の日から起算して九十日(結核性疾患による就業禁止の措置である場合にあっては、一年)を超えて勤務しないときは、第一項の規定にかかわらず、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、給料の半額を減ずる。 (休職者の給与) <u>第十七条</u> 職員が休職にされたときは、<u>管理者</u>が定めるところにより、給与を支給することができる。 (専従休職者の給与) <u>第十八条</u> 地方公営企業等の労働関係に関する法律第六条第一項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。</p>	<p>た場合を除くほか、その勤務しない一時間について、勤務一時間当たりの給料及びこれに対する地域手当その他<u>任命権者</u>が定める手当の合計額を減額する。</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)又は介護休暇につき<u>任命権者</u>の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間について、勤務一時間当たりの給料及びこれに対する地域手当その他<u>任命権者</u>が定める手当の合計額を減額する。</p> <p>3 職員が高齢者部分休業(当該職員が、当該職員に係る定年退職日(職員の定年等に関する条例(昭和五十九年大阪府条例第三号)第二条に規定する定年退職日をいう。以下同じ。)から五年<u>遡つた</u>日後の日で、当該職員の申請において示した日からその定年退職日までの期間中、一週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)につき<u>任命権者</u>の承認を受けて勤務しない場合には、第一項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間について、勤務一時間当たりの給料及びこれに対する地域手当その他<u>任命権者</u>が定める手当の合計額を減額する。</p> <p>4 <u>職員</u>が負傷若しくは疾病に係る療養のための病気休暇又は疾病に係る就業禁止の措置の開始の日から起算して九十日(結核性疾患による就業禁止の措置である場合にあっては、一年)を超えて勤務しないときは、第一項の規定にかかわらず、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、給料の半額を減ずる。 (休職者の給与) <u>第十九条</u> 職員が休職にされたときは、<u>任命権者</u>が定めるところにより、給与を支給することができる。 (専従休職者の給与) <u>第二十条</u> <u>地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書の許可を受けた職員及び地方公営企業等の労働関係に関する法律第六条第一項ただし書の許可を受けた職員に</u></p>	<p>・記述を給与条例に準じたものに改正</p>
---	--	--------------------------

<p>(育児休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p><u>第十九条</u> 育児休業法第二条第一項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。</p> <p><u>(特別職に属する企業職員の給与)</u></p> <p><u>第二十条</u> 企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮して、給与を支給する。</p> <p>(再任用職員等についての適用除外)</p> <p><u>第二十一条</u> 第四条、第五条、第五条の三、第六条の二及び第十四条の規定は、地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第一項若しくは第二項、育児休業法第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）第四条各項の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例の施行期日は、規則で定める。</p> <p><u>(単純労務に従事する職員の給与)</u></p> <p><u>2</u> 地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員であつて、企業職員以外のものの給与の種類及び基準については、この条例の規定を準用する。</p>	<p>は、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。</p> <p>(育児休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p><u>第二十一条</u> 育児休業法第二条第一項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。</p> <p>(再任用職員等についての適用除外)</p> <p><u>第二十二条</u> 第五条、第七条、第九条及び第十七条の規定は、地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員及び任期付短時間勤務職員には、適用しない。</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。</u></p>	<p>・技能労務職員は、地公労法に基づく専従許可のほか、地公法に基づく専従許可も受けることができるため、当該規定を追加する。</p>
---	---	--

大阪府職員の退職管理に関する条例（案）の概要

教育総務企画課
教職員室教職員人事課

■制定趣旨

- 離職後の再就職等に関する必要な措置を講じることにより、職員の退職管理の適正を期する
- 府民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する府民の信頼を確保する

■府職員の範囲

- 一般行政部門、府立学校及び警察の一般職（再任用・任期付職員を含み、臨時的職員等を除く）

(1) 天下り批判との決別(再就職支援の方針)

- 府においては、職員の再就職に関し、知事が特に必要と認めるものを除き、人材バンクの運用により実施する
※人材バンク ～ 求人情報に基づき応募した退職者を求人先が評価して再就職する仕組み(個別のあっせん(マッチング)はしない)

(2) 公務に対する信頼確保(現職職員に対する働きかけの規制)

- 離職前5年間の職務に関し、離職後2年間、現職職員に対する働きかけを禁止
※働きかけ ～ 職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼すること

【規制対象者】 営利企業又は営利企業以外の法人に再就職した者(国・国際機関・地方公共団体・公務員型独法除く)

再就職した者	規制される契約又は処分等の範囲	規制期間	相手方	規制違反
全職員	離職前5年間の職務に属するもの	離職後2年間	すべての 現職職員	・5万円以下の過料 ・不正な行為を伴う場合 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
管理職	離職前5年間以前の職務に属するもの			
全職員	自ら決定したもの	期限の定めなし		

(適用除外：府の委託を受けて行う場合、法令や契約に基づく権利行使・義務履行の場合、一般競争入札等の契約締結を行う場合など)

- 働きかけを受けた現職職員は人事委員会に届出、人事委員会からの調査要求、任命権者による調査

(3) 透明性の確保(再就職先の公表)

- 管理職は、離職後2年間、再就職先・人材バンクの関与等を届出(届出義務違反：5万円以下の過料)
- 府は、届出内容に基づき、管理職の再就職先等を公表

■施行期日

- 公布日(ただし、警察職員に適用する(1)及び(3)は、規則で定める日)

大阪府条例第 号

職員の退職管理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、府の職員（条件附採用期間中の職員、臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下「職員」という。）であつた者であつて離職後に再就職したものであることによる依頼等の規制等に関し必要な事項を定めることにより、職員の退職管理の適正化を図り、もつて公務の公正性及び府民の信頼を確保することを目的とする。

(再就職の支援の方針)

第二条 府における職員の再就職の支援については、知事が特に必要と認めるものを除き、府の人材バンク制度（営利企業（商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業をいう。以下同じ。）又は営利企業以外の法人その他の団体（国、国際機関、他の地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（以下「公共団体等」という。）を含む。以下この条及び第七条において同じ。）からの職員に対する求人に係る情報及び職員からの営利企業又は営利企業以外の法人その他の団体に対する求職に係る情報をそれぞれに提供することにより、再就職を支援する仕組みをいう。）によることとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第三条 職員であつた者であつて離職後に営利企業等（営利企業及び営利企業以外の法人その他の団体（公共団体等を除く。）をいう。以下同じ。）の地位に就いている者（退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続き退職手当通算法人の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第二項に規定する退職派遣者（以下「退職手当通算離職者」という。）を除く。以下「再就職者」という。）は、離職前五年間に在職していた府の執行機関の組織（当該執行機関（当該執行機関の附属機関を含む。）の補助機関及び当該執行機関の管理に属する機関の総体をいう。）又は議会の事務局（以下「府の執行機関の組織等」という。）の職員に対し、府と当該営利企業等若しくはその子法人（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第六十条の二第一項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。）との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分に関する事務（以下「契約等事務」という。）であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

2 前項の「退職手当通算法人」とは、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人その他その業務が府又は国の事務又は事業と密接な関

連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き当該法人の役員又は当該法人に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定められており、かつ、職員の退職手当に関する条例（昭和四十年大阪府条例第四号）において、当該法人の役員又は当該法人に使用される者として在職した後引き続き再び職員となった者の当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間を当該職員となった者の職員としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。）をいう。

3 第一項の「退職手当通算予定職員」とは、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き退職手当通算法人（前項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職することとなる職員であつて、当該退職手当通算法人に在職した後、特別の事情がない限り引き続き選考による採用が予定されている者のうち人事委員会規則で定めるものをいう。

4 第一項の規定によるもののほか、再就職者のうち、管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、府の執行機関の組織等の職員に対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

5 第一項及び前項の規定によるもののほか、再就職者は、府の執行機関の組織等の職員に対し、府と営利企業等（当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）若しくはその子法人との間の契約であつて府においてその締結について自らが決定したもの又は府による当該営利企業若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

6 第一項及び前二項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一 試験、検査、検定その他の行政上の事務であつて、法律若しくは条例の規定に基づく行政庁による指定若しくは登録その他の処分（以下「指定等」という。）を受けた者が行う当該指定等に係るもの若しくは行政庁から委託を受けた者が行う当該委託に係るものを遂行するために必要な場合又は府若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則で定めるものを行うために必要な場合

二 行政庁に対する権利若しくは義務を定めている法令の規定若しくは府との間で締結された契約に基づき、権利を行使し、若しくは義務を履行する場合、行政庁の処分により課された義務を履行する場合又はこれらに類する場合として人事委員会規則で定める場合

三 行政手続法第二条第三号に規定する申請又は同条第七号に規定する届出を行う場合

四 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第一項に規定する一般競争入札若しくはせり売りの手続に従い、売買、貸借、請負その他の契約を締結するために必要な場合

五 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報の提供を求める場合（一定の日以降に公にすることが予定されている情報を同日前に開示するよう求める場合を除く。）

六 再就職者が職員に対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することにより公務の公正性の確保に支障が生じない場合として人事委員会規則で定める場合において、人事委員会規則で定める手続により任命権者の承認を得て、再就職者が当該承認に係る職員に対し、当該承認に係る契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼する場合

七 職員は、前項各号に掲げる場合を除き、再就職者から第一項、第四項又は第五項の規定により禁止される要求又は依頼を受けたときは、人事委員会規則で定めるところにより、人事委員会にその旨を届け出なければならない。

（違反行為の疑いに係る任命権者の報告）

第四条 任命権者は、職員又は職員であった者に前条の規定に違反する行為（以下「規制違反行為」という。）を行った疑いがあると思料するときは、その旨を人事委員会に報告しなければならない。

（任命権者による調査）

第五条 任命権者は、職員又は職員であった者に規制違反行為を行った疑いがあると思料して当該規制違反行為に関して調査を行おうとするときは、人事委員会にその旨を通知しなければならない。

2 人事委員会は、任命権者が行う前項の調査の経過について、報告を求め、又は意見を述べることができる。

3 任命権者は、第一項の調査を終了したときは、遅滞なく、人事委員会に対し、当該調査の結果を報告しなければならない。

（任命権者に対する調査の要求等）

第六条 人事委員会は、第三条第七項の規定による届出、第四条の規定による報告又はその他の事由により職員又は職員であった者に規制違反行為を行った疑いがあると思料するときは、任命権者に対し、当該規制違反行為に関する調査を行うよう求めることができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により行われる調査について準用する。

（任命権者への届出）

第七条 第三条第四項に規定する職に就いている職員（以下「管理職職員」という。）であった者（退職手当通算離職者を除く。）は、離職後二年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務

を行うことになった場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職時の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

（公表）

第八条 任命権者は、前条の規定により届出を受けた事項について、遅滞なく、知事に報告しなければならない。

2 知事は、毎年度、前項の規定による報告を取りまとめ、人事委員会規則で定める事項を公表するものとする。

（罰則）

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 離職後二年を経過するまでの間に、離職前五年間に在職していた府の執行機関の組織等に属する職員に対し、契約等事務であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

二 管理職職員に離職した日の五年前の日より前に就いていた者であつて、離職後二年を経過するまでの間に、当該職に就いていた時に在職していた府の執行機関の組織等に属する職員に対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

三 在職していた府の執行機関の組織等に属する職員に対し、府と営利企業等（再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）若しくはその子法人との間の契約であつて府においてその締結について自らが決定したものは府の執行機関の組織等による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに關し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

四 前三号に掲げる再就職者から要求又は依頼を受けた職員であつて、当該要求又は依頼を受けたことを理由として、職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつた者

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第三条第一項、第四項又は第五項の規定に違反して、職員に対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼した者（不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した者を除く。）

二 第七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(地方警察職員への適用期日)

2 職員のうち警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条第二項に規定する地方警察職員である職員については、第二条、第七条及び第八条の規定は、平成二十四年三月三十一日から適用する。

大阪府立インターネットデータセンター条例等の一部を改正する条例の概要

教育振興室保健体育課
市町村教育室地域教育振興課

■改正の理由

平成 23 年 4 月 1 日に施行される大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）第 13 条の規定により、「府の事務又は事業によって暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者について必要な措置を講ずること等により、府の事務及び事業からの暴力団の排除を図るものとする。」こととされ、暴力団排除を行うことが義務付けられた。

これに伴い、府が設置する公の施設について、暴力団の利益になる利用を排除するため、排除措置が必要な公の施設の設置条例に暴力団排除条項を規定する。

■改正の要点

(1) 改正条例（20 条例（うち教育委員会所管条例は、6 条例））

大阪府立インターネットデータセンター条例、大阪府立男女共同参画・青少年センター条例、大阪府立現代美術センター条例、大阪府立上方演芸資料館条例、大阪府立国際会議場条例、大阪府立社会福祉施設設置条例、大阪府立稲スポーツセンター条例、大阪府立労働センター条例、大阪府立花の文化園条例、大阪府漁港管理条例、大阪府民牧場条例、大阪府立狭山池博物館条例、大阪府都市公園条例、大阪府港湾施設条例、大阪府立漕艇センター条例、大阪府立臨海スポーツセンター条例、大阪府立体育館条例、大阪府立門真スポーツセンター条例、大阪府立図書館条例、大阪府立少年自然の家条例

(2) 改正の要点

① 施設の利用の不承認及び承認の取消等の事由について

施設等利用の不承認及び承認の取消の事由として、暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められる場合を加える。

② 申請に必要な事項について

暴力団の利益となる行為を事前に防止するため、利用申請者が暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを特定するため、これに必要な情報として申請者の「生年月日」を追加する。（申請等に必要な事項（氏名、住所など）を条例に列記している場合）

■施行期日

平成 23 年 4 月 1 日

大阪府条例第 号

大阪府立インターネットデータセンター条例等の一部を改正する条

例

(大阪府立インターネットデータセンター条例の一部改正)

第一条 大阪府立インターネットデータセンター条例(平成十五年大阪府条例第

一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用の承認)</p> <p>第二条 センターを利用しようとするものは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定により利用の承認を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を承認しないものとする。</p> <p>一 センターの利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(利用の承認の取消し等)</p> <p>第三条 知事は、前条第一項の規定により利用の承認を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止させることができる。</p> <p>一 センターの利用の申込みに偽りがあつたとき。</p> <p>二 他の利用者又は入館者に危害又は迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>三 センターの建物、設備又は備品を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>四 センターの利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。</p> <p>五 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 前二条の規定は、前項の規定により指定管理者に同項各号に掲げる業務を行わせる場合について準用する。この場合において、第二条第一項中「知事」とあるのは「第四条第一項の指定管理者(以下「指定管理者」という。)」と、同条第二項及び前条中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定管理者の公募)</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第二条 (略)</p>

<p>第五条 知事は、第七条の規定による指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>第六条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第七条 知事は、前条の規定による申請をしたもののうち、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、第四条第一項各号に掲げる業務を最も適正かつ確実に行うことができるものと認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第四条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる能力及び財政的基礎を有すること。</p> <p>四 (略)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第七条各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第十条・第十一条 (略)</p> <p>別表(第十条関係)</p> <p>(略)</p> <p>備考 (略)</p>	<p>(指定管理者の公募)</p> <p>第三条 知事は、第五条の規定による指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>第四条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第五条 知事は、前条の規定による申請をしたもののうち、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、第二条各号に掲げる業務を最も適正かつ確実に行うことができるものと認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第二条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる能力及び財政的基礎を有すること。</p> <p>四 (略)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第五条各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第八条・第九条 (略)</p> <p>別表(第八条関係)</p> <p>(略)</p> <p>備考 (略)</p>
<p>(利用の承認)</p> <p>第三条 センター(駐車場を除く。)を利用しようとするものは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定により利用の承認を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を承認しないものとする。</p> <p>一 センターの利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の利益になり、</p> <p>改正後</p>	<p>(大阪府立男女共同参画・青少年センター条例の一部改正)</p> <p>第二条 大阪府立男女共同参画・青少年センター条例(平成六年大阪府条例第一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p> <p>改正前</p>

- 又はなるおそれがあると認められるとき。
二 前号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(利用の承認の取消し等)

第四条 知事は、前条第一項の規定により利用の承認を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- 一 センターの利用の申込みに偽りがあつたとき。
- 二 他の入館者に危害又は迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるとき。
- 三 センターの建物又は設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあるとき。
- 四 センターの利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。
- 五 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- 六 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(指定管理者による管理)

第五条 (略)

二 前二条の規定は、前項の規定により指定管理者に同項各号に掲げる業務を行わせる場合について準用する。この場合において、第三条第一項中「知事」とあるのは「第五条第一項の指定管理者(以下「指定管理者」という。)」と、同条第二項及び前条中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の公募)

第六条 知事は、第八条の規定による指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第七条 (略)

(指定管理者の指定)

第八条 知事は、前条の規定による申請をしたもののうち、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、第五条第一項各号に掲げる業務を最も適正かつ確実に行うことができることを認め、指定管理者として指定するものとする。

- 一・二 (略)
- 三 第五条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる能力及び財政的基礎を有すること。
- 四 (略)

第九条 (略)

(指定管理者の指定の取消し等)

第十条 (略)

- 一 (略)
- 二 第八条各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。

又はなるおそれがあると認められるとき。
二 前号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(利用の承認の取消し等)

第四条 知事は、前条第一項の規定により利用の承認を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- 一 センターの利用の申込みに偽りがあつたとき。
- 二 他の入館者に危害又は迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるとき。
- 三 センターの建物又は設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあるとき。
- 四 センターの利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。
- 五 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- 六 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(指定管理者による管理)

第三条 (略)

(指定管理者の公募)

第四条 知事は、第六条の規定による指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第五条 (略)

(指定管理者の指定)

第六条 知事は、前条の規定による申請をしたもののうち、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、第三条各号に掲げる業務を最も適正かつ確実に行うことができることを認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- 一・二 (略)
- 三 第三条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる能力及び財政的基礎を有すること。
- 四 (略)

第七条 (略)

(指定管理者の指定の取消し等)

第八条 (略)

- 一 (略)
- 二 第六条各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。

<p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第十一條・第十二條 (略)</p> <p>別表(第十一條關係)</p> <p>(略)</p> <p>備考 (略)</p>	<p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第九條・第十條 (略)</p> <p>別表(第九條關係)</p> <p>(略)</p> <p>備考 (略)</p>
---	--

(大阪府立現代美術センター条例の一部改正)

第三條 大阪府立現代美術センター条例(昭和五十五年大阪府条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用の承認)</p> <p>第三條 センターの展示室(以下「展示室」という。)を利用しようとするものは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定により利用の承認を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当するときは、展示室の利用を承認しないものとする。</p> <p>一 展示室の利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(利用の承認の取消し等)</p> <p>第四條 知事は、前条第一項の規定により利用の承認を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、展示室の利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止させることができる。</p> <p>一 展示室の利用について、偽りの申込みをしたとき。</p> <p>二 他の入館者に危害を加え、若しくは不快の念を起こさせ、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>三 センターの建物又は設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>四 展示室の利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。</p> <p>五 この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は利用の承認に係る条件に違反したとき。</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。</p> <p>第五條―第七條 (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p>	<p>第二條の二―第二條の四 (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p>

<p>第八条 (略)</p> <p>2 第三条及び第四条の規定は、前項の規定により指定管理者に同項各号に掲げる業務を行わせる場合について準用する。この場合において、第三条第一項中「知事」とあるのは「第八条第一項の指定管理者(以下「指定管理者」という。)」と、同条第二項及び第四条中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定管理者の公募)</p> <p>第九条 知事は、第十一条の規定による指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>第十条 (略)</p>	<p>第三条 (略)</p> <p>(指定管理者の公募)</p> <p>第四条 知事は、第六条の規定による指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>第五条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第六条 知事は、前条の規定による申請をしたもののうち、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、第三条各号に掲げる業務を最も適正かつ確実にを行うことができるものと認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第三条各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができる能力及び財政的基礎を有すること。</p> <p>四 (略)</p>
<p>第十二条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第十一条各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>第十五条 前条第一項の規定により指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させる場合においては、第五条から第七条までの規定は、適用しない。</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>別表 (第五条、第十四条関係)</p> <p>(略)</p>	<p>第七条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第六条各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>第九条の二 前条第一項の規定により指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させる場合においては、第二条の二から第二条の四までの規定は、適用しない。</p> <p>第十条 (略)</p> <p>別表 (第二条の二、第九条関係)</p> <p>(略)</p>

(大阪府立上方演芸資料館条例の一部改正)

第四条 大阪府立上方演芸資料館条例(平成八年大阪府条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で

示すように改正する。

改正後

改正前

(利用の承認)

第三条 資料館のレッスルーム又は展示室の小演芸場(以下「小演芸場」という。)を利用しようとするものは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定により利用の承認を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当するときは、資料館の利用を承認しないものとする。

- 一 資料館の利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、資料館の管理上支障があると認められるとき。

(利用の承認の取消し等)

第四条 知事は、前条第一項の規定により利用の承認を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、資料館の利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- 一 資料館の利用の申込みに偽りがあったとき。
- 二 他の入館者に危害若しくは迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるとき。
- 三 資料館の建物又は設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあるとき。
- 四 資料館の利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。
- 五 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- 六 前各号に掲げるもののほか、資料館の管理上支障があると認められるとき。

(指定管理者による管理)

第五条 (略)

一 第二条の事業の運営に関する業務(次号に掲げるものを除く。)

二 二四 (略)

2 前二条の規定は、前項の規定により指定管理者に同項各号に掲げる業務を行わせる場合について準用する。この場合において、第三条第一項中「知事」とあるのは「第五条第一項の指定管理者(以下「指定管理者」という。)」と、同条第二項及び前条中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の公募)

第六条 知事は、第八条の規定による指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第三条 (略)

一 前条の事業の運営に関する業務(次号に掲げるものを除く。)

二 二四 (略)

(指定管理者の公募)

第四条 知事は、第六条の規定による指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第七条 (略)

(指定管理者の指定)

第八条 知事は、前条の規定による申請をしたもののうち、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、第五条第一項各号に掲げる業務を最も適正かつ確実に行うことができるものと認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- 一・二 (略)
- 三 第五条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる能力及び財政的基礎を有すること。
- 四 (略)

第九条 (略)

(指定管理者の指定の取消し等)

第十条 (略)

- 一 (略)
- 二 第八条各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 (略)
- 2 (略)

第十一条 (略)

2 (略)

3 前項の利用料金の額は、資料館の展示室（演芸ライブラリーを除く。）にあつては別表第1に掲げる金額、資料館のレッスルーム及び小演芸場にあつては別表第2に掲げる金額の範囲内で指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について知事の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。

4―6 (略) 第十二条 (略)

別表第一 (第十一条関係)

(略)

備考 (略)

別表第二 (第十一条関係)

(略)

備考 (略)

第五条 (略)

(指定管理者の指定)

第六条 知事は、前条の規定による申請をしたもののうち、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、第三条各号に掲げる業務を最も適正かつ確実に行うことができるものと認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- 一・二 (略)
- 三 第三条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる能力及び財政的基礎を有すること。
- 四 (略)

第七条 (略)

(指定管理者の指定の取消し等)

第八条 (略)

- 一 (略)
- 二 第六条各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 (略)
- 2 (略)

第九条 (略)

2 (略)

3 前項の利用料金の額は、資料館の展示室（演芸ライブラリーを除く。）にあつては別表第1に掲げる金額、資料館のレッスルーム及び展示室の小演芸場（以下「小演芸場」という。）にあつては別表第2に掲げる金額の範囲内で指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について知事の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。

4―6 (略) 第十条 (略)

別表第一 (第九条関係)

(略)

備考 (略)

別表第二 (第九条関係)

(略)

備考 (略)

(大阪府立国際会議場条例の一部改正)

第五条 大阪府立国際会議場条例（平成十一年大阪府条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

（利用の承認）

第二条 会議場（駐車場を除く。）を利用しようとするものは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2| 知事は、前項の規定により利用の承認を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当するときは、会議場の利用を承認しないものとする。

- 一 会議場の利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、会議場の管理上支障があると認められるとき。

（利用の承認の取消し等）

第三条 知事は、前条第一項の規定により利用の承認を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、会議場の利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- 一 会議場の利用の申込みに偽りがあつたとき。
- 二 他の入館者に危害又は迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるとき。
- 三 会議場の建物又は設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあるとき。
- 四 会議場の利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。
- 五 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- 六 前各号に掲げるもののほか、会議場の管理上支障があると認められるとき。

（指定管理者による管理）

第四条 （略）

2| 前二条の規定は、前項の規定により指定管理者に同項各号に掲げる業務を行わせる場合について準用する。この場合において、第二条第一項中「知事」とあるのは「第四条第一項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）」と、同条第二項及び前条中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（指定管理者予定者の指名）

第五条 知事は、第七条の規定による指定をしようとするときは、会議場の指定管理者の予定者として、一の法人その他の団体を指名するものとする。

第六条 （略）

（指定管理者の指定）

第七条 （略）

一・二 （略）

三 第四条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができる能力及び財政的基礎を有すること。

（指定管理者による管理）

第二条 （略）

（指定管理者予定者の指名）

第三条 知事は、第五条の規定による指定をしようとするときは、会議場の指定管理者の予定者として、一の法人その他の団体を指名するものとする。

第四条 （略）

（指定管理者の指定）

第五条 （略）

一・二 （略）

三 第二条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる能力及び財政的基礎を有すること。

<p>四 (略)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第七条各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第十条・第十一条 (略)</p> <p>別表(第十条関係)</p> <p>一―三 (略)</p>	<p>四 (略)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第五条各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第八条・第九条 (略)</p> <p>別表(第八条関係)</p> <p>一―三 (略)</p>
---	--

(大阪府社会福祉施設設置条例の一部改正)

第六条 大阪府社会福祉施設設置条例(昭和三十四年大阪府条例第二十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p> <p>(利用の承認)</p> <p>第二条 大阪府立障害者交流促進センター(以下「障害者交流促進センター」という。)を利用しようとするものは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定により利用の承認を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当するときは、障害者交流促進センターの利用を承認しないものとする。</p> <p>一 障害者交流促進センターの利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、障害者交流促進センターの管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(利用の承認の取消し等)</p> <p>第三条 知事は、前条第一項の規定により利用の承認を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、障害者交流促進センターの利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止させることができる。</p> <p>一 偽りその他不正の手段により障害者交流促進センターの利用の承認を受けたとき。</p> <p>二 他の利用者に危害を加え、又は加えるおそれがあるとき。</p> <p>三 障害者交流促進センターの建物又は設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあるとき。</p>	<p>改正前</p>
--	------------

四 障害者交流促進センターの利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。

五 前各号に掲げるもののほか、障害者交流促進センターの管理上支障があると認められるとき。

(使用料)

第四条 障害者交流促進センターを利用するものは、別表第一に掲げる使用料を納付しなければならない。

第五条・第六条 (略)

(指定管理者による管理)

第七条 (略)

2 知事は、指定管理者に、障害者交流促進センターの管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

一 障害者交流促進センターの利用の承認、その取消しその他の利用に関する業務

二 二四 (略)

五 障害者交流促進センターの維持及び補修に関する業務

六 (略)

3 (略)

4 第二条及び第三条の規定は、第二項の規定により指定管理者に同項各号に掲げる業務を行わせる場合について準用する。この場合において、第二条第一項中「知事」とあるのは「第七条第一項の指定管理者(以下「指定管理者」という。）」と、同条第二項及び第三条中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の公募)

第八条 知事は、ビッグバン又はあゆみ寮等について、第十一条第一項の規定による指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者予定者の指名)

第九条 知事は、障害者交流促進センターについて、第十一条第二項の規定による指定をしようとするときは、指定管理者の予定者として、一の法人その他の団体を指名するものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第十条 次条第一項の規定による指定を受けようとするものは、第八条の規定による公募等に応じて、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

2 (略)

(使用料)

第二条 身体障害者福祉センターを利用するものは、別表第一に掲げる使用料を納付しなければならない。

第三条・第四条 (略)

第五条 削除

(指定管理者による管理)

第六条 (略)

2 知事は、指定管理者に、大阪府立障害者交流促進センターの管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

一 大阪府立障害者交流促進センターの利用の承認、その取消しその他の利用に関する業務

二 二四 (略)

五 大阪府立障害者交流促進センターの維持及び補修に関する業務

六 (略)

3 (略)

(指定管理者の公募)

第七条 知事は、ビッグバン又はあゆみ寮等について、第十条第一項の規定による指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者予定者の指名)

第八条 知事は、大阪府立障害者交流促進センターについて、第十条第二項の規定による指定をしようとするときは、指定管理者の予定者として、一の法人その他の団体を指名するものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第九条 次条第一項の規定による指定を受けようとするものは、第七条の規定による公募等に応じて、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

2 (略)

<p>(指定管理者の指定)</p> <p>第十一条 知事は、前条第一項の規定による申請をしたものうち、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、当該申請に係る施設の第七条に規定する業務を最も適正かつ確実に行うことができるものと認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 施設の第七条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができる能力及び財政的基礎を有すること。</p> <p>四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第十一条第一項各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第十四条・第十五条 (略)</p> <p>別表第一(第四条関係)</p> <p>備考 (略)</p> <p>別表第二(第十四条関係)</p> <p>備考 (略)</p>	<p>(指定管理者の指定)</p> <p>第十条 知事は、前条第一項の規定による申請をしたものうち、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、当該申請に係る施設の第六条に規定する業務を最も適正かつ確実に行うことができるものと認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 施設の第六条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができる能力及び財政的基礎を有すること。</p> <p>四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第十条第一項各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第十三条・第十四条 (略)</p> <p>別表第一(第二条関係)</p> <p>備考 (略)</p> <p>別表第二(第十三条関係)</p> <p>備考 (略)</p>
<p>(利用の承認)</p> <p>第二条 センターを利用しようとするものは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定により利用の承認を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を承認しないものとする。</p> <p>一 センターの利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、センターの管理</p>	<p>(大阪府立稲スポーツセンター条例の一部改正)</p> <p>第七条 大阪府立稲スポーツセンター条例(平成八年大阪府条例第四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>
<p>改正後</p>	<p>改正前</p>

上支障があると認められるとき。

(利用の承認の取消し等)

第三条 知事は、前条第一項の規定により利用の承認を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- 一 センターの利用の申込みに偽りがあつたとき。
- 二 他の利用者に危害を加え、又は加えるおそれがあるとき。
- 三 センターの建物又は設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあるとき。
- 四 センターの利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。
- 五 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

第四条―第七条 (略)

(指定管理者による管理)

第八条 (略)

2 第二条及び第三条の規定は、前項の規定により指定管理者に同項各号に掲げる業務を行わせる場合について準用する。この場合において、第二条第一項中「知事」とあるのは「第八条第一項の指定管理者(以下「指定管理者」という。)」と、同条第二項及び第三条中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の公募)

第九条 知事は、第十一条の規定による指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第十条 (略)

(指定管理者の指定)

第十一条 知事は、前条の規定による申請をしたもののうち、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、第八条第一項各号に掲げる業務を最も適正かつ確実にを行うことができることを認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- 一・二 (略)
- 三 第八条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができる能力及び財政的基礎を有すること。
- 四 (略)

第十二条 (略)

(指定管理者の指定の取消し等)

第十三条 (略)

一 (略)

二 第十一条各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。

上支障があると認められるとき。

(利用の承認の取消し等)

第三条 知事は、前条第一項の規定により利用の承認を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- 一 センターの利用の申込みに偽りがあつたとき。
- 二 他の利用者に危害を加え、又は加えるおそれがあるとき。
- 三 センターの建物又は設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあるとき。
- 四 センターの利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。
- 五 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

第二条―第五条 (略)

(指定管理者による管理)

第六条 (略)

2 第二条及び第三条の規定は、前項の規定により指定管理者に同項各号に掲げる業務を行わせる場合において、第二条第一項中「知事」とあるのは「第八条第一項の指定管理者(以下「指定管理者」という。)」と、同条第二項及び第三条中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の公募)

第七条 知事は、第九条の規定による指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第八条 (略)

(指定管理者の指定)

第九条 知事は、前条の規定による申請をしたもののうち、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、第六条各号に掲げる業務を最も適正かつ確実にを行うことができることを認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- 一・二 (略)
- 三 第六条各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができる能力及び財政的基礎を有すること。
- 四 (略)

第十条 (略)

(指定管理者の指定の取消し等)

第十一条 (略)

一 (略)

二 第九条各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。

三 (略)	三 (略)
2 (略)	2 (略)
第十四条 (略)	第十二条 (略)
別表(第四条関係) (略)	別表(第二条関係) (略)
備考 (略)	備考 (略)

(大阪府立労働センター条例の一部改正)
 第八条 大阪府立労働センター条例(昭和五十三年大阪府条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用の承認)</p> <p>第三条 センターを利用しようとするものは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定により利用の承認を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を承認しないことができる。</p> <p>一 利用申込者がセンターの建物又は設備を損傷し、又は汚損するおそれがある場合</p> <p>二 利用申込者がセンターを引き続き七日を超えて利用し、又は同じ月のうち七日を超えて利用しようとする場合</p> <p>三 センターの利用が集団的、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる場合(次項に規定する場合を除く。)</p> <p>四 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上知事が適当でないとする場合</p> <p>3 知事は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の利益になり、又はなるおそれがあると認められる場合は、センターの利用を承認しないものとする。</p> <p>(利用の承認の取消し等)</p> <p>第四条 知事は、前条第一項の規定により利用の承認を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止させることができる。</p> <p>一 センターの利用の申込みに偽りがあつたとき。</p> <p>二 他の利用者に危害を加え、若しくは不快の念を起こさせ、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>三 センターの建物又は設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>四 センターの利用が暴力団の利益になり、</p>	

又はなるおそれがあると認められるとき。
五 この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は利用の承認に係る条件に違反したとき。
六 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(指定管理者による管理)
第五条 (略)

2 前二条の規定は、前項の規定により指定管理者に同項各号に掲げる業務を行わせる場合について準用する。この場合において、第三条第一項中「知事」とあるのは「第五条第一項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）」と、同条第二項及び第三項並びに前条中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の公募)
第六条

知事は、第八条の規定による指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第七条 (略)

(指定管理者の指定)
第八条

知事は、前条の規定による申請をしたもののうち、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、第五条第一項各号に掲げる業務を最も適正かつ確実にを行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- 一・二 (略)
- 三 第五条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができる能力及び財政的基礎を有すること。
- 四 (略)

第九条 (略)

(指定管理者の指定の取消し等)
第十条

- 一 (略)
- 二 第八条各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 (略)
- 2 (略)

第十一条・第十二条 (略)

別表第一(第十一条関係)

(略)

備考 (略)

別表第二(第十一条関係)

(略)

(指定管理者による管理)
第三条 (略)

(指定管理者の公募)
第四条

知事は、第六条の規定による指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第五条 (略)

(指定管理者の指定)
第六条

知事は、前条の規定による申請をしたもののうち、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、第三条各号に掲げる業務を最も適正かつ確実にを行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- 一・二 (略)
- 三 第三条各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができる能力及び財政的基礎を有すること。
- 四 (略)

第七条 (略)

(指定管理者の指定の取消し等)
第八条

- 一 (略)
- 二 第六条各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 (略)
- 2 (略)

第九条・第十条 (略)

別表第一(第九条関係)

(略)

備考 (略)

別表第二(第九条関係)

(略)

(大阪府立花の文化園条例の一部改正)
 第九条 大阪府立花の文化園条例(平成二年大阪府条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用の承認)</p> <p>第三条 花の文化園の園芸室、工芸室、調理室、研修室及びイベントホール(以下「園芸室等」という。)を利用しようとするものは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定により利用の承認を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当するときは、園芸室等の利用を承認しないものとする。</p> <p>一 園芸室等の利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第一号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、花の文化園の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(利用の承認の取消し等)</p> <p>第四条 知事は、前条第一項の規定により利用の承認を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、園芸室等の利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止させることができる。</p> <p>一 園芸室等の利用について、偽りの申込みをしたとき。</p> <p>二 利用の承認に係る条件に違反したとき。</p> <p>三 規則の定めるところにより、入園を禁じ、又は退園を命じられたとき。</p> <p>四 園芸室等の利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、花の文化園の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>一 第二条各号に掲げる事業の運営に関する業務(次号に掲げるものを除く。)</p> <p>二 四 (略)</p> <p>2 前二条の規定は、前項の規定により指定管理者に同項各号に掲げる業務を行わせる場合について準用する。この場合において、第三条第一項中「知事」とあるのは「第五条第一項の指定管理者(以下「指定管理者」という。)」と、同条第二項及び前条中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定管理者の公募)</p> <p>第六条 知事は、第八条の規定による指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一 前条各号に掲げる事業の運営に関する業務(次号に掲げるものを除く。)</p> <p>二 四 (略)</p> <p>(指定管理者の公募)</p> <p>第四条 知事は、第六条の規定による指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、</p>

<p>公募しなければならぬ。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>第七条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第八条 知事は、前条の規定による申請をしたもののうち、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、第五条第一項各号に掲げる業務を最も適正かつ確実にを行うことができるものと認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第五条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができる能力及び財政的基礎を有すること。</p> <p>四 (略)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第八条各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第十一条・第十二条 (略)</p> <p>別表 (第十一条関係)</p> <p>備考 (略)</p>	<p>公募しなければならぬ。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>第五条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第六条 知事は、前条の規定による申請をしたもののうち、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、第三条各号に掲げる業務を最も適正かつ確実にを行うことができるものと認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第三条各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができる能力及び財政的基礎を有すること。</p> <p>四 (略)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第六条各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第九条・第十条 (略)</p> <p>別表 (第九条関係)</p> <p>備考 (略)</p>
---	--

(大阪府漁港管理条例の一部改正)

第十条 大阪府漁港管理条例(昭和三十八年大阪府条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p> <p>(占用の許可)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 知事は、前項の許可を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えない。</p> <p>一 府漁港施設の占有が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、府漁港施設の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>3 知事は、第二項の許可に、府漁港施設の管理上必要な条件を付することができる。</p>	<p>改正前</p> <p>(占用の許可)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 知事は、前項の許可に、府漁港施設の管理上必要な条件を付することができる。</p>
--	---

<p>4 (略)</p> <p>(使用の許可) 第九条 (略)</p> <p>2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による許可について準用する。</p> <p>(許可の取消し等) 第十四条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第八条第三項(第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により付した条件に違反した者</p> <p>三 (略)</p> <p>四 その占用又は使用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められる者</p>	<p>3 (略)</p> <p>(使用の許可) 第九条 (略)</p> <p>2 前条第二項の規定は、前項の規定による許可について準用する。</p> <p>(許可の取消し等) 第十四条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第八条第二項(第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により付した条件に違反した者</p> <p>三 (略)</p>
--	---

(大阪府民牧場条例の一部改正)

第十一条 大阪府民牧場条例(平成十一年大阪府条例第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用の承認)</p> <p>第三条 府民牧場の研修室及び多目的ルーム(以下「研修室等」という。)を利用しようとするものは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定により利用の承認を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当するときは、研修室等の利用を承認しないものとする。</p> <p>一 研修室等の利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第一号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、府民牧場の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(利用の承認の取消し等)</p> <p>第四条 知事は、前条第一項の規定により利用の承認を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、研修室等の利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止させることができる。</p> <p>一 研修室等の利用の申込みに偽りがあつたとき。</p> <p>二 他の入場者に危害を加え、又は加えるおそれがあるとき。</p> <p>三 府民牧場の建物又は設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>四 研修室等の利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、府民牧場の</p>	

管理上支障があると認められるとき。

(指定管理者による管理)

第五条 (略)

- 一 第二条各号に掲げる事業の運営に関する業務(次号に掲げるものを除く。)
- 二 二四 (略)

2| 前二条の規定は、前項の規定により指定管理者に同項各号に掲げる業務を行わせる場合について準用する。この場合において、第三条第一項中「知事」とあるのは「第五条第一項の指定管理者(以下「指定管理者」という。)」と、同条第二項及び前条中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の公募)

第六条 知事は、第八条の規定による指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第七条 (略)

(指定管理者の指定)

第八条 知事は、前条の規定による申請をしたもののうち、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、第五条第一項各号に掲げる業務を最も適正かつ確実に行うことができるものと認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- 一・二 (略)
- 三 第五条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる能力及び財政的基礎を有すること。
- 四 (略)

第九条 (略)

(指定管理者の指定の取消し等)

第十条 (略)

- 一 (略)
- 二 第八条各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 (略)
- 2 (略)

第十一条・第十二条 (略)

別表(第十一条関係)

(略)

備考 (略)

(指定管理者による管理)

第三条 (略)

- 一 前条各号に掲げる事業の運営に関する業務(次号に掲げるものを除く。)
- 二 二四 (略)

(指定管理者の公募)

第四条 知事は、第六条の規定による指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第五条 (略)

(指定管理者の指定)

第六条 知事は、前条の規定による申請をしたもののうち、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、第三条各号に掲げる業務を最も適正かつ確実に行うことができるものと認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- 一・二 (略)
- 三 第三条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる能力及び財政的基礎を有すること。
- 四 (略)

第七条 (略)

(指定管理者の指定の取消し等)

第八条 (略)

- 一 (略)
- 二 第六条各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 (略)
- 2 (略)

第九条・第十条 (略)

別表(第九条関係)

(略)

備考 (略)

(大阪府立狭山池博物館条例の一部改正)

第十二条 大阪府立狭山池博物館条例(平成十二年大阪府条例第三百三十六号)の

一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用の承認)</p> <p>第三条 博物館を利用しようとするものは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定により利用の承認を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当するときは、博物館の利用を承認しないものとする。</p> <p>一 博物館の利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、博物館の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(利用の承認の取消し等)</p> <p>第四条 知事は、前条第一項の規定により利用の承認を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、博物館の利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止させることができる。</p> <p>一 博物館の利用の申込みに偽りがあったとき。</p> <p>二 他の入館者に危害又は迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>三 博物館の建物、設備又は展示品を損傷し、汚損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>四 博物館の利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。</p> <p>五 この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、博物館の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>第五条―第八条 (略)</p> <p>別表(第五条関係)</p> <p>備考 (略)</p>	<p>第三条―第六条 (略)</p> <p>別表(第三条関係)</p> <p>備考 (略)</p>

(大阪府都市公園条例の一部改正)

第十三条 大阪府都市公園条例（昭和三十二年大阪府条例第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(行為の許可) 第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 氏名、住所及び生年月日(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに事務所の所在地)</p> <p>二一六 (略)</p> <p>3 知事は、第一項各号に掲げる行為が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えない。</p> <p>一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、公衆の都市公園の利用に支障を及ぼすと認められるとき。</p> <p>4 知事は、第一項の許可に都市公園の管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項) 第七条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所の所在地。以下同じ。)</p> <p>ロ一ヌ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(監督処分) 第八条 (略)</p> <p>一一三 (略)</p> <p>四 暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。</p>	<p>(行為の許可) 第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所の所在地。以下同じ。)</p> <p>二一六 (略)</p> <p>3 知事は、第一項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の許可を与えることができる。</p> <p>4 知事は、前項の許可に都市公園の管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項) 第七条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ 氏名及び住所</p> <p>ロ一ヌ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(監督処分) 第八条 (略)</p> <p>一一三 (略)</p>
--	--

(大阪府港湾施設条例の一部改正)
第十四条 大阪府港湾施設条例(昭和四十年大阪府条例第六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用の許可の基準) 第四条 (略)</p> <p>一一五 (略)</p> <p>六 その使用の内容が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められなくと。</p>	<p>(使用の許可の基準) 第四条 (略)</p> <p>一一五 (略)</p>

(大阪府立漕艇センター条例の一部改正)

第十五条 大阪府立漕艇センター条例（昭和四十四年大阪府条例第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用の承認)</p> <p>第二条 センター（トレーニング室を除く。）を利用しようとするものは、あらかじめ大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。</p> <p>2 委員会は、前項の規定により利用の承認を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を承認しないものとする。</p> <p>一 センターの利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(利用の承認の取消し等)</p> <p>第三条 委員会は、前条第一項の規定により利用の承認を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止させることができる。</p> <p>一 センターの利用の申込みに偽りがあつたとき。</p> <p>二 他の利用者に危害を加え、若しくは不快の念を起こさせ、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>三 センターの建物又は設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>四 センターの利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。</p> <p>五 この条例若しくはこの条例に基づく大阪府教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）の規定又は利用の承認に係る条件に違反したとき。</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第四条 委員会は、法人その他の団体であつて委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。</p> <p>一―三 (略)</p> <p>2 前二条の規定は、前項の規定により指定管理者に同項各号に掲げる業務を行わせる場合について準用する。この場合において、第二条第一項中「大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「第四条第一項の指定管理</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第二条 大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）は、法人その他の団体であつて委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。</p> <p>一―三 (略)</p>

者(以下「指定管理者」という。)」と、同条第二項及び前条中「委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第六條 (指定管理者の公募)

第五條 委員会は、第七條の規定による指定をしようとするときは、委員会規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第六條 (略)

(指定管理者の指定)

第七條 委員会は、前條の規定による申請をしたもののうち、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、第四條第一項各号に掲げる業務を最も適正かつ確実にを行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- 一・二 (略)
- 三 第四條第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができる能力及び財政的基礎を有すること。
- 四 (略)

第八條 (略)

(指定管理者の指定の取消し等)

- 第九條 (略)
- 一 (略)
- 二 第七條各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 (略)
- 2 (略)

第十條・第十一條 (略)

別表 (第十條関係)

(略)

備考 (略)

(指定管理者の公募)

第三條 委員会は、第五條の規定による指定をしようとするときは、大阪府教育委員会規則(以下「委員会規則」という。)で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第四條 (略)

(指定管理者の指定)

第五條 委員会は、前條の規定による申請をしたもののうち、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、第二條各号に掲げる業務を最も適正かつ確実にを行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- 一・二 (略)
- 三 第二條各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができる能力及び財政的基礎を有すること。
- 四 (略)

第六條 (略)

(指定管理者の指定の取消し等)

- 第七條 (略)
- 一 (略)
- 二 第五條各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 (略)
- 2 (略)

第八條・第九條 (略)

別表 (第八條関係)

(略)

備考 (略)

(大阪府立臨海スポーツセンター条例の一部改正)

第十六條 大阪府立臨海スポーツセンター条例(昭和五十九年大阪府条例第九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用の承認)</p> <p>第二條 センター(共用利用に係る体育室及びエアスケート場並びに駐車場を除く。)を利用しようとするものは、あらかじめ大阪府教育委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。</p>	

2 委員会は、前項の規定により利用の承認を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を承認しないものとする。

- 一 センターの利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(利用の承認の取消し等)

第三条 委員会は、前条第一項の規定により利用の承認を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- 一 センターの利用の申込みに偽りがあつたとき。
- 二 他の利用者に危害を加え、若しくは不快の念を起こさせ、又はそのおそれがあるとき。
- 三 センターの建物又は設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあるとき。
- 四 センターの利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。
- 五 この条例若しくはこの条例に基づく大阪府教育委員会規則(以下「委員会規則」という。)の規定又は利用の承認に係る条件に違反したとき。
- 六 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(指定管理者による管理)

第四条 委員会は、法人その他の団体であつて委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、センターの管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

一―三 (略)

2 前二条の規定は、前項の規定により指定管理者に同項各号に掲げる業務を行わせる場合について準用する。この場合において、第二条第一項中「大阪府教育委員会(以下「委員会」という。)」とあるのは「第四条第一項の指定管理者(以下「指定管理者」という。)」と、同条第二項及び前条中「委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の公募)

第五条 委員会は、第七条の規定による指定をしようとするときは、委員会規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第六条 (略)

(指定管理者による管理)

第二条 大阪府教育委員会(以下「委員会」という。)は、法人その他の団体であつて委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、センターの管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

一―三 (略)

(指定管理者の公募)

第三条 委員会は、第五条の規定による指定をしようとするときは、大阪府教育委員会規則(以下「委員会規則」という。)で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第四条 (略)

<p>(指定管理者の指定)</p> <p>第七条 委員会は、前条の規定による申請をしたもののうち、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、第四条第一項各号に掲げる業務を最も適正かつ確実にを行うことができるものと認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第四条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができる能力及び財政的基礎を有すること。</p> <p>四 (略)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第七条各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第十条・第十一条 (略)</p> <p>別表 (第十条関係)</p> <p>一―六 (略)</p>	<p>(指定管理者の指定)</p> <p>第五条 委員会は、前条の規定による申請をしたもののうち、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、第二条各号に掲げる業務を最も適正かつ確実にを行うことができるものと認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第二条各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができる能力及び財政的基礎を有すること。</p> <p>四 (略)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第五条各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第八条・第九条 (略)</p> <p>別表 (第八条関係)</p> <p>一―六 (略)</p>
--	---

(大阪府立体育会館条例の一部改正)

第十七条 大阪府立体育会館条例(昭和六十一年大阪府条例第三十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用の承認)</p> <p>第二条 会館(駐車場を除く。)を利用しようとするものは、あらかじめ大阪府教育委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。</p> <p>2 委員会は、前項の規定により利用の承認を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当するときは、会館の利用を承認しないものとする。</p> <p>一 会館の利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の利益になり、又はなると認められるとき。</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、会館の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(利用の承認の取消し等)</p> <p>第三条 委員会は、前条第一項の規定により利用の承認を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、会館の利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止させ</p>	

- 一 会館の利用について、団体名、利用目的等偽りの申込みをしたとき。
- 二 他の利用者に危害を加え、若しくは不快の念を起こさせ、又はそのおそれがあるとき。
- 三 会館の建物又は設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあるとき。
- 四 会館の利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。
- 五 この条例若しくはこの条例に基づく大阪府教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）の規定又は利用の承認に係る条件に違反したとき。
- 六 前各号に掲げるもののほか、会館の管理上支障があると認められるとき。

（指定管理者による管理）

第四条 委員会は、法人その他の団体であつて委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、会館の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

一―三 （略）

2| 前二条の規定は、前項の規定により指定管理者に同項各号に掲げる業務を行わせる場合について準用する。この場合において、第二条第一項中「大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「第四条第一項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）」と、同条第二項及び前条中「委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（指定管理者の公募）

第五条 委員会は、第七条の規定による指定をしようとするときは、委員会規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第六条 （略）

（指定管理者の指定）

第七条 委員会は、前条の規定による申請をしたもののうち、次に掲げる基準のいづれにも適合し、かつ、第四条第一項各号に掲げる業務を最も適正かつ確実にを行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

一・二 （略）

三 第四条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができる能力及び財政的基礎を有すること。

四 （略）

第八条 （略）

（指定管理者の指定の取消し等）

第九条 （略）

一 （略）

（指定管理者による管理）

第二条 大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）は、法人その他の団体であつて委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、会館の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

一―三 （略）

（指定管理者の公募）

第三条 委員会は、第五条の規定による指定をしようとするときは、大阪府教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第四条 （略）

（指定管理者の指定）

第五条 委員会は、前条の規定による申請をしたもののうち、次に掲げる基準のいづれにも適合し、かつ、第二条各号に掲げる業務を最も適正かつ確実にを行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

一・二 （略）

三 第二条各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができる能力及び財政的基礎を有すること。

四 （略）

第六条 （略）

（指定管理者の指定の取消し等）

第七条 （略）

一 （略）

<p>二 第七条各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第十条・第十一条 (略)</p> <p>別表(第十条関係)</p> <p>一―三 (略)</p>	<p>二 第五条各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第八条・第九条 (略)</p> <p>別表(第八条関係)</p> <p>一―三 (略)</p>
--	---

(大阪府立門真スポーツセンター条例の一部改正)

第十八条 大阪府立門真スポーツセンター条例(平成八年大阪府条例第八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用の承認)</p> <p>第二条 センター(共用利用に係るプール、アイススケート場、トレーニングルーム及び健康体力相談室並びに駐車場を除く。)を利用しようとするものは、あらかじめ大阪府教育委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。</p> <p>2 委員会は、前項の規定により利用の承認を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を承認しないものとする。</p> <p>一 センターの利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第一号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(利用の承認の取消し等)</p> <p>第三条 委員会は、前条第一項の規定により利用の承認を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止させることができる。</p> <p>一 センターの利用の申込みに偽りがあつたとき。</p> <p>二 他の利用者に危害を加え、若しくは不快の念を起こさせ、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>三 センターの建物、設備又は樹木を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>四 センターの利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。</p> <p>五 この条例若しくはこの条例に基づく大阪府教育委員会規則(以下「委員会規則」という。)の規定又は利用の承認に係る条件に違反したとき。</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、センターの管</p>	

理上支障があると認められるとき。

(指定管理者による管理)

第四条 委員会は、法人その他の団体であつて委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

一―五 (略)

2| 前二条の規定は、前項の規定により指定管理者に同項各号に掲げる業務を行わせる場合について準用する。この場合において、第二条第一項中「大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「第四条第一項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）」と、同条第二項及び前条中「委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の公募)

第五条 委員会は、第七条の規定による指定をしようとするときは、委員会規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第六条 (略)

(指定管理者の指定)

第七条 委員会は、前条の規定による申請をしたもののうち、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、第四条第一項各号に掲げる業務を最も適正かつ確実に行うことができるものとする。

一・二 (略)

三 第四条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる能力及び財政的基礎を有すること。

四 (略)

第八条 (略)

(指定管理者の指定の取消し等)

第九条 (略)

一 (略)

二 第七条各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 (略)

2 (略)

第十条・第十一条 (略)

別表 (第十条関係)

一―四 (略)

(指定管理者による管理)

第二条 大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）は、法人その他の団体であつて委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

一―五 (略)

(指定管理者の公募)

第三条 委員会は、第五条の規定による指定をしようとするときは、大阪府教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第四条 (略)

(指定管理者の指定)

第五条 委員会は、前条の規定による申請をしたもののうち、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、第二条各号に掲げる業務を最も適正かつ確実に行うことができるものとする。

一・二 (略)

三 第二条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる能力及び財政的基礎を有すること。

四 (略)

第六条 (略)

(指定管理者の指定の取消し等)

第七条 (略)

一 (略)

二 第五条各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 (略)

2 (略)

第八条・第九条 (略)

別表 (第八条関係)

一―四 (略)

(大阪府立図書館条例の一部改正)

第十九条 大阪府立図書館条例（昭和二十六年大阪府条例第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用の承認)</p> <p>第二条 大阪府立中央図書館(以下「中央図書館」という。)の会議室及びホール(以下「会議室等」という。)を利用しようとするものは、あらかじめ大阪府教育委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。</p> <p>2 委員会は、前項の規定により利用の承認を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の利用を承認しないものとする。</p> <p>一 会議室等の利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第一号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、中央図書館の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(利用の承認の取消し等)</p> <p>第三条 委員会は、前条第一項の規定により利用の承認を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止させることができる。</p> <p>一 会議室等の利用について、偽りの申込みをしたとき。</p> <p>二 他の利用者に危害を加え、若しくは不快の念を起こさせ、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>三 中央図書館の建物又は設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>四 会議室等の利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。</p> <p>五 この条例若しくはこの条例に基づく大阪府教育委員会規則(以下「委員会規則」という。)の規定又は利用の承認に係る条件に違反したとき。</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、中央図書館の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>第四条 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第五条 中央図書館の会議室等及び駐車場を利用しようとするものは、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。</p> <p>第六条・第七条 (略)</p> <p>(委員会規則への委任)</p> <p>第八条 図書館の管理について必要な事項は、法令に定めがあるものを除くほか、委員会規則の定めるところによる。</p> <p>別表(第五条関係)</p>	<p>第二条 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第三条 大阪府立中央図書館の会議室、ホール及び駐車場を利用しようとするものは、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。</p> <p>第四条・第五条 (略)</p> <p>(大阪府教育委員会規則への委任)</p> <p>第六条 図書館の管理について必要な事項は、法令に定めがあるものを除くほか、大阪府教育委員会規則の定めるところによる。</p> <p>別表(第三条関係)</p>

備考 (略)

(略)

備考 (略)

(略)

(大阪府立少年自然の家条例の一部改正)

第二十条 大阪府立少年自然の家条例(昭和六十年大阪府条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用の承認)</p> <p>第三条 自然の家を利用しようとするものは、あらかじめ大阪府教育委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。</p> <p>2 委員会は、前項の規定により利用の承認を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当するときは、自然の家の利用を承認しないものとする。</p> <p>一 自然の家の利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、自然の家の管理上支障があると認められるとき。</p>	
<p>(利用の承認の取消し等)</p> <p>第四条 委員会は、前条第一項の規定により利用の承認を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、自然の家の利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止させることができる。</p> <p>一 自然の家の利用の申込みに偽りがあつたとき。</p> <p>二 他の利用者に危害を加え、若しくは不快の念を起こさせ、又はそのおそれがあるととき。</p> <p>三 自然の家の建物、設備又は樹木を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあるととき。</p> <p>四 自然の家の利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。</p> <p>五 この条例若しくはこの条例に基づく大阪府教育委員会規則(以下「委員会規則」という。)の規定又は利用の承認に係る条件に違反したとき。</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、自然の家の管理上支障があると認められるとき。</p>	
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第五条 委員会は、法人その他の団体であつて委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、自然の家の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第三条 大阪府教育委員会(以下「委員会」という。)は、法人その他の団体であつて委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、自然の家の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。</p>

<p>一 (略)</p> <p>二 第二条第一項各号に掲げる事業の運営に関する業務(前号に掲げるものを除く。)</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 前二条の規定は、前項の規定により指定管理者に同項各号に掲げる業務を行わせる場合について準用する。この場合において、第三条第一項中「大阪府教育委員会(以下「委員会」という。)」とあるのは「第五條第一項の指定管理者(以下「指定管理者」という。)」と、同条第二項及び前条中「委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定管理者の公募)</p> <p>第六条 委員会は、第八条の規定による指定をしようとするときは、委員会規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 前条第一項各号に掲げる事業の運営に関する業務(前号に掲げるものを除く。)</p> <p>三・四 (略)</p> <p>(指定管理者の公募)</p> <p>第四条 委員会は、第六条の規定による指定をしようとするときは、大阪府教育委員会規則(以下「委員会規則」という。)で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>
<p>第七条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第八条 委員会は、前条の規定による申請をしたもののうち、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、第五条第一項各号に掲げる業務を最も適正かつ確実に行うことができると認められるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第五条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる能力及び財政的基礎を有すること。</p> <p>四 (略)</p>	<p>第五条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第六条 委員会は、前条の規定による申請をしたもののうち、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、第三条各号に掲げる業務を最も適正かつ確実に行うことができると認められるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第三条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる能力及び財政的基礎を有すること。</p> <p>四 (略)</p>
<p>第九条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第八条各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第七条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第六条各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>第十一条・第十二条 (略)</p> <p>別表(第十一条関係)</p> <p>(略)</p> <p>備考 (略)</p>	<p>第九条・第十条 (略)</p> <p>別表(第九条関係)</p> <p>(略)</p> <p>備考 (略)</p>

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

職員の給与に関する条例等の改正（概要）

教育総務企画課
教職員室教職員企画課

■改正の理由

財政構造改革プラン（案）に基づく大阪府版公務員制度改革に伴い、給料表の見直し等、所要の改正を行うもの。

■改正の内容

（1）給料表の改正

- ①給料表の構造について、1つの役職段階に1つの級を割り当てることを基本とする、新たな独自給料表に改正する。
- ②幹部職員の給料月額について、新たに定額制を導入する。
- ③昇給の基準を改める。

（2）給与構造改革における現給保障の廃止

平成18年4月1日に実施された給与構造改革における現給保障を廃止する。

（3）経過措置

（1）及び（2）により給料月額が下がる職員については、平成23年3月31日現在の給料月額から毎年2%ずつ引き下げた額と施行後の給料月額との差額を、経過措置として支給する。

■施行期日 平成23年4月1日。ただし、（1）③の昇給基準の改正については、平成24年4月1日。

大阪府条例第 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(初任給、昇給、昇格等の基準) 第五条 (略)</p>	<p>(初任給、昇給、昇格等の基準) 第五条 (略)</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を四号給とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p>	<p>4 前二項の規定により号給を決定する場合において、他の職員との権衡上必要があると認めるときは、人事委員会規則の定めるところにより、その者の属する職務の級における最低の号給に達しない給料月額を決定することができ</p>
<p>6 (略)</p>	<p>6 前項の規定により職員(第八項に規定する者を除く。以下この項及び次項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を四号給とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p>
<p>7・8 第四項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>	<p>8 その者の属する職務の級における最低の号給に達しない給料月額を受けている者の昇給については、人事委員会規則で定める。</p>
<p>9 (略)</p>	<p>9・10 第五項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>
<p>(短時間勤務職員の給料月額) 第六条の二 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、第五条第一項から第三項まで及び第十項並びに前条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>	<p>(短時間勤務職員の給料月額) 第六条の二 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、第五条第一項から第四項まで及び第十二項並びに前条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>
<p>2 法第二十八条の五第一項の規定により採用された職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、第五条第十項及び前条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第二条第三項の規定によ</p>	<p>2 法第二十八条の五第一項の規定により採用された職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、第五条第十二項及び前条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第二条第三項の規定によ</p>

り定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第四条各項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額(第五条第一項から第三項まで及び前条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする)。

(復職時等における号給の調整)

第七条 休職(法第五十五条の二第一項ただし書の許可を受けた場合を含む。)、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条第一項に規定する大学院修学休業、休暇又は療養のため勤務しなかつた職員(指定職給料表の適用を受ける職員を除く。)が復職し、又は再び勤務するに至つた場合において、他の職員との権衡上必要があると認めるときは、復職し、又は再び勤務するに至つた日以後において、人事委員会規則の定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

より定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第四条各項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額(第五条第一項から第四項まで及び前条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする)。

(復職時等における給料月額の調整)

第七条 休職(法第五十五条の二第一項ただし書の許可を受けた場合を含む。)、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条第一項に規定する大学院修学休業、休暇又は療養のため勤務しなかつた職員(指定職給料表の適用を受ける職員を除く。)が復職し、又は再び勤務するに至つた場合において、他の職員との権衡上必要があると認めるときは、復職し、又は再び勤務するに至つた日以後において、人事委員会規則の定めるところにより、その者の給料月額を調整することができる。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第五を次のように改める。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(初任給、昇給、昇格等の基準) 第五条 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績以上の成績で勤務した職員の昇給の号給数を四号給とする。これを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>6 前項の規定にかかわらず、人事委員会規則で定める職員に対する前項の規定の適用については、同項中「良好な成績以上の」とあるのは、「良好な」とする。</p> <p>7 五十五歳(定年が年齢六十五年である職員にあつては、五十七歳)に達した日の属する会計年度の末日を超えて在職する職員に関する第五項の規定の適用については、同項中「四号給」とあるのは、「二号給」とする。</p> <p>8 11 (略)</p> <p>(短時間勤務職員の給料月額) 第六条の二 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、第五条第一項から第三項まで及び第十一項並びに前条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>2 法第二十八条の五第一項の規定により採用された職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、第五条第十一項及び前条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(初任給、昇給、昇格等の基準) 第五条 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を四号給とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>6 五十五歳(定年が年齢六十五年である職員にあつては、五十七歳)に達した日の属する会計年度の末日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「四号給」とあるのは、「二号給」とする。</p> <p>7 10 (略)</p> <p>(短時間勤務職員の給料月額) 第六条の二 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、第五条第一項から第三項まで及び第十項並びに前条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>2 法第二十八条の五第一項の規定により採用された職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、第五条第十項及び前条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年大阪府条例第九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で

示すように改正する。

改正後

附則

改正前

附則

(給料の切替えに伴う経過措置)

9 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額からその百分の一・七二に相当する額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

10 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

11 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

12 前三項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第八条第二項、第十九条の二第二項、第二十六条の三第一項及び第二十八条の二第二項、期末勤勉手当条例第二条第五項(期末勤勉手当条例第五条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)並びに職員の特殊勤務手当に関する条例第十八条第二項の規定の適用については、給与条例第八条第二項中「給料月額」とあるのは「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年大阪府条例第九号。以下「平成十八年改正条例」という。) 附則第九項から第十一項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例第十九条の二第二項、第二十六条の三第一項及び第二十八条の二第一項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成十八年改正条例附則第九項から第十一項までの規定による給料の額との合計額」と、期末勤勉手当条例第二条第五項中「給料月額」とあるのは「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年大阪府条例第九号。以下「平成十八年改正条例」という。) 附則第九項から第十一項までの規定による給料の額との合計額」と、職員の特殊勤務手当に関する条例第十八条第二項中「給料月額」とあるのは「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年大阪府条例第九号) 附則第九項から第十一項までの規定による給料の額との合計額」とする。

13 附則第九項から第十一項までの規定による

<p>9 10 (略)</p>	<p>給料を支給される職員に関する一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第五条第六項及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第七条第五項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額」と職員との給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年大阪府条例第九号)附則第九項から第十一項までの規定による給料の額との合計額」とする。</p> <p>14・15 (略)</p> <p>16 (期末手当及び勤勉手当に関する経過措置) 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員で、任用の事情等を考慮して施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められる者として人事委員会規則で定めるものを含む。)のうち、施行日の前日において職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十一年大阪府条例第百二号)第二条の規定による改正前の期末勤勉手当条例(以下「旧期末勤勉手当条例」という。)第二条第五項(旧期末勤勉手当条例第三条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けていた職員(施行日以降に新たに再任用職員となつた者を除く。)に対する職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十一年大阪府条例第百二号)第二条の規定による改正後の期末勤勉手当条例(以下「新期末勤勉手当条例」という。)第二条第五項(新期末勤勉手当条例第五条第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「三級以上である職員のうち人事委員会規則で定める職員」とあるのは、「二級以上である職員のうち人事委員会規則で定める職員」とする。</p> <p>17 前項の規定にかかわらず、施行日に新たに再任用職員となつた職員については、施行日から平成十九年三月三十一日までの間に限り、同項に規定する職員とみなして同項の規定を適用する。</p>
<p>11 60 (略)</p> <p>(職員の退職手当に関する条例の一部改正) 第四条 職員の退職手当に関する条例(昭和四十年大阪府条例第四号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>	<p>18 67 (略)</p>
<p>改正後</p> <p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額) 第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 退職の日において、給与条例第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の職務の級が八級若しくは七級である職員又は同項第三号イ</p>	<p>改正前</p> <p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額) 第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

に規定する医療職給料表(一)の職務の級が五級である職員のうち、給与条例第十一条第一項の規定により支給される管理職手当の月額がこれらの職務の級における最高の額である職員及びこれに準ずる者として人事委員会規則で定める職員以外の職員(第五条の二第三項及び第四項において「特定職員」という。)に対する第一項の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「給料月額からその百分の四に相当する額(その額が一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額」と給与条例第八条第一項に規定する給料の調整額との合計額」とする。

3 | (十一年以上二十五年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)
第四条 (略)

2 | (略)

3 | 前条第三項の規定は、第一項の規定の適用について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項の規定」とあるのは、「第四条第一項の規定」と読み替えるものとする。

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)
第五条の二 (略)

2 | (略)

3 | 減額日の前日において特定職員であつたこととがある者に対する第一項の規定の適用については、同項中「給料月額のうち」とあるのは、「給料月額(減額日の前日において特定職員であつた場合にあつては、給料月額からその百分の四に相当する額(その額が一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額)のうち」とする。

4 | 基礎在職期間中に、第三条第三項に規定する職務の級である職員のうち特定職員以外の職員が、給料月額を異にすることなく引き続いて特定職員となつた場合における第一項の規定の適用については、減額改定以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合に該当するものとみなす。

(十一年以上二十五年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)
第四条 (略)

2 | (略)

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)
第五条の二 (略)

2 | (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第十八項の規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

2 平成二十三年四月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第一に掲げられている職務の級であった職員(以下「旧級」という。)が附則別表第一に掲げられている職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に二以上の職務の級が掲げられているときは、人事委員会の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号給の切替え)

3 切替日の前日において第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第一から別表第三まで及び別表第五の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、次項に規定する職員を除き、旧級及び切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて附則別表第二に定める号給とする。

4 附則第二項後段の規定により新級を決定される職員の新号給は、新級及び旧号給に応じて附則別表第三に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(特定の再任用職員の給料月額の特例)

6 第一条の規定による改正後の給与条例別表第一並びに別表第三口及びハの給料表の額にかかわらず、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)である者のうち、新級が附則別表第四に掲げられている職員の切替日から平成二十七年三月三十一日までの間における当該職員の給料月額は、給料表、職務の級及び期間の区分に応じて附則別表第四に定める額とする。

(給料の切替え等に伴う経過措置)

7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が、同日において受けていた給料月額(同日において、第三条の規定による改正前の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第九項から第十一項までの規定による給料を支給されていた職員にあっては、給料月額と当該給料の額との合計額)から当該額に期間の区分に応じて附則別表第五に定める割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額に達しないこととなる職員(再任用職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

8 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

9 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

10 前三項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第八条第二項、

第十九条の二第二項、第二十六条の三第一項及び第二十八条の二第一項、職員
の期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号。
以下この項において「期末勤勉手当条例」という。）第二条第五項（期末勤勉手
当条例第五条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）
及び第六項並びに職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十年大阪府条例第四
十一号）第十八条第二項の規定の適用については、給与条例第八条第二項中「給
料月額」とあるのは「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例（平成二十三年大阪府条例第

号。以下「平成二十三年改正条例」という。）附則第七項から第九項までの
規定による給料の額との合計額」と、給与条例第十九条の二第二項、第二十六
条の三第一項及び第二十八条の二第一項中「給料月額」とあるのは「給料月額
と平成二十三年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料の額との
合計額」と、期末勤勉手当条例第二条第五項中「給料月額」とあるのは「給料
月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十三年大阪府
条例第 号。以下「平成二十三年改正条例」という。）附則第七項から第九
項までの規定による給料の額との合計額」と、期末勤勉手当条例第二条第六項
中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成二十三年改正条例附則第七項から
第九項までの規定による給料の額との合計額」と、職員の特殊勤務手当に関す
る条例第十八条第二項中「給料月額」とあるのは「給料月額と職員の給与に関
する条例等の一部を改正する条例（平成二十三年大阪府条例第 号）附則
第七項から第九項までの規定による給料の額との合計額」とする。

11 職員の退職手当に関する条例（以下「退職手当条例」という。）第五条の二
第二項に規定する基礎在職期間の初日が切替日前である者に対する第四条の規
定による改正後の退職手当条例（次項において「新退職手当条例」という。）第
五条の二の規定の適用については、同条第三項中「減額日の前日」とあるのは
「減額日の前日（当該日が職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平
成二十三年大阪府条例第 号）附則第二項に規定する切替日以後の期間に
あるものに限る。）」と、同条第四項中「基礎在職期間」とあるのは「基礎在職
期間（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第二項に規定する
切替日以後の期間に限る。）」とする。

（給料が切り替えられた職員等の退職手当の取扱い）
12 附則第二項から第四項までの規定による給料の切替えにより、切替日におい
てその者の受ける給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に達し
ないこととなる場合（切替日に新退職手当条例第三条第三項に規定する特定職
員となったことにより、同日における同項の規定による額が、切替日の前日に
おいて受けていた給料月額に達しないこととなる場合を含む。）における退職手
当条例第五条の二第一項の規定の適用については、退職手当条例第五条第一項
に規定する減額改定以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがあ
る場合に該当するものとみなす。

13 附則第七項から第九項までの規定による給料は、退職手当条例の規定による

給料の月額には含まないものとする。ただし、退職手当条例第六条の五に規定する給料の月額については、この限りでない。

(委任)

14 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、人事委員会が定める。

(職員の期末手当及び勤勉手当に關する条例の一部改正)

15 職員の期末手当及び勤勉手当に關する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(期末手当)
第二条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十五、十二月に支給する場合においては百分の百三十五を乗じて得た額(給与条例第三項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。)にあつては六月に支給する場合においては百分の百五、十二月に支給する場合においては百分の百十五を乗じて得た額、給与条例第三項第一号第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員(以下「指定職給料表適用職員」という。)にあつては六月に支給する場合においては百分の六十五、十二月に支給する場合においては百分の七十五を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に應じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。

一―四 (略)

3・4 (略)

5 給与条例第三項第一号に規定する行政職給料表の適用を受け、その職務の級が二級以上である職員のうち人事委員会規則で定める職員、同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるもの並びに指定職給料表適用職員に

(期末手当)
第二条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十五、十二月に支給する場合においては百分の百三十五を乗じて得た額(給与条例第三項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。)にあつては六月に支給する場合においては百分の百五、十二月に支給する場合においては百分の百十五を乗じて得た額、給与条例第三項第一号第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員(以下「指定職給料表適用職員」という。)にあつては六月に支給する場合においては百分の六十五、十二月に支給する場合においては百分の七十五を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に應じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。

一―四 (略)

3・4 (略)

5 給与条例第三項第一号に規定する行政職給料表の適用を受け、その職務の級が三級以上である職員のうち人事委員会規則で定める職員、同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるもの並びに指定職給料表適用職員に

<p>6・7 (略)</p> <p>については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額）を加算した額を第二項の期末手当基礎額とする。</p>	<p>6・7 (略)</p> <p>については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額）を加算した額を第二項の期末手当基礎額とする。</p>
---	---

（職員の旅費に関する条例の一部改正）

16 職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（鉄道賃） 第二十五条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 指定職等の職務にある者（給与条例第三条第一項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員の職務にある者及び八級の職務にある者並びに八級の職務にある者に準ずる者として任命権者が人事委員会と協議して定める者をいう。以下同じ。）が公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前号に規定する旅客運賃のほか、その座席のために現に支払った旅客運賃</p> <p>三 (略)</p>	<p>（鉄道賃） 第二十五条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 指定職等の職務にある者（給与条例第三条第一項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員の職務にある者及び十級の職務にある者並びに九級の職務にある者のうち大阪府組織条例（昭和二十八年大阪府条例第一号）に規定する部の長の職務にある者に準ずる者として任命権者が人事委員会と協議して定める者をいう。以下同じ。）が公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前号に規定する旅客運賃のほか、その座席のために現に支払った旅客運賃</p> <p>三 (略)</p>

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

17 職員の育児休業等に関する条例（平成四年大阪府条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第八条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との権衡上必要があると認めるときは、その者に係る育児休業の期間を百分の百以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして昇給の場合に準じ、その職務に復帰した日及び同日</p>	<p>（育児休業をした職員の職務復帰後における給料月額の調整）</p> <p>第八条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との権衡上必要があると認めるときは、その者に係る育児休業の期間を百分の百以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして昇給の場合に準じ、その職務に復帰した日及び同日</p>

後最初の昇給日(職員の給与に関する条例第五条第五項の人事委員会規則で定める日を含む。)又はそのいずれかの日において、その者の号給を調整することができる。

後最初の昇給日(職員の給与に関する条例第五条第五項の人事委員会規則で定める日を含む。)又はそのいずれかの日において、その者の給料月額を調整することができる。

(職員の給料及び管理職手当の特例に関する条例の一部改正)

18 職員の給料及び管理職手当の特例に関する条例(平成二十三年大阪府条例第号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の給料の特例) 第一条 (略) 一―三 (略) 四 前三号に掲げる職員以外の職員のうち給与条第五條第十項に規定する再任用職員 百分の五 五―九 (略) 2・3 (略)</p>	<p>(職員の給料の特例) 第一条 (略) 一―三 (略) 四 前三号に掲げる職員以外の職員のうち給与条第五條第十項に規定する再任用職員 百分の五 五―九 (略) 2・3 (略)</p>

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

19 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年大阪府条例第七十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(派遣職員の復職時における処遇) 第六條 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号給については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p>	<p>(派遣職員の復職時における処遇) 第六條 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び給料月額については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p>

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	222,900	255,000	339,200	377,600	434,100	510,500	569,000
	2	136,700	224,800	256,800	341,400	380,200	436,400		
	3	137,900	226,700	258,600	343,600	382,800	438,700		
	4	139,000	228,500	260,400	345,800	385,400	441,000		
	5	140,100	230,200	262,300	347,800	388,000	443,200		
	6	141,200	232,100	264,400	349,900	390,700	445,200		
	7	142,300	234,000	266,500	352,000	393,400	447,200		
	8	143,400	235,800	268,600	354,100	396,100	449,200		
	9	144,500	237,700	270,700	356,300	398,700	451,200		
	10	145,900	239,600	272,800	358,300	401,100	453,000		
	11	147,200	241,500	274,900	360,300	403,500	454,800		
	12	148,500	243,400	277,000	362,300	405,900	456,600		
	13	149,800	245,300	279,100	364,400	408,200	458,400		
	14	151,300	247,200	281,200	366,400	410,300	459,900		
	15	152,800	249,000	283,300	368,400	412,400	461,400		
	16	154,400	250,800	285,400	370,400	414,500	462,900		
	17	155,700	252,600	287,500	372,500	416,600	464,400		
	18	157,200	254,600	289,600	374,500	418,600	465,800		
	19	158,700	256,600	291,700	376,500	420,600	467,200		
	20	160,200	258,600	293,800	378,500	422,600	468,600		
	21	161,600	260,500	295,900	380,500	424,700	469,800		
	22	164,300	262,400	298,000	382,400	426,300	470,600		
	23	166,900	264,300	300,100	384,300	427,900	471,400		
	24	169,500	266,200	302,200	386,200	429,500	472,200		
	25	172,200	268,200	304,300	388,000	431,200	473,000		
	26	173,900	270,100	306,400	389,700	432,500	473,800		
	27	175,600	272,000	308,500	391,400	433,800	474,600		
	28	177,300	273,900	310,600	393,100	435,100	475,400		
	29	178,800	275,800	312,600	394,800	436,400	476,200		
	30	180,600	277,700	314,700	396,000	437,700	477,000		
	31	182,400	279,600	316,800	397,200	439,000	477,800		
	32	184,200	281,500	318,900	398,400	440,300	478,600		
	33	185,800	283,200	320,900	399,600	441,600	479,400		
	34	187,300	285,100	323,000	400,800	442,500	480,200		
	35	188,800	287,000	325,100	402,000	443,400	481,000		
	36	190,300	288,900	327,200	403,200	444,300	481,800		
	37	191,600	290,600	329,100	404,200	445,100	482,600		
	38	192,900	292,400	331,200	404,900	445,900	483,400		
	39	194,200	294,200	333,300	405,600	446,700	484,200		
	40	195,500	296,000	335,400	406,300	447,500	485,000		
	41	200,000	297,900	337,300	407,100	448,300	485,800		
	42	201,800	299,600	339,300	407,800	449,100	486,600		
	43	203,600	301,300	341,300	408,500	449,900	487,400		
	44	205,400	303,000	343,300	409,200	450,700	488,200		
	45	207,000	304,700	345,200	410,000	451,300	489,000		
	46	208,900	306,400	347,100	410,700	452,100			

	47	210,800	308,100	349,000	411,400	452,900		
	48	212,700	309,800	350,900	412,100	453,700		
	49	214,600	311,300	352,800	412,800	454,300		
	50	216,500	312,900	354,400	413,500	455,100		
	51	218,400	314,500	356,000	414,200	455,900		
	52	220,300	316,100	357,600	414,900	456,700		
	53	222,000	317,800	359,300	415,500	457,300		
	54	223,900	319,400	360,500	416,200	458,100		
	55	225,800	321,000	361,700	416,900	458,900		
	56	227,700	322,600	362,900	417,600	459,700		
	57	229,500	324,100	363,900	418,100	460,300		
	58	231,300	325,300	365,000	418,800			
	59	233,100	326,500	366,100	419,500			
	60	234,900	327,700	367,200	420,200			
	61	236,500	328,800	368,100	420,700			
	62	238,000	329,800	368,800	421,400			
	63	239,500	330,800	369,500	422,100			
	64	241,000	331,800	370,200	422,800			
	65	242,500	332,700	370,800	423,300			
	66	244,000	333,500	371,500	424,000			
	67	245,500	334,300	372,200	424,700			
	68	247,100	335,100	372,900	425,400			
	69	248,400	336,000	373,400	425,900			
	70	250,000	336,700	374,100	426,600			
	71	251,600	337,400	374,800	427,300			
	72	253,200	338,100	375,500	428,000			
	73	254,600	338,600	376,000	428,500			
	74	256,000	339,200	376,700				
	75	257,400	339,800	377,400				
	76	258,800	340,400	378,100				
再任用 職員 以外の 職員	77	260,100	340,800	378,600				
	78	261,500	341,300	379,300				
	79	262,900	341,800	380,000				
	80	264,300	342,300	380,700				
	81	265,600	342,800	381,200				
	82	266,900	343,300	381,800				
	83	268,200	343,800	382,400				
	84	269,500	344,300	383,000				
	85	270,600	344,800	383,700				
	86	271,900	345,300	384,300				
	87	273,200	345,800	384,900				
	88	274,500	346,300	385,500				
	89	275,700	346,700	386,200				
	90	276,800	347,200	386,800				
	91	277,900	347,700	387,400				
	92	279,000	348,200	388,000				
	93	280,200	348,500	388,700				
	94	281,200	349,000	389,300				
	95	282,200	349,500	389,900				
	96	283,200	350,000	390,500				

97	284,200	350,300	391,200
98	285,100	350,800	391,800
99	286,000	351,300	392,400
100	286,900	351,800	393,000
101	287,900	352,100	393,700
102	288,700	352,500	
103	289,500	352,900	
104	290,300	353,300	
105	291,100	353,800	
106	291,600	354,200	
107	292,100	354,600	
108	292,600	355,000	
109	293,000	355,500	
110	293,400	355,900	
111	293,800	356,300	
112	294,200	356,700	
113	294,500	357,200	
114	294,900		
115	295,300		
116	295,700		
117	296,000		
118	296,400		
119	296,800		
120	297,200		
121	297,500		
122	297,900		
123	298,300		
124	298,700		
125	298,900		
126	299,300		
127	299,700		
128	300,100		
129	300,300		
130	300,700		
131	301,100		
132	301,500		
133	301,700		
134	302,100		
135	302,500		
136	302,900		
137	303,100		
138	303,500		
139	303,900		
140	304,300		
141	304,500		
142	304,900		
143	305,300		
144	305,700		
145	305,900		
146	306,300		

	147	306,700							
	148	307,100							
	149	307,300							
	150	307,600							
	151	307,900							
	152	308,200							
	153	308,600							
	154	308,900							
	155	309,200							
	156	309,500							
	157	309,900							
再任用 職員		214,600	236,800	259,000	295,000	364,600	381,800	399,000	451,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員（附則第3項に規定する職員を除く。）に適用する。

ロ 医療職給料表（二）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	140,300	241,900	280,200	329,200	376,900
	2	141,700	243,500	282,400	331,400	379,600
	3	143,100	245,100	284,600	333,600	382,300
	4	144,500	246,700	286,800	335,800	385,000
	5	145,700	248,300	289,000	338,000	387,600
	6	147,500	249,900	291,200	340,200	390,300
	7	149,200	251,500	293,400	342,400	393,000
	8	150,900	253,100	295,600	344,600	395,700
	9	152,600	254,700	297,700	346,600	398,300
	10	154,300	256,300	299,900	348,800	400,800
	11	156,000	257,800	302,100	351,000	403,300
	12	157,800	259,300	304,300	353,200	405,800
	13	159,300	260,800	306,600	355,200	408,100
	14	161,200	262,700	308,700	357,300	410,300
	15	163,200	264,600	310,800	359,400	412,500
	16	165,100	266,500	312,900	361,500	414,700
	17	167,000	268,200	315,100	363,500	416,800
	18	168,900	270,100	317,200	365,600	418,900
	19	170,800	272,000	319,300	367,700	421,000
	20	172,700	273,900	321,400	369,800	423,100
	21	174,600	275,700	323,600	371,700	425,000
	22	176,100	277,600	325,600	373,800	426,600
	23	177,600	279,500	327,600	375,900	428,200
	24	179,100	281,400	329,600	378,000	429,800
	25	184,500	283,400	331,700	379,900	431,400
	26	186,100	285,300	333,700	381,800	432,700
	27	187,700	287,200	335,700	383,700	434,000
	28	189,300	289,100	337,700	385,600	435,300
	29	190,900	291,100	339,700	387,400	436,700
	30	192,600	293,000	341,600	389,200	438,000
	31	194,300	294,900	343,500	391,000	439,300
	32	196,000	296,800	345,400	392,800	440,600
	33	197,600	298,600	347,200	394,400	442,000
	34	199,200	300,400	349,100	395,700	443,300
	35	200,800	302,200	351,000	397,000	444,600
	36	202,400	304,000	352,900	398,300	445,900
	37	204,000	305,700	354,700	399,400	447,300
	38	205,700	307,400	356,400	400,600	448,100
	39	207,400	309,100	358,100	401,800	448,900
	40	209,100	310,800	359,800	403,000	449,700
	41	210,600	312,600	361,400	404,100	450,300
	42	212,200	314,300	362,700	404,900	451,100
	43	213,800	316,000	364,000	405,700	451,900
	44	215,400	317,700	365,300	406,500	452,700
	45	217,000	319,200	366,600	407,100	453,300
	46	218,600	320,800	367,800	407,800	454,100

	47	220,200	322,400	369,000	408,500	454,900
	48	221,800	324,000	370,200	409,200	455,700
	49	223,400	325,500	371,400	410,000	456,300
	50	225,100	326,800	372,400	410,700	457,100
	51	226,800	328,100	373,400	411,400	457,900
	52	228,500	329,400	374,400	412,100	458,700
	53	230,300	330,500	375,200	412,800	459,300
	54	231,900	331,600	376,100	413,500	
	55	233,500	332,700	377,000	414,200	
	56	235,100	333,800	377,900	414,900	
	57	236,800	334,700	378,700	415,500	
	58	238,400	335,700	379,500	416,200	
	59	240,000	336,700	380,300	416,900	
	60	241,600	337,700	381,100	417,600	
	61	243,100	338,500	381,700	418,100	
	62	244,600	339,200	382,400	418,800	
	63	246,100	339,900	383,100	419,500	
	64	247,600	340,600	383,800	420,200	
	65	249,000	341,300	384,400	420,700	
	66	250,600	342,000	385,100	421,400	
	67	252,200	342,700	385,800	422,100	
	68	253,800	343,400	386,500	422,800	
	69	255,400	344,100	387,000	423,300	
	70	256,800	344,700	387,600	424,000	
	71	258,200	345,300	388,200	424,700	
	72	259,600	345,900	388,800	425,400	
	73	260,900	346,400	389,500	425,900	
	74	262,300	347,000	390,100		
	75	263,700	347,600	390,700		
	76	265,100	348,200	391,300		
再任用 職員 以外の 職員	77	266,300	348,700	392,000		
	78	267,600	349,200	392,600		
	79	268,900	349,700	393,200		
	80	270,200	350,200	393,800		
	81	271,300	350,600	394,500		
	82	272,600	351,000	395,100		
	83	273,900	351,400	395,700		
	84	275,200	351,800	396,300		
	85	276,400	352,300	397,000		
	86	277,500	352,700	397,600		
	87	278,600	353,100	398,200		
	88	279,700	353,500	398,800		
	89	280,800	354,000	399,500		
	90	281,900	354,400	400,100		
	91	283,000	354,800	400,700		
	92	284,100	355,200	401,300		
	93	285,200	355,700	402,000		
	94	286,000	356,100	402,600		
	95	286,800	356,500	403,200		
	96	287,600	356,900	403,800		

97	288,400	357,400	404,500
98	289,000	357,800	
99	289,600	358,200	
100	290,200	358,600	
101	290,900	359,100	
102	291,400	359,500	
103	291,900	359,900	
104	292,400	360,300	
105	292,800	360,800	
106	293,100		
107	293,400		
108	293,700		
109	294,100		
110	294,400		
111	294,700		
112	295,000		
113	295,400		
114	295,700		
115	296,000		
116	296,300		
117	296,700		
118	297,000		
119	297,300		
120	297,600		
121	298,000		
122	298,300		
123	298,600		
124	298,900		
125	299,200		
126	299,500		
127	299,800		
128	300,100		
129	300,400		
130	300,700		
131	301,000		
132	301,300		
133	301,600		
134	301,900		
135	302,200		
136	302,500		
137	302,800		
138	303,100		
139	303,400		
140	303,700		
141	304,000		
142	304,300		
143	304,600		
144	304,900		
145	305,200		
146	305,500		

	147	305,800				
	148	306,100				
	149	306,400				
	150	306,700				
	151	307,000				
	152	307,300				
	153	307,600				
	154	307,900				
	155	308,200				
	156	308,500				
	157	308,800				
再任用 職員		214,800	247,200	260,800	329,200	373,100

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(二)	4 級	2 級
		3 級
	5 級	2 級
		3 級
6 級	4 級	
7 級	5 級	
医療職給料表(三)	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	1 級
		2 級
	4 級	2 級
		3 級
	5 級	2 級
		3 級
		4 級
	6 級	5 級
公安職給料表	1 級	1 級
	2 級	1 級
		2 級
	3 級	2 級
		3 級
	4 級	3 級
		4 級
	5 級	4 級
		5 級
	6 級	5 級
	7 級	5 級
		6 級
	8 級	6 級
		7 級
8 級		
9 級	7 級	
	8 級	

附則別表第1 職務の級の切替表(附則第2項関係)

給料表	旧 級	新 級
行政職給料表	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
		3 級
	4 級	2 級
		3 級
	5 級	3 級
		4 級
	6 級	4 級
		5 級
7 級	5 級	
	6 級	
8 級	5 級	
	6 級	
	7 級	
	7 級	
9 級	7 級	
	8 級	
10 級	8 級	
研究職給料表	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	2 級
		3 級
5 級	3 級	
	4 級	
医療職給料表(一)	4 級	4 級
	5 級	5 級
		5 級
	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	1 級
2 級		

附則別表第2 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2以上の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号給の切替表（附則第3項関係）

イ 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧級 旧号給	1級	2級	6級	10級
1	1	33	1	1
2	2	35	1	1
3	3	36	1	1
4	4	37	1	1
5	5	38	1	1
6	6	40	1	1
7	7	41	1	1
8	8	41	1	1
9	9	41	1	1
10	10	42	2	1
11	11	43	3	1
12	12	44	4	1
13	13	45	5	1
14	14	46	6	1
15	15	47	7	1
16	16	48	8	1
17	17	49	9	1
18	18	50	10	1
19	19	51	11	1
20	20	52	12	1
21	21	53	13	1
22	22	54	14	
23	23	55	15	
24	24	56	16	
25	25	57	17	
26	26	58	18	
27	27	59	19	
28	28	60	20	
29	29	61	21	
30	30	62	22	
31	31	63	23	
32	32	64	24	
33	33	65	25	
34	34	66	26	
35	35	67	27	
36	36	68	28	
37	37	69	29	
38	38	70	30	
39	39	71	31	
40	40	72	32	

41	41	73	33	
42	41	74	34	
43	41	75	35	
44	42	76	36	
45	43	77	37	
46	43	78	38	
47	44	79	39	
48	45	80	40	
49	46	81	41	
50	46	82	42	
51	47	83	43	
52	47	84	44	
53	48	85	45	
54	48	86	46	
55	49	87	47	
56	49	88	48	
57	50	89	49	
58	51	90	50	
59	51	91	51	
60	52	92	52	
61	52	93	53	
62	53	94	54	
63	53	95	55	
64	54	96	56	
65	54	97	57	
66	55	98	58	
67	55	99	59	
68	56	100	60	
69	56	101	61	
70	57	102	62	
71	57	103	63	
72	58	104	64	
73	58	105	65	
74	58	106	66	
75	59	107	67	
76	59	108	68	
77	60	109	69	
78	60	110	70	
79	61	111	71	
80	61	112	72	
81	61	113	73	
82	62	114		
83	62	115		
84	63	116		
85	63	117		
86	64	118		
87	64	119		

88	65	120		
89	65	121		
90	66	122		
91	66	123		
92	66	124		
93	67	125		
94		126		
95		127		
96		128		
97		129		
98		130		
99		131		
100		132		
101		133		
102		134		
103		135		
104		136		
105		137		
106		138		
107		139		
108		140		
109		141		
110		142		
111		143		
112		144		
113		145		
114		146		
115		147		
116		148		
117		149		
118		150		
119		151		
120		152		
121		153		
122		154		
123		155		
124		156		
125		157		

ニ 医療職給料表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧 級 旧号給	1 級	2 級	6 級	7 級
1	1	24	1	1
2	2	25	2	2
3	3	25	3	3
4	4	25	4	4
5	5	25	5	5
6	6	26	6	6
7	7	27	7	7
8	8	28	8	8
9	9	29	9	9
10	10	30	10	10
11	11	31	11	11
12	12	32	12	12
13	13	33	13	13
14	14	34	14	14
15	15	35	15	15
16	16	36	16	16
17	17	37	17	17
18	18	38	18	18
19	19	39	19	19
20	20	40	20	20
21	21	41	21	21
22	22	42	22	22
23	23	43	23	23
24	24	44	24	24
25	25	45	25	25
26	26	46	26	26
27	27	47	27	27
28	28	48	28	28
29	29	49	29	29
30	30	50	30	30
31	31	51	31	31
32	32	52	32	32
33	33	53	33	33
34	34	54	34	34
35	35	55	35	35
36	36	56	36	36
37	37	57	37	37
38	37	58	38	38
39	37	59	39	39
40	37	60	40	40
41	37	61	41	41
42	37	62	42	42
43	38	63	43	43

44	39	64	44	44
45	40	65	45	45
46	40	66	46	46
47	41	67	47	47
48	42	68	48	48
49	42	69	49	49
50	43	70	50	50
51	44	71	51	51
52	44	72	52	52
53	45	73	53	53
54	45	74	54	
55	46	75	55	
56	47	76	56	
57	47	77	57	
58	48	78	58	
59	48	79	59	
60	49	80	60	
61	50	81	61	
62	50	82	62	
63	51	83	63	
64	51	84	64	
65	52	85	65	
66	52	86	66	
67	53	87	67	
68	53	88	68	
69	54	89	69	
70	54	90	70	
71	55	91	71	
72	55	92	72	
73	56	93	73	
74	56	94		
75	57	95		
76	57	96		
77	57	97		
78	58	98		
79	58	99		
80	59	100		
81	59	101		
82	59	102		
83	59	103		
84	60	104		
85	60	105		
86		106		
87		107		
88		108		
89		109		
90		110		

91		111		
92		112		
93		113		
94		114		
95		115		
96		116		
97		117		
98		118		
99		119		
100		120		
101		121		
102		122		
103		123		
104		124		
105		125		

附則別表第3 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2以上の職務の級が掲げられている職務の級である職員の号給の切替表（附則第4項関係）

イ 行政職給料表

(1) 旧級が行政職給料表の3級である職員の新号給

新 級 旧号給	2 級	3 級
1	1	1
2	2	1
3	3	1
4	4	1
5	5	1
6	6	1
7	7	1
8	8	1
9	9	1
10	10	1
11	11	1
12	12	1
13	13	1
14	14	2
15	15	3
16	16	4
17	17	5
18	18	6
19	19	7
20	20	8
21	21	9
22	22	10
23	23	11
24	24	12
25	25	13
26	26	14
27	27	15
28	28	16
29	29	17
30	30	18
31	31	19
32	32	20
33	33	21
34	34	22
35	35	23
36	36	24
37	37	25
38	38	26

39	39	27
40	40	28
41	41	29
42	42	30
43	43	31
44	44	32
45	45	33
46	46	34
47	47	35
48	48	36
49	49	37
50	50	38
51	51	39
52	52	40
53	53	41
54	54	42
55	55	43
56	56	44
57	57	45
58	58	46
59	59	47
60	60	48
61	61	49
62	62	49
63	63	49
64	64	50
65	65	50
66	66	50
67	67	51
68	68	51
69	69	51
70	70	52
71	71	52
72	72	52
73	73	53
74	74	53
75	75	53
76	76	54
77	77	54
78	78	54
79	79	55
80	80	55
81	81	55
82	82	56
83	83	56
84	84	56
85	85	57

86	86	57
87	87	57
88	88	57
89	89	58
90	90	58
91	91	58
92	92	58
93	93	59
94	94	59
95	95	59
96	96	59
97	97	60
98	98	60
99	99	60
100	100	60
101	101	61
102	102	61
103	103	62
104	104	62
105	105	63
106	106	63
107	107	64
108	108	64
109	109	65
110	110	65
111	111	66
112	112	66
113	113	67

(2) 旧級が行政職給料表の4級である職員の新号給

新 級 旧号給	2 級	3 級
1	21	5
2	23	6
3	24	7
4	25	8
5	26	9
6	27	10
7	28	11
8	29	12
9	30	13
10	31	14
11	33	15
12	34	16
13	35	17
14	36	18
15	37	19
16	38	20
17	39	21
18	41	22
19	42	23
20	43	24
21	44	25
22	46	26
23	47	27
24	48	28
25	49	29
26	51	30
27	52	31
28	53	32
29	54	33
30	56	34
31	57	35
32	59	36
33	61	37
34	63	38
35	65	39
36	68	40
37	70	41
38	74	42
39	78	43
40	82	44
41	85	45
42	89	46
43	94	47
44	98	48

45	102	49
46	106	50
47	110	51
48	113	52
49	113	53
50	113	54
51	113	55
52	113	56
53	113	57
54	113	58
55	113	59
56	113	60
57	113	61
58	113	62
59	113	63
60	113	64
61	113	65
62	113	66
63	113	67
64	113	68
65	113	69
66	113	70
67	113	71
68	113	72
69	113	73
70	113	74
71	113	75
72	113	76
73	113	77
74	113	78
75	113	79
76	113	80
77	113	81
78	113	82
79	113	83
80	113	84
81	113	85
82	113	86
83	113	87
84	113	88
85	113	89
86	113	90
87	113	91
88	113	92
89	113	93
90	113	94
91	113	95

92	113	96
93	113	97
94	113	98
95	113	99
96	113	100
97	113	101

(3) 旧級が行政職給料表の5級である職員の新号給

新 級 旧号給	3 級	4 級
1	18	1
2	19	1
3	20	1
4	21	1
5	22	1
6	23	1
7	24	1
8	25	1
9	26	1
10	27	1
11	28	1
12	30	1
13	31	1
14	32	1
15	33	1
16	34	1
17	35	1
18	36	2
19	37	3
20	38	4
21	39	5
22	40	6
23	41	7
24	42	8
25	43	9
26	44	10
27	45	11
28	46	12
29	47	13
30	48	14
31	49	15
32	50	16
33	52	17
34	53	18
35	54	19
36	56	20
37	58	21
38	59	22
39	61	23
40	63	24
41	65	25
42	67	26
43	69	27
44	70	28

45	72	29
46	73	30
47	75	31
48	76	32
49	78	33
50	79	33
51	80	34
52	82	34
53	83	35
54	84	35
55	85	36
56	86	36
57	88	37
58	89	37
59	90	38
60	91	38
61	92	39
62	93	39
63	94	40
64	95	40
65	96	41
66	97	41
67	98	42
68	99	42
69	100	43
70	101	43
71	101	44
72	101	44
73	101	45
74	101	46
75	101	47
76	101	48
77	101	49
78	101	50
79	101	51
80	101	52
81	101	53
82	101	54
83	101	55
84	101	56
85	101	57
86	101	58
87	101	59
88	101	60
89	101	61
90	101	62
91	101	63

92	101	64
93	101	65

(4) 旧級が行政職給料表の7級である職員の新号給

新 級 旧号給	5 級	6 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	2	1
7	3	1
8	4	1
9	5	1
10	6	1
11	7	1
12	8	1
13	9	1
14	10	1
15	11	1
16	12	1
17	13	1
18	14	1
19	15	1
20	16	1
21	17	1
22	18	2
23	19	3
24	20	4
25	21	5
26	22	6
27	23	7
28	24	8
29	25	9
30	26	10
31	27	11
32	28	12
33	29	13
34	30	14
35	31	15
36	32	16
37	33	17
38	34	17
39	35	18
40	36	18
41	37	19
42	38	19
43	39	20
44	40	20

45	41	21
46	42	21
47	43	22
48	44	22
49	45	23
50	46	23
51	47	24
52	48	24
53	49	25
54	50	25
55	51	26
56	52	26
57	53	27
58	54	27
59	55	28
60	56	28
61	57	29

(5) 旧級が行政職給料表の8級である職員の新号給

新 級 旧号給	5 級	6 級	7 級
1	16	1	1
2	17	1	1
3	18	1	1
4	19	1	1
5	20	1	1
6	22	1	1
7	23	1	1
8	25	1	1
9	27	1	1
10	29	2	1
11	30	3	1
12	32	4	1
13	34	5	1
14	37	6	1
15	39	7	1
16	42	8	1
17	44	9	1
18	47	10	1
19	49	11	1
20	51	12	1
21	54	13	1
22	56	14	1
23	57	15	1
24	57	16	1
25	57	17	1
26	57	18	1
27	57	19	1
28	57	20	1
29	57	21	1
30	57	22	1
31	57	23	1
32	57	24	1
33	57	25	1
34	57	26	1
35	57	27	1
36	57	28	1
37	57	29	1
38	57	30	1
39	57	31	1
40	57	32	1
41	57	33	1
42	57	34	1
43	57	35	1
44	57	36	1

45	57	37	1
46	57	38	1
47	57	39	1
48	57	40	1
49	57	41	1
50	57	42	1
51	57	43	1
52	57	44	1
53	57	45	1

(6) 旧級が行政職給料表の9級である職員の新号給

新 級 旧号給	7 級	8 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	1	1
19	1	1
20	1	1
21	1	1
22	1	1
23	1	1
24	1	1
25	1	1
26	1	1
27	1	1
28	1	1
29	1	1
30	1	1
31	1	1
32	1	1
33	1	1
34	1	1
35	1	1
36	1	1
37	1	1
38	1	1
39	1	1
40	1	1
41	1	1
42	1	1
43	1	1
44	1	1

45	1	1
46	1	1
47	1	1
48	1	1
49	1	1

ニ 医療職給料表(二)

(1)旧級が医療職給料表(二)の3級である職員の新号給

新 級 旧号給	1 級	2 級
1	42	1
2	43	1
3	44	1
4	45	1
5	46	1
6	47	1
7	49	1
8	50	1
9	51	1
10	52	1
11	53	1
12	54	1
13	55	1
14	56	2
15	57	3
16	58	4
17	59	5
18	60	6
19	61	7
20	62	8
21	63	9
22	64	10
23	65	11
24	66	12
25	67	13
26	68	14
27	69	15
28	70	16
29	72	17
30	73	18
31	74	19
32	75	20
33	77	21
34	78	22
35	80	23
36	81	24
37	82	25
38	84	26
39	85	27
40	87	28
41	88	29
42	90	30
43	91	31

44	93	32
45	95	33
46	98	34
47	100	35
48	104	36
49	108	37
50	113	38
51	118	39
52	123	40
53	128	41
54	133	42
55	138	43
56	143	44
57	148	45
58	153	46
59	157	47
60	157	48
61	157	49
62	157	50
63	157	51
64	157	52
65	157	53
66	157	54
67	157	55
68	157	56
69	157	57
70	157	58
71	157	59
72	157	60
73	157	61
74	157	61
75	157	62
76	157	62
77	157	63
78	157	63
79	157	64
80	157	64
81	157	65
82	157	65
83	157	66
84	157	66
85	157	67
86	157	67
87	157	68
88	157	68
89	157	69
90	157	70

91	157	71
92	157	72
93	157	73
94	157	73
95	157	74
96	157	74
97	157	75
98	157	75
99	157	76
100	157	76
101	157	77
102	157	77
103	157	78
104	157	78
105	157	79
106	157	79
107	157	80
108	157	80
109	157	81
110	157	81
111	157	82
112	157	82
113	157	83

(2) 旧級が医療職給料表(二)の4級である職員の新号給

新 級 旧号給	2 級	3 級
1	1	1
2	2	1
3	3	1
4	4	1
5	5	1
6	6	1
7	7	1
8	8	1
9	9	1
10	10	1
11	11	1
12	12	1
13	13	1
14	14	1
15	15	1
16	16	1
17	17	1
18	18	2
19	19	3
20	20	4
21	21	5
22	22	6
23	23	7
24	24	8
25	25	9
26	26	10
27	27	11
28	28	12
29	29	13
30	30	14
31	31	15
32	32	16
33	33	17
34	34	18
35	35	19
36	36	20
37	37	21
38	38	22
39	39	23
40	40	24
41	41	25
42	42	26
43	43	27
44	44	28

45	45	29
46	46	30
47	47	31
48	48	32
49	49	33
50	50	33
51	51	34
52	52	34
53	53	35
54	54	35
55	55	36
56	56	36
57	57	37
58	58	38
59	59	39
60	60	40
61	61	41
62	62	41
63	63	41
64	64	42
65	65	42
66	66	42
67	67	43
68	68	43
69	69	43
70	70	44
71	71	44
72	72	44
73	73	45
74	74	45
75	75	45
76	76	45
77	77	46
78	78	46
79	79	46
80	80	46
81	81	47
82	82	47
83	83	47
84	84	47
85	85	48
86	86	48
87	87	48
88	88	48
89	89	49
90	90	49
91	91	49

92	92	50
93	93	50
94	94	50
95	95	51
96	96	51
97	97	51
98	98	52
99	99	52
100	100	52
101	101	53
102	102	53
103	103	54
104	104	54
105	105	55

(3) 旧級が医療職給料表(二)の5級である職員の新号給

新 級 旧号給	2 級	3 級
1	23	1
2	24	2
3	25	3
4	26	4
5	27	5
6	29	6
7	30	7
8	31	8
9	32	9
10	33	10
11	34	11
12	36	12
13	37	13
14	38	14
15	40	15
16	41	16
17	42	17
18	43	18
19	45	19
20	46	20
21	47	21
22	49	22
23	50	23
24	52	24
25	54	25
26	55	26
27	58	27
28	60	28
29	62	29
30	65	30
31	68	31
32	71	32
33	74	33
34	77	34
35	82	35
36	86	36
37	90	37
38	94	38
39	98	39
40	102	40
41	105	41
42	105	42
43	105	43
44	105	44

45	105	45
46	105	46
47	105	47
48	105	48
49	105	49
50	105	50
51	105	51
52	105	52
53	105	53
54	105	54
55	105	55
56	105	56
57	105	57
58	105	58
59	105	59
60	105	60
61	105	61
62	105	62
63	105	63
64	105	64
65	105	65
66	105	66
67	105	67
68	105	68
69	105	69
70	105	70
71	105	71
72	105	72
73	105	73
74	105	74
75	105	75
76	105	76
77	105	77
78	105	78
79	105	79
80	105	80
81	105	81
82	105	82
83	105	83
84	105	84
85	105	85
86	105	86
87	105	87
88	105	88
89	105	89
90	105	90
91	105	91

92	105	92
93	105	93
94	105	94
95	105	95
96	105	96
97	105	97

附則別表第4 切替日から平成27年3月31日までの間における特定の再任用職員の給料月額（附則第6項関係）

給料表	職務の級	切替日から 平成24年3月31日まで	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで
行政職給料表	1級	232,064	227,328	222,592	217,856
	4級	314,678	308,256	301,834	295,412
医療職給料表（二）	1級	231,672	226,944	222,216	217,488
医療職給料表（三）	1級	259,300	259,300	259,300	259,300

備考 この表の行政職給料表の職務の級4級の適用は、切替日の前日において再任用職員であった者のうち旧級が6級であった者に限る。

附則別表第5 切替日の前日の給料月額から減じる割合（附則第7項関係）

期 間	割 合
切替日から平成24年3月31日まで	100分の2
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	100分の4
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	100分の6
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	100分の8
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	100分の10
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	100分の12
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	100分の14
平成30年4月1日以後	100分の16

(参考) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (案)

1 職員の給与に関する条例の一部改正【第1条】

(1) 公務員制度改革に伴う給料表の改正 (別表第1～別表第3及び別表第5関係)

大阪府財政構造改革プラン(案)に基づく公務員制度改革の一つの方向性である「職務給の原則の徹底」の実現として、行政職給料表、研究職給料表、医療職給料表及び公安職給料表について、現給料表の水準を基本に一つの役職段階に一つの職務の級を割り当てることを基本とする、新たな独自給料表を導入する。

なお、教育職給料表については、すでに一つの役職段階に一つの職務の級が割り当てられた給料表の構造となっていることから、改正は行わない。

(2) 最低の号給に達しない給料月額廃止 (改正前の第5条第4項及び第8項関係)

最低の号給に達しない給料月額については、「中学卒」区分により採用される職員のために規定上存置していたものであるが、実際には適用される例がないことから、国家公務員の取り扱いに準じて廃止する。

(3) 最低号給に達しない給料月額廃止に伴う所要の改正 (第7条関係)

(2)の改正により最低の号給に達しない給料月額がなくなることに伴い、すべての給料月額には「号給」が付されることとなることから、一般職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。)の規定に準じて改正する。

(4) その他

(2)の改正により条ずれが生じることから、所要の改正を行う(第6条の2関係)

2 職員の給与に関する条例の一部改正【第2条】

昇給制度の改正 (第5条第5項及び第6項)

平成22年12月13日の人事委員会勧告に基づき、任命権者が定める期間の全部を良好な成績以上の成績(改正前は「良好な成績」)で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として、人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

(昇給号給数のイメージ)

勤務成績	現行	改正後
良好な成績より上位の成績	5号給以上	4号給
良好な成績	4号給	4号給
良好な成績より下位の成績	3号給以下	3号給以下

勤務成績の給与制度への反映は、平成 19 年度から昇給の号給数及び勤勉手当の成績率に反映してきたところであるが、一部の任命権者においては、単年度の勤務成績に対する人事評価結果を、将来にわたってその影響が及ぶ昇給に反映させるよりも、影響が単年度である勤勉手当により反映させることが適当であると判断したところであり、そのような運用ができるよう改正するものである。

なお、人事委員会規則で定める職員については、引き続き「良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を 4 号給とすることを標準と」することができることとするものである。

3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正【第 3 条】

(1) 平成 18 年の給与構造改革に伴う現給保障の廃止（改正前の附則第 9 項～第 13 項関係）

平成 18 年 4 月 1 日に実施された給与構造改革による給料の切替えにより給料月額が下がった者については、当該切替前の給料月額（平成 19 年 1 月 1 日以後は、当該切替前の給料月額から 1.72% を減じた額。以下「現給保障基準額」という。）との差額を給料として支給しているところである。

この現給保障の制度は、①昇給や昇格、ベースアップにより、給料表上の給料月額が現給保障基準額を超えること、②ベースダウンに伴って現給保障基準額が下がることにより、給料表上の給料月額が現給保障基準額を超えること、③現給保障の対象となっている職員が退職すること、等によって解消されるものであるが、現時点においても相当数の職員が現給保障の対象となっている。（現在の給与制度が維持されたと仮定した平成 23 年 4 月 1 現在の推計で、全職員の約 18% が対象となる。）

制度開始からすでに 5 年が経過し、今後も劇的な解消が見込めない中、いつまでも現給保障制度を維持することは、「職務給の原則の徹底」の趣旨になじまないと判断したものである。

公務員制度改革の趣旨である「職務給の原則」をよりの確に実現するため、この現給保障制度を廃止することとする。

(2) 期末手当及び勤勉手当の経過措置の廃止（改正前の附則第 16 項及び 17 項関係）

現在、行政職給料表の現 2 級については期末手当及び勤勉手当の職務段階別加算の対象外であるが、給与構造改革に伴う切替前にすでに同加算を受けていた職員で旧 4 級から現 2 級に切り替えられた職員については、経過措置として引き続き同加算の対象としてきたところである。

今回、「職務給の原則」をよりの確に実現する観点から、当該経過措置を廃止することとする。

4 職員の退職手当に関する条例の一部改正【第 5 条】

(1) 特定職員の退職手当の基本額の算定基礎となる給料の月額の特例（第 3 条第 3 項及び第 4 条第 3 項）

特定職員の退職手当の基本額の算定基礎となる給料の月額（＝給料月額＋給料の調整額）は、当該職員の給料月額からその 4% を減じた額と給料の調整額の合計額とする。

特定職員

行政職給料表 8 級（部長級）及び 7 級（次長級）並びに医療職給料表(一) 5 級である職員のうち、「管理職手当の月額が当該級における最高の額である職員及びこれに準ずる職員」以外の者

給料表の級構成の改正に伴い、部長級及び次長級の給料月額がそれぞれ単一の額となり、同一職階内での職責の差は管理職手当により差を設けることとするものである。

これまでの 8 級次長級職員や 9 級部長級職員は、単一の給料月額の導入により給料月額が大幅に増額となるものであるが、退職手当まで増額させることは適切でないこと、改正後の制度における本庁部長とそれ以外の部長級との月例給（給料月額、管理職手当及び地域手当の合計）の水準差が概ね 4 % 程度であること等を考慮し、当該職務の級における管理職手当の額が一番高い職員（本庁部長、本庁次長等）及びこれに準ずる職員（事務局次長等）以外の職員（特定職員）に対する退職手当については、給料月額からその 4 % 減じた額を退職手当の基本額の算定基礎とするものである。

職務の級	給料月額	標準職務		職務の級	給料月額	標準職務
現 10 級	534,200～575,300	本庁部長	⇒	新 8 級	569,000	部長級
現 9 級	468,700～549,800	部長級 本庁次長 次長級 2 年超えの次長級	⇒	新 7 級	510,500	次長級
現 8 級	414,800～489,000	次長級				

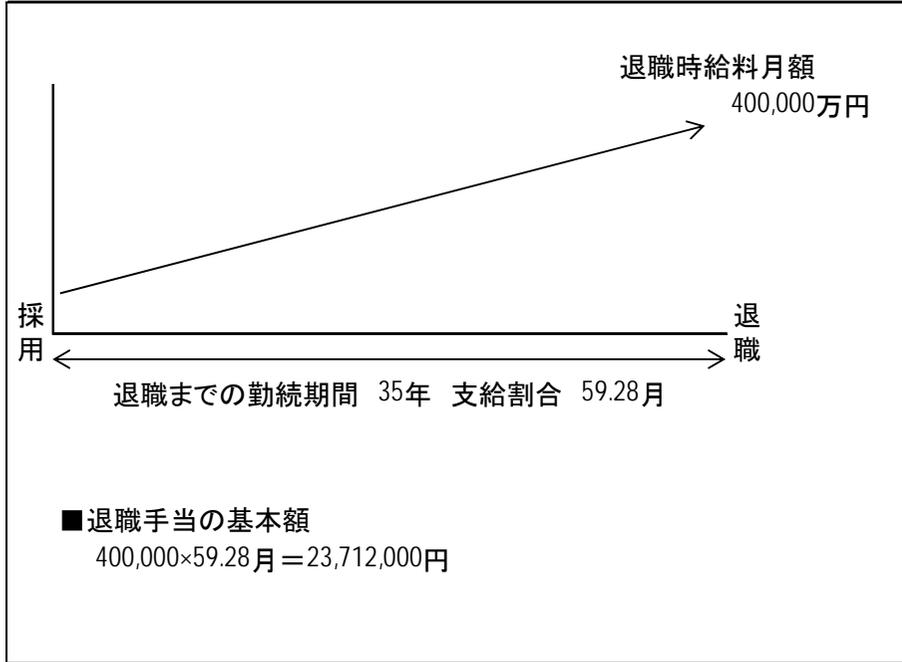
(2) 特定職員に対する給料月額が減額されたことがある場合の特例の適用（第 5 条の 2 第 3 項及び第 4 項）

基礎在職期間中に、降任、降格等の理由により給料月額が減額されたことがある場合の特例の適用について、当該減額日の前日に特定職員であった場合の特定減額前給料月額は、給料月額からその 4 % を減じた額とする。

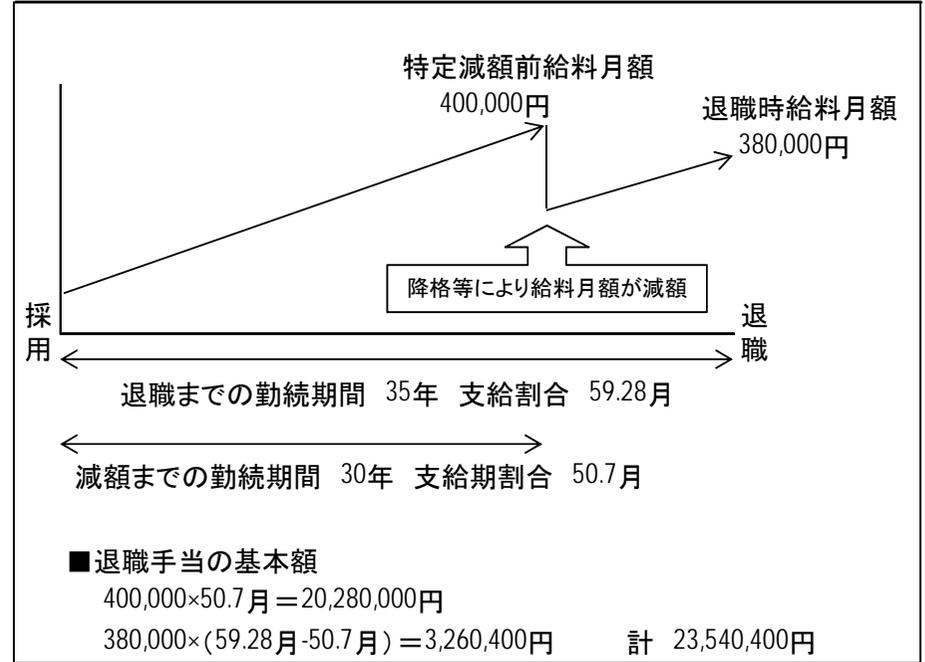
なお、行政職給料表 8 級（部長級）及び 7 級（次長級）並びに医療職給料表(一) 5 級である職員のうち、特定職員でない職員が給料月額を異にすることなく特定職員となった場合は、退職手当の算定の基礎となる給料月額が下がる（4 % 減じられる）こととなることから、第 5 条の 2 第 1 項の特例を適用することとする。

(参考) 基礎在職期間中に、降任、降格等の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額の特例

例1 通常の場合



例2 基礎在職期間中に給料月額が減額されたことがある場合



5 給料表の級構成の改正に伴う給料の切替え【附則第2項～附則第4項】

(1) 特定の職務の級の切替え(附則第2項)

- ① 平成23年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において、附則別表第1の「旧級」に掲げる職務の級である職員については、切替日に同表の「新級」に掲げる職務の級に切り替える。(次の②に該当する者を除く)
- ② 同表に2以上の級が掲げられている職務の級については、人事委員会の定めるところによりいずれかの級に切り替える。

(2) 号給の切替え(附則第3項及び第4項)

- ① 切替日の前日において、行政職給料表、研究職給料表、医療職給料表及び公安職給料表の適用を受ける職員((1)②に該当する者を除く)の号給については、切替日に附則別表第2の「旧級」及び「旧号給」に応じて定める「新号給」に切り替える。
- ② (1)②により職務の級が切替えられる職員の号給については、切替日に附則別表第3の「新級」及び「旧号給」に応じて定める「新号給」に切り替える。

6 切替日前に職務の級を異にして異動した職員の号給の調整【附則第5項】

切替日前に昇格等により職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会が認めるこれに準ずる職員について、当該昇格等が切替日において実施されたものとした場合に、5により切替えられた号給よりも有利になる場合については、人事委員会の定めるところにより号給を調整することができることとする。

7 特定の再任用職員の給料月額の特例【附則第6項】

下記の職務の級の再任用職員については、第1条による給料表の改正により給料月額が引き下げられることとなるが、8に掲げる再任用職員以外の職員に対する経過措置に準じ、切替日から平成27年3月31日までの間、第1条による改正後の各給料表の額に関わらず、「給料表」、「職務の級」及び「期間の区分」に応じて附則別表第4に掲げる給料月額とする。

(特定の再任用職員の給料月額)

給料表	職階	改正前		改正後		期間の区分			
		職務の級	給料月額	職務の級	給料月額	切替日～ H24.3.31	H24.4.1～ H25.3.31	H25.4.1～ H26.3.31	H26.4.1～ H27.3.31
行政職給料表	主事・技師級	2級	236,800	1級	214,600	232,064	227,328	222,592	217,856
	課長補佐級	6級	321,100	4級	295,000	314,678	308,256	301,834	295,412
医療職給料表(二)	技師級	2級	236,400	1級	214,800	231,672	226,944	222,216	217,488
医療職給料表(三)	技師級	2級	264,300	1級	259,300	259,300	259,300	259,300	259,300

8 給料の切替えに伴う経過措置【附則第7項～附則第10項】

(1) 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員の経過措置(附則第7項)

切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、切替日以後の給料月額が、切替日の前日に受けていた給料月額(平成18年の給与構造改革に伴う現給保障を受けている者にあつては、当該現給保障に係る給料を含む。(2)において同じ。)を毎年2%ずつ引き下げた額に満たないときは、再任用職員及び人事委員会規則で定める職員を除き、その差額を給料として支給する。

(2) 切替日以後に給料表を異にする異動等をした職員の経過措置(附則第8項)

切替日以後に給料表を異にする異動等をした職員について、当該異動後の給料月額が、仮定号給の計算過程において切替日の前日に受けていたとみなされる給料月額を毎年2%ずつ引き下げた額に満たないときは、(1)との均衡を考慮して人事委員会規則で定めるところにより、その差額を給料として支給する。

(3) 切替日以後に新たに採用された職員(附則第9項)

切替日以後において、退職派遣から新たに採用された職員、人事交流等により新たに採用された職員等、その任用の事情等により（１）及び（２）との均衡上必要と認められる場合、人事委員会規則で定めるところにより、（１）及び（２）に準じて給料を支給する。

（４）給料月額の見替え規定（附則第 10 項）

（１）～（３）により支給される給料は、給料の調整額の上限、農林漁業普及指導手当、教職調整額及び給料半減後の教職調整額の算定基礎、期末勤勉手当の管理職加算及び育児短時間勤務職員の期末勤勉手当の算定基礎及び職業訓練手当の算定基礎となる給料月額を含むものとする。

9 職員の退職手当に関する条例の見替え【附則第 11 項】

退職手当条例第 3 条第 3 項の特定職員は、平成 23 年 4 月 1 日（切替日）以後においてのみ存在することとなることから、切替日前から在職している職員に対する退職手当に関する条例第 5 条の 2 第 3 項の規定の適用については、減額日の前日が切替日以後の期間にあるものに限るものとする。同様に、切替日前から在職している職員に対する退職手当に関する条例第 5 条の 2 第 4 項の規定の適用については、切替日以後の期間に限るものとする。

10 給料の切替えに伴う退職手当の取扱い【附則第 12 項及び附則第 13 項】

（１）切替えにより給料月額が下がった者に対する特例の適用（附則第 12 項）

給料の切替えにより、給料月額が下がる場合（給料月額は同額又は上がっているが、特定職員になったことにより退職手当の計算の基礎となる額（給料月額から 4 % 減じられた額）が下がる場合を含む。）については、退職手当条例第 5 条の 2 第 1 項の規定を適用することとする。

（２）附則第 7 項から附則第 9 項までの規定による給料の取り扱い（附則第 13 項）

附則第 7 項から附則第 9 項までの規定により支給される給料は、退職手当条例第 6 条の 5 に規定する給料の月額を除き、退職手当の算定基礎には含まないものとする。

今回の切替えに伴う給料月額の減額については、附則第 12 項において「減額改定以外の理由により減額された場合に該当するものとする」とこととしたため、退職手当条例附則第 54 項が適用されなくなる（同項には「減額改定において」という限定がある）ことから、本規定を置くものである。

11 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正【附則第 15 項】

給料表の級構成の改正に伴い、特定管理職員となる級及び職務段階別加算の対象となる級を改正する。（第 2 条関係）

特定管理職員	現行	7 級以上	⇒	改正後	5 級以上
職務段階別加算	現行	3 級以上	⇒	改正後	2 級以上

1 2 職員の旅費に関する条例の一部改正【附則第 16 項】

給料表の級構成の改正に伴い、「指定職等の職務にある者」となる級を改正する。(第 25 条関係)

指定職等の職務にある者	現行	「指定職」、「行政職 10 級」、「行政職 9 級のうち本庁部長に準ずるもの」
	改正後	「指定職」、「行政職 8 級」、「行政職 8 級に準ずるもの」

1 3 職員の育児休業等に関する条例の一部改正【附則第 17 項】

1 (2) の改正により最低の号給に達しない給料月額がなくなることに伴い、すべての給料月額には「号給」が付されることとなることから、給与法の規定に準じて改正する。(第 8 条関係)

1 4 職員の給料及び管理職手当の特例に関する条例の一部改正【附則第 18 項】

2 による職員の給与に関する条例の改正に伴い、職員の給料及び管理職手当の特例に関する条例において条ずれが生じることから、所要の改正を行う。(第 1 条関係)

1 5 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正【附則第 19 項】

1 (2) の改正により最低の号給に達しない給料月額がなくなることに伴い、すべての給料月額には「号給」が付されることとなることから、給与法の規定に準じて改正する。(第 6 条関係)

1 6 施行日【附則第 1 項】

平成 23 年 4 月から施行する。ただし、2 及び 1 4 の改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例について（概要）

教育総務企画課
教職員室教職員人事課

■改正の理由

平成23年3月末日に大阪府水道部が廃止され、新たに技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（仮称）が制定されることに伴い、規定整備を行う。

■改正の内容

（1）水道部の廃止に伴い、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第36条に規定する企業職員に関する規定を削除する。

（2）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される職員を「技能労務職員」として規定する。

下記の条例に係る（1）及び（2）について、規定整備を行う。

- ・ 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正（第1条関係）
- ・ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正（第2条関係）
- ・ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正（第3条関係）
- ・ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第4条関係）

■施行期日 平成23年4月1日

大阪府条例第 号

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第一条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和二十六年大阪府条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(減給の効果) 第三条 (略) 2 法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員(以下「技能労務職員」という。)及び特定地方独立行政法人の職員(技能労務職員を除く。)の減給は、前項の規定にかかわらず、一回の額が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十二条第一項に規定する平均賃金の一日分の半額を超え、総額が一賃金支払期における賃金の総額の十分の一を超えてはならない。</p>	<p>(減給の効果) 第三条 (略) 2 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十六条に規定する企業職員(以下「企業職員」という。)、法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員(企業職員を除く。以下「単純労務職員」という。)及び特定地方独立行政法人の職員(単純労務職員を除く。)の減給は、前項の規定にかかわらず、一回の額が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十二条第一項に規定する平均賃金の一日分の半額を超え、総額が一賃金支払期における賃金の総額の十分の一を超えてはならない。</p>

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第二条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例

(昭和六十三年大阪府条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(一般の派遣職員の給与) 第四条 派遣職員のうち、技能労務職員(地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び特定地方独立行政法人の職員(技能労務職員を除く。)である派遣職員以外のもの(以下「一般の派遣職員」という。)には、人事委員会規則の定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されるとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給する。</p>	<p>(一般の派遣職員の給与) 第四条 派遣職員のうち、企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第一号に規定する地方公営企業に勤務する一般職の職員をいう。以下同じ。)である派遣職員、単純労務職員(地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である派遣職員及び特定地方独立行政法人の職員(単純労務職員を除く。)である派遣職員以外のもの(以下「一般の派遣職員」という。)には、人事委員会規則の定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されるとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給する。</p>

2・3 (略)

2・3 (略)

<p>(技能労務職員である派遣職員の給与)</p> <p>第八条 技能労務職員(特定地方独立行政法人の職員を除く。)である派遣職員には、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当を支給する。ただし、派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適當であると認められるときは、当該派遣職員には給与を支給しない。</p>	<p>(企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与)</p> <p>第八条 企業職員又は単純労務職員(特定地方独立行政法人の職員を除く。)である派遣職員には、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当を支給する。ただし、派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適當であると認められるときは、当該派遣職員には給与を支給しない。</p>
---	---

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第三条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年大阪府条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(派遣職員の給与)</p> <p>第四条 派遣職員(技能労務職員(地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員をいう。以下同じ。))である派遣職員を除く。第六条及び第七条において同じ。)が派遣先団体において従事する業務が、府の委託を受けて行う業務、府と共同して行う業務若しくは府の事務若しくは事業を補完し若しくは支援すると認められる業務であつてその実施により府の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるもの(以下「府委託等業務」という。))である場合又は府委託等業務(これと同様の業務であつて府以外の地方公共団体に係るものを含む。))が派遣先団体の主たる業務である場合においては、当該職員には、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。</p>	<p>(派遣職員の給与)</p> <p>第四条 派遣職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第一号に規定する地方公営企業に勤務する一般職の職員をいう。以下同じ。))である派遣職員及び単純労務職員(地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。))である派遣職員を除く。第六条及び第七条において同じ。)が派遣先団体において従事する業務が、府の委託を受けて行う業務、府と共同して行う業務若しくは府の事務若しくは事業を補完し若しくは支援すると認められる業務であつてその実施により府の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるもの(以下「府委託等業務」という。))である場合又は府委託等業務(これと同様の業務であつて府以外の地方公共団体に係るものを含む。))が派遣先団体の主たる業務である場合においては、当該職員には、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。</p>
<p>(職務に復帰した職員に関する職員の給与に関する条例の特例)</p> <p>第五条 職員派遣後職務に復帰した職員(技能労務職員である職員を除く。以下同じ。))に関する職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号)第二十九条第一項又は第六項の規定の適用については、派遣先団体において従事していた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項に規定する通勤を含む。))を公務とみなす。</p>	<p>(職務に復帰した職員に関する職員の給与に関する条例の特例)</p> <p>第五条 職員派遣後職務に復帰した職員(企業職員である職員及び単純労務職員である職員を除く。以下同じ。))に関する職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号)第二十九条第一項又は第六項の規定の適用については、派遣先団体において従事していた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項に規定する通勤を含む。))を公務とみなす。</p>

〔技能労務職員である派遣職員の給与の種類〕

第八条 技能労務職員である派遣職員が派遣先団体において従事する業務が府委託等業務である場合又は府委託等業務(これと同様の業務であつて府以外の地方公共団体に係るものを含む。)が派遣先団体の主たる業務である場合において、当該職員には、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当を支給することができる。

(採用された職員に関する職員の給与に関する条例の特例)

第十五条 法第十条第一項の規定により採用された職員(技能労務職員である職員を除く。以下同じ。)に関する職員の給与に関する条例第二十九条第一項又は第六項の規定の適用については、特定法人において従事していた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

〔企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与の種類〕

第八条 企業職員又は単純労務職員である派遣職員が派遣先団体において従事する業務が府委託等業務である場合又は府委託等業務(これと同様の業務であつて府以外の地方公共団体に係るものを含む。)が派遣先団体の主たる業務である場合においては、当該職員には、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当を支給することができる。

(採用された職員に関する職員の給与に関する条例の特例)

第十五条 法第十条第一項の規定により採用された職員(企業職員である職員及び単純労務職員である職員を除く。以下同じ。)に関する職員の給与に関する条例第二十九条第一項又は第六項の規定の適用については、特定法人において従事していた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第四条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(趣旨) 第一条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号。以下「法」という。)第三条第一項及び第二項、第四条、第五条、第六条第二項並びに第七条第一項及び第二項(これらの規定を地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百八号)第五十三条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十四条第六項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第四十二条及び地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)附則第五項において準用する地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十八条第四項の規定に基づき、府の職員、市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員並びに府が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員(以下「職員」という。)について、任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(趣旨) 第一条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号。以下「法」という。)第三条第一項及び第二項、第四条、第五条、第六条第二項並びに第七条第一項及び第二項(これらの規定を地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百八号)第五十三条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十四条第六項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第四十二条及び地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三十八条第四項(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)附則第五項において準用する場合を含む。))の規定に基づき、府の職員、市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員並びに府が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員(以下「職員」という。)について、任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

<p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第七条 特定任期付職員(技能労務職員(地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員をいう。以下同じ。))である特定任期付職員及び特定地方独立行政法人の職員(技能労務職員を除く。))である特定任期付職員を除く。以下この条及び次条において同じ。)</p> <p>(略)</p>	<p>2―5 (略)</p> <p>(技能労務職員である特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第九条 技能労務職員(特定地方独立行政法人の職員を除く。以下この条において同じ。))である特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、特定任期付職員業績手当を支給することができる。</p> <p>2 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成二十三年大阪府条例第●号)第五条、第七条及び第十六条の規定は、技能労務職員である特定任期付職員には、適用しない。</p>
<p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第七条 特定任期付職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律第三条第一号に規定する地方公営企業に勤務する一般職の職員をいう。以下同じ。))である特定任期付職員(単純な労務に雇用される職員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。))である特定任期付職員及び特定地方独立行政法人の職員(単純な労務職員を除く。))である特定任期付職員を除く。以下この条及び次条において同じ。には、次の給料表を適用する。</p> <p>(略)</p>	<p>2―5 (略)</p> <p>(企業職員又は単純な労務職員である特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第九条 企業職員又は単純な労務職員(特定地方独立行政法人の職員を除く。以下この条において同じ。))である特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、特定任期付職員業績手当を支給することができる。</p> <p>2 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十年大阪府条例第四十二号)第三条の二第一項、第四条、第五条、第五条の三及び第十三条(これらの規定を同条例附則第三項において準用する場合を含む。))の規定は、企業職員又は単純な労務職員である特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>3 企業職員又は単純な労務職員である特定任期付職員に対する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第三条の二第二項及び第十一条の二(これらの規定を同条例附則第三項において準用する場合を含む。以下同じ。))の規定の適用については、同条例第三条の二第二項中「管理者が定める職にある職員」とあるのは「管理者が定める職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第一条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条例第十一条の二中「管理者が定める職にある職員」とあるのは「管理者が定める職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。